

審議項目 2 関係資料

1. 指定都市と都道府県の関係性に係る2つの方向性
2. 指定都市と都道府県間の協議・調整等の枠組み
3. その他関係資料

都道府県が処理することとされている事務

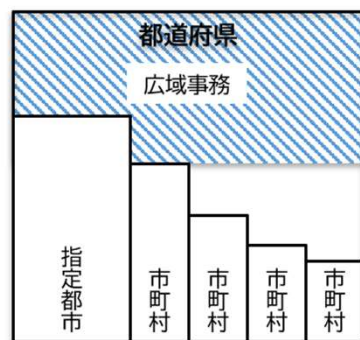
○ 地方自治法上、都道府県は以下の事務を処理することとされている。

地方自治法(昭和22年法律第67号)

第二条 地方公共団体は、法人とする。

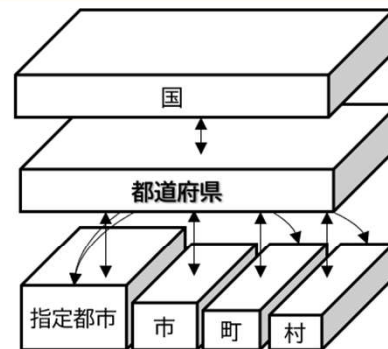
- ② 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。
- ③ 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。
- ④ 市町村は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。
- ⑤ 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの【＝①広域事務】、市町村に関する連絡調整に関するもの【＝②連絡調整事務】及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるもの【＝③補完事務】を処理するものとする。
- ⑥ 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当つては、相互に競合しないようにしなければならない。
- ⑦～⑰ (略)

①広域事務



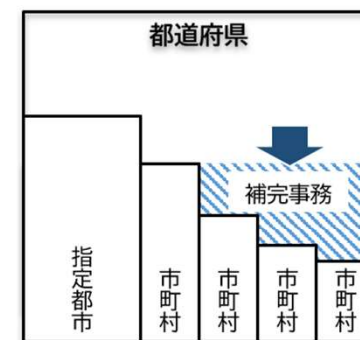
一の地方公共団体の区域を超える
広がりをもつ事務を処理する

②連絡調整事務



国との関係において管内の市町村を
とりまとめ、或いは市町村間の連携
を図り、利害を調整する

③補完事務



指定都市の区域に存する人的・物的・
財政的なリソースも活用して、規模・
能力において一般の市町村が処理す
ることができない事務を処理する

第30次地方制度調査会答申(抜粋)

■「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月25日)

第3 新たな大都市制度

2 特別市(仮称)

(1)特別市(仮称)を検討する意義

特別市(仮称)は、全ての都道府県、市町村の事務を処理することから、その区域内においてはいわゆる「二重行政」が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する。

また、大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるという点にも意義がある。

(2)特別市(仮称)についてさらに検討すべき課題

一方で、特別市(仮称)については、以下のようにさらに検討すべき課題が存在する。

一層制の大都市制度である特別市(仮称)について、法人格を有し、公選の長、議会を備えた区を設置して実質的に二層制とすることが必要とまでは言い切れないが、現行の指定都市の区と同様のものを設置することでは不十分であり、少なくとも、過去の特別市制度に公選の区長が存在していたように、何らかの住民代表機能を持つ区が必要である。

また、特別市(仮称)は全ての都道府県、市町村の事務を処理するため、例えば警察事務についても特別市(仮称)の区域とそれ以外の区域に分割することとなるが、その場合、組織犯罪等の広域犯罪への対応に懸念がある。

さらに、特別市(仮称)は全ての道府県税、市町村税を賦課徴収することとなるため、周辺自治体に対する都道府県の行政サービスの提供に影響するという懸念もある。

なお、現在の全ての指定都市を特別市(仮称)制度の対象とする場合、現在47の広域自治体が最大67に増加する可能性がある。大都市地域特別区設置法の対象区域と同様に人口200万以上とするなど、一定以上の人口の指定都市を対象を限定する必要がある。

(3)当面の対応

まずは、都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め、実質的に特別市(仮称)に近づけることを目指すこととし、特別市(仮称)という新たな大都市のカテゴリーを創設する場合の様々な課題については、引き続き検討を進めていく必要がある。

- 第30次地方制度調査会答申を踏まえ、平成26年に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第4次分権一括法)」では、**25法律に基づく事務が都道府県から指定都市に移譲**された。

1. 第4次一括法案について

地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するとともに、第30次地方制度調査会答申(平成25年6月25日)で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進するため、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備を行うもの。

(参考)

(63法律を一括改正)

- ・第1次一括法(平成23年4月成立) — 地方に対する規制緩和
- ・第2次一括法(平成23年8月成立) — 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲
- ・第3次一括法(平成25年6月成立) — 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲

2. 改正内容

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【例】

- ・看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等
(10条等)
- ・商工会議所の定款変更の認可(38条)
- ・自家用有償旅客運送の登録・監査等(44条)

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等

【例】

- ・県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定
(5条等)
- ・病院の開設許可(17条)
- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画の決定(45条)

3. 施行期日

平成27年4月1日(体制整備に特に時間を要するものについては個別に定める日)

国から地方公共団体(43法律)

内閣府関係

〔健康増進法(1条)〕

○誇大表示の禁止に係る勧告・命令

総務省関係

〔放送法(3条)〕

○小規模施設特定有線一般放送の業務開始届出等

厚生労働省関係

〔児童福祉法(10条)〕

〔あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(11条)〕

〔食品衛生法(12条)〕

〔理容師法(13条)〕

〔保健師助産師看護師法(15条1号)〕

〔身体障害者福祉法(15条2号)〕

〔診療放射線技師法(15条3号)〕

〔臨床検査技師等に関する法律(15条4号)〕

〔知的障害者福祉法(15条5号)〕

〔理学療法士及び作業療法士法(15条6号)〕

〔柔道整復師法(15条7号)〕

〔食鳥処理法(15条8号)〕

〔歯科衛生士法(16条)〕

〔社会福祉法(18条)〕

〔歯科技工士法(19条)〕

〔美容師法(21条)〕

〔調理師法(22条)〕

〔製菓衛生師法(27条)〕

〔視能訓練士法(29条1号)〕

〔臨床工学技士法(29条2号)〕

〔義肢装具士法(29条3号)〕

〔救急救命士法(29条4号)〕

〔言語聴覚士法(29条5号)〕

〔社会福祉士・介護福祉士法等(30条1、3号)〕

〔精神保健福祉士法(30条2号)〕

○養成施設の指定・監督等

〔児童福祉法(10条)〕(再掲)

〔母子保健法(25条)〕

○指定医療機関等の指定・監督

〔消費生活協同組合法(14条)〕

○消費生活協同組合(一部)の設立認可・監督

〔医療法(17条)〕

○医療法人(一部)の設立認可・監督
(関係する都道府県の連携を規定)

〔戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(23条1号)〕

〔戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(23条2号)〕

〔戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(23条3号)〕

〔戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(26条)〕

○特別給付金又は特別弔慰金の特別買上償還に関する証明書の発行

〔介護保険法等(31、32条)〕

○介護サービス事業者(一部)の業務管理体制の整備に関する監督等
(関係する都道府県の連携を規定)

農林水産省関係

〔農産物検査法(35条)〕

○登録検査機関(一部)の登録・監督

経済産業省関係

〔商工会議所法(38条)〕

○商工会議所の定款変更の認可(一部)

国土交通省関係

〔中小企業等協同組合法(43条)〕

○事業協同組合等(一部)の設立認可・監督

〔道路運送法(44条)〕

○自家用有償旅客運送の登録・監査等
○自動車道事業(一部)に係る供用約款の認可等

〔自動車運転代行業適正化法(47条)〕

○自動車運転代行業の認定等に係る同意・監督

環境省関係

〔土壌汚染対策法(48条)〕

○指定調査機関(一部)の指定・監督

都道府県から指定都市(25法律)

内閣府関係

〔食品表示法(2条)〕

○農林物資製造業者等への立入検査等

文部科学省関係

〔学校教育法(4条)〕

○市町村立高等学校等の設置認可

〔市町村立学校職員給与負担法(5条)・地方教育行政の組織及び運営に関する法律(附則15条)〕

〔義務教育費国庫負担法(8条)〕

〔公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(9条)〕

○市町村立小中学校等の職員の給与等の負担、県費負担教職員定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定等

〔文化財保護法(6条)〕

○史跡名勝天然記念物の仮指定、重要文化財等の管理に係る技術的指導等

〔博物館法(7条)〕

○博物館の登録

厚生労働省関係

〔児童福祉法(10条)〕

〔障害者総合支援法(33条)〕

○指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の報告の受理・命令等

〔医療法(17条)〕

○病院の開設許可

〔売春防止法(20条)〕

○婦人相談所を指定都市も設置可能に

〔特別児童扶養手当等の支給に関する法律(24条)〕

○特別児童扶養手当の受給資格の認定

〔職業能力開発促進法(28条)〕

○職業能力開発大学校等を指定都市も設置可能に

〔介護保険法等(31、32条)〕

○介護サービス事業者(一部)の業務管理体制の整備に関する監督等

農林水産省関係

〔農林物資の規格化等に関する法律(34条)〕

○農林物資製造業者等への立入検査等

〔農地法(36条)〕

○農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可

経済産業省関係

〔採石法(37条)〕

○岩石採取計画の認可

〔商工会議所法(38条)〕

○商工会議所の定款変更の認可(一部)、事業状況等の報告の受理・警告等

〔工業用水法(39条)〕

○工業用水の採取許可

〔砂利採取法(40条)〕

○砂利採取計画の認可

〔商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(41条)〕

○全国団体以外の商工会・商工会議所等の基盤施設計画の認定等

国土交通省関係

〔公有水面埋立法(42条)〕

○公有水面の埋立免許

〔都市計画法(45条)〕

○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定等

〔国土利用計画法(46条)〕

○土地取引の規制区域の指定

63法律(※)

(※)「国から地方公共団体」と、「都道府県から指定都市」との重複(児童福祉法、医療法、介護保険法等(2法律)、商工会議所法)を整理。

- 第4次分権一括法以後も、その後の状況変化等を踏まえ、**都道府県から指定都市への権限移譲**や、**都道府県による関与の見直し**が行われた例がある。

都道府県から指定都市への権限移譲

災害救助法に基づく救助の実施 (災害救助法に基づくもの)

- 災害救助法により、一定規模以上の災害発生時には、市町村に代わって都道府県が救助を行うこととされている。
- 第30次地制調答申を踏まえた権限移譲の議論(平成25年)では、都道府県から指定都市への救助実施の委任は可能であるが、**救助の主体は都道府県のままとされた。**

災害救助法の一部改正(H30)

- **熊本地震を受けた検討**を踏まえ、**都道府県との連携体制の確保等の基準を満たすものとして内閣総理大臣が指定する指定都市(救助実施市)は、自らの事務として救助を行うことができることとされるとともに、都道府県知事が調整を行うこととされた。**

<救助実施市:13市>

※令和7年4月現在

指定効力 発生日	指定都市
H31. 4. 1	仙台市、横浜市、川崎市、相模原市、神戸市、岡山市、熊本市
R元.10.1	北九州市、福岡市
R2. 4. 1	さいたま市、名古屋市、京都市
R5. 4. 3	千葉市

コンビナート地域の高圧ガス 製造許可等に関する事務・権限 (条例による事務処理特例によるもの)

- 第5次分権一括法(平成27年)において、高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの製造許可等に関する事務が指定都市に移譲されたが、**コンビナート地域に所在する事業所については、災害発生時にその被害が市域を超えて広域的なものとなるおそれがあることから、権限移譲の対象外とされた。**
- 平成27年の地方分権改革に関する提案募集において、コンビナート地域における権限移譲について、**上記懸念が解消されるような状況変化等の事実確認が必要だが、地域の実情に応じて事務処理特例により個別に移譲可能である旨が所管省庁より示された。**

事務処理の特例に関する条例(神奈川県)

- 「横浜市神奈川県調整会議・川崎市神奈川県調整会議(合同開催)」の協議結果を踏まえ、**神奈川県の事務処理の特例に関する条例が改正され、コンビナート地域に所在する事業所に対しても、横浜市・川崎市が許可等の事務を行うこととされた。**

都道府県による関与の見直し

認定こども園の認定・認可 (認定こども園法に基づくもの)

- 認定こども園に関する認定等の事務は、都道府県知事が行うこととされていた。

認定こども園法の一部改正(H24)

- **大都市部の保育需要の増大に機動的に対応**できるよう、認定こども園の認定・認可等の事務について、**指定都市・中核市も行うことが可能とされた。**
- なお、指定都市・中核市が認可等を行うに当たっては、**広域的な見地に基づく適正配置等の観点から、都道府県との事前協議が必要とされた。**

認定こども園法の一部改正(R5)

- 令和4年地方分権改革に関する提案募集において、**都道府県との事前協議は形式化しているとの指摘があったことを踏まえ、都道府県への「事前協議」から「事前通知」へと改正された。**

- 平成27年の国民健康保険法の改正により、安定的な財政運営等の観点から、**財政運営の責任主体が都道府県に変更**された。

主体の都道府県化（国保）

- H27 国民健康保険法改正 -

- 市町村国保は、財政運営が不安定になる小規模保険者が多数存在し、一人当たり医療費・所得等において、それぞれの格差が大きく、安定的な財政運営や効率的な事業の実施等が必要な状況。



- **都道府県が財政運営の責任主体**となり、市町村が納付する「国保事業納付金」の額を決定、保険給付に必要な費用を全額、市町村に支払うこととされた。
- また、都道府県内の統一的な運営方針である「国保運営方針」を示し、**市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進**することとされた。

都道府県と市町村の役割分担

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
・ 財政運営の責任主体	・ 国保事業費納付金を都道府県に納付
・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・ 資格を管理(被保険者証等の発行)
・ 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定
・ 保険給付費等交付金の市町村への支払い	・ 保険料の賦課・徴収
	・ 保険給付の決定、支給

- **新型コロナウイルス感染症対策における対応を踏まえ**、令和3年に感染症法が一部改正され、緊急時には基礎自治体のみでは病床が効率的に配分されないおそれがあることを踏まえ、**都道府県知事が、入院等に関する総合調整を行う旨が明確化**された。

<都道府県知事による入院等の総合調整>

- 新型コロナウイルス感染症対策においては、感染力が強く、病床のひっ迫が発生しうる中で、基礎自治体単位での調整では効率的な病床配分がなされないおそれがあるため、特に重症化リスクのある方を優先的に入院させるためには、都道府県知事が感染状況や病床の状況（空病床数、人工呼吸器の空状況等）を把握し、広域的に調整する必要があった。実際の運用上もこうした対応がとられたものの、これに相当する規定がなかった。



<都道府県知事による入院等の総合調整>

- 新型コロナウイルス感染症対策では、病床がひっ迫する中で、保健所設置市や特別区の単位で受入医療機関を調整すると、病床が効率的に配分されないおそれがあることから、**都道府県知事は、保健所設置市・特別区長、医療機関その他の関係者に対し、入院等に関する総合調整を行うことを法律上も明確化する。**

(出典)第33次地方制度調査会第2回専門小委員会(令和4年3月10日)厚生労働省提出資料より抜粋

- 近年の各分野における人手不足やインフラの老朽化に対応するため、**都道府県に対し、人材確保や域内の市町村の連携推進に関する調整権限を付与する改正**が行なわれている。
- また、インフラ管理の分野では、**都道府県が市町村の事務を代行する制度も創設**されている。

都道府県の役割の明確化（福祉・介護）

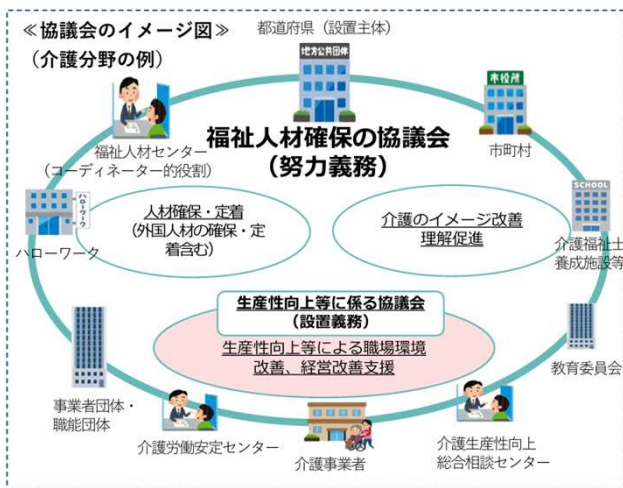
- R8 社会福祉法等改正 -

<背景・理由>

- 介護の担い手となる生産年齢人口の減少が進む中、将来にわたり必要な介護サービスを安心して受けられるよう、介護人材の確保は喫緊の課題。介護テクノロジーの活用や業務効率化による**負担軽減**や**人材確保**を図りつつ、**サービスの質向上**を目指す必要がある状況。
- 介護分野だけでなく、**福祉分野全体での人材確保・生産性向上を進めることの重要性**も指摘されていた。

<改正案の内容>

- 人材確保や生産性向上を通じた質の高い介護の確保及び経営基盤の確立を図るための取組の推進等を、国及び**都道府県の責務と明確化**。
- 関係団体等(公的機関、地域の事業者、養成施設等)で構成する**福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務**に。
- 介護分野においては、**生産性向上等の取組の促進を図るための協議会の設置を都道府県に義務付け**。



※ 障害福祉分野も同様の見直しを行う。

(出典)厚生労働省HP

都道府県の役割の明確化（下水道）

- R8(予定) 下水道法改正案 -

<背景・理由>

- 下水道事業は主に市町村単位で経営されており、**多くの事業が小規模**(下水道処理人口5万人未満の小規模事業者が7割以上)で経営基盤が脆弱であり、**施設の老朽化**(令和15年度末には標準耐用年数50年を経過する管路が約10万km、全体の約20%に急増)や**職員数の減少**(ピーク時から約4割減少)も深刻な状況。
- 中小規模の事業体では課題が顕著であり、**広域連携等による上下水道の基盤強化の推進の必要性**が指摘されていた。

<改正案の内容>

- 複数の下水道管理者の連携を推進するため、**都道府県が広域連携推進計画を策定する制度を創設**。
- (本来は市町村が管理する)**公共下水道を都道府県(都道府県加入の一部事務組合等を含む)が管理**できる特例や、管理者間の協議により点検・修繕・改築を他の自治体が代行できる制度を創設。
- 災害・事故時における**都道府県による公共下水道の復旧工事の代行制度を創設**。



(出典)国土交通省HP

(備考)各府省HPをもとに事務局作成

- 指定都市市長会は、「道府県と指定都市間の二重行政」として、いくつかの事例を挙げている。

これまでの議論や整理

- 指定都市制度は、不明確な役割分担等による道府県と指定都市間の二重行政が存在するとともに、指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているにも関わらず、その経費を道府県税として負担しており、応益原則に反し受益と負担の関係にねじれが発生
- 指定都市は、大都市として、多種多様な行政課題に対応しているにも関わらず、その能力・役割に見合った権限と財源を十分に持っておらず、効率的かつ機動的な大都市経営ができていないという課題が発生
- 指定都市制度の課題は、道府県と指定都市の二層制の構造上の課題であり、個々の権限移譲の推進等により、実質的に特別市に近付ける取組だけでは解決できない課題である。

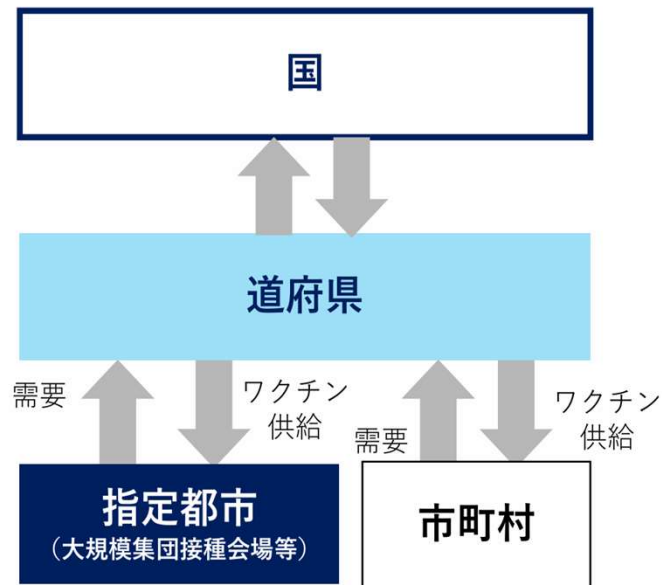
具体的な支障事例

- 道府県の関与により、道府県との調整や確認に時間を要するなど、迅速かつ的確な政策展開の支障となっている。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症など大規模な危機事象への対応
 - ・ 都市計画事業の認可など土地の使用・管理
 - ・ 私立幼稚園の設置認可・指導など道府県と市の類似業務
 - ・ 医療計画など道府県計画による制限 など…
- 指定都市の市民からは、交通安全対策の標識に関して「規制」と「安全対策」の項目で権限が異なり、相談窓口が分かれているため、市民ニーズへの迅速な対応が図れていないとの声が多数挙がっている。
- 企業誘致等による税収効果のうち、法人事業税など税源涵養効果の一部は道府県税となっており、魅力的なまちづくりによる税収増が地域や新たな再開発等へ還元・循環できず、効果的な都市や圏域の成長に繋がらない。

(出典)指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」報告書(令和7年11月)をもとに事務局作成

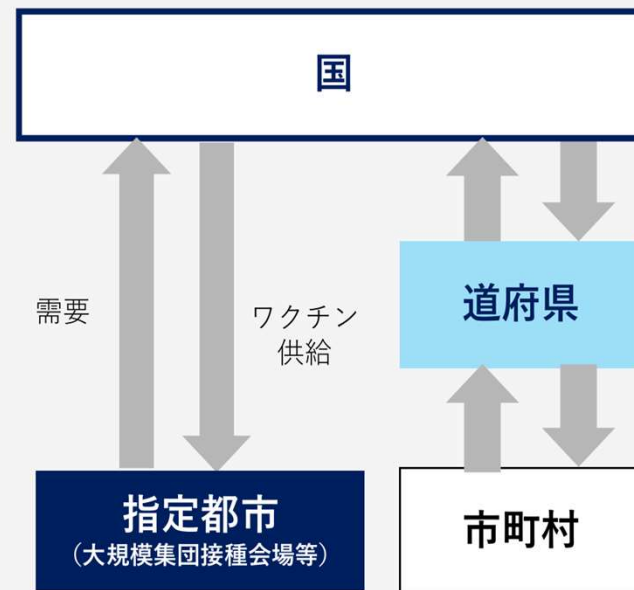
- 指定都市市長会は、効率的かつ迅速なワクチンの供給・接種体制を確保・構築するため、ワクチン流通等の調整に関する道府県の権限を指定都市に移譲することを求めている。

〈 現 状 〉



道府県を通じて配分されるため
時間がかかる
国による正確な需要把握が困難

〈 目指す姿 〉



国から直接配分を受け
迅速な接種の実現

(出典)第33次地方制度調査会第8回専門小委員会 指定都市市長会提出資料「ポストコロナ・DX時代における大都市自治体の役割」より

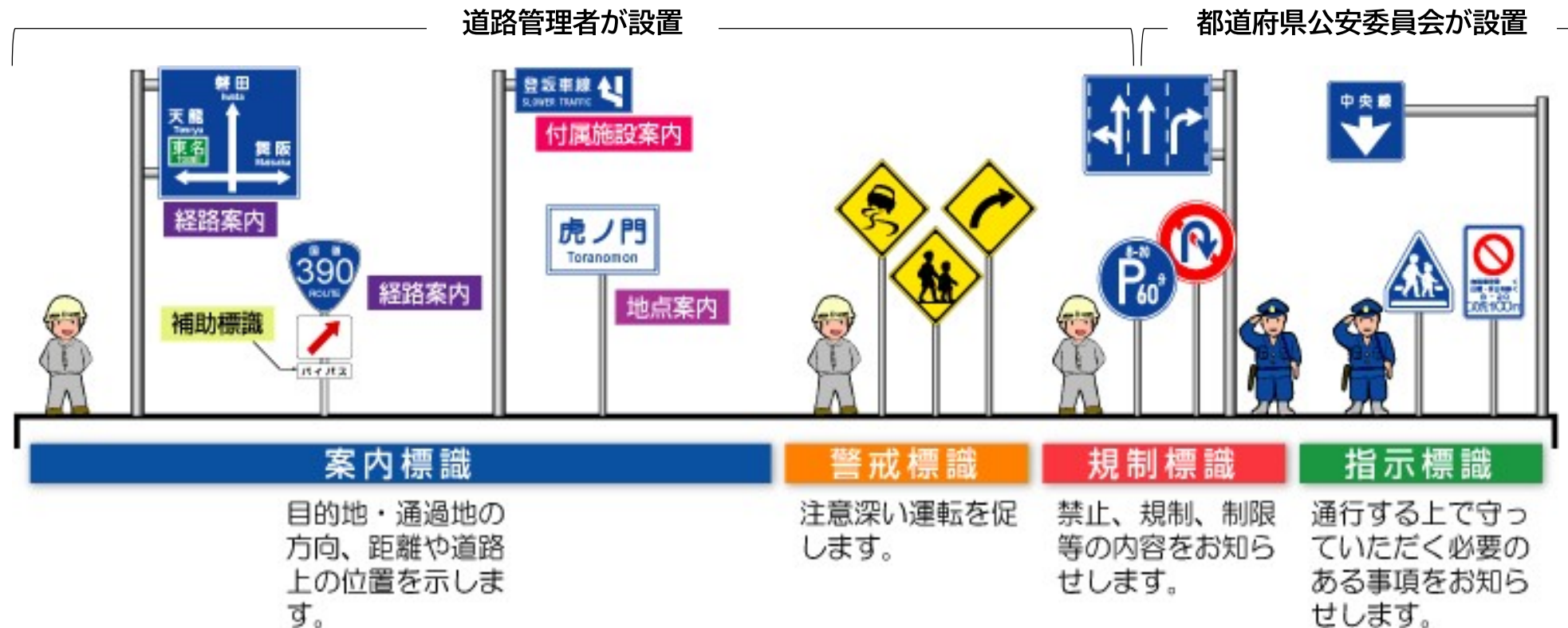
新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市市長会要請(令和4年6月18日) 抜粋

11 感染症対策に関する事務・権限の移譲について

- (2)ワクチンについて、特に人口や人流が集中する指定都市に対しては、全国的な感染拡大防止に向けた戦略的な供給を行うほか、効率的かつ迅速なワクチンの供給・接種体制を確保・構築するため、ワクチン流通等の調整に関する道府県知事の権限を希望する指定都市の市長に移譲すること。

- 道路標識は、その種類に応じ、**設置管理主体が指定都市等の道路管理者※と都道府県公安委員会に分かれている。**

※ 指定都市の区域内に存する国道(都道府県が管理を行うこととされているもの)、都道府県道は指定都市が道路管理者。



※規制予告のみ道路管理者も設置可能

道路管理者が設置管理するもの:案内標識、警戒標識、一部の規制標識(「危険物積載車両通行止め」「最大幅」「重量制限」「高さ制限」「自動車専用」「許可車両専用」等)、指示標識(規制予告に限る)

都道府県公安委員会が設置管理するもの:一部の規制標識(「大型貨物自動車等通行止め」「追越し禁止」「駐停車禁止」「駐車禁止」等)、指示標識

(備考)国土交通省HPをもとに事務局作成

指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト報告書」(令和7年11月) 抜粋

5 特別市制度に関する考え方

(1)指定都市制度における具体的な支障事例

(略)また、指定都市の市民からは、交通安全対策の標識に関して「規制」と「安全対策」の項目で権限が異なり、相談窓口が分かれているため、市民ニーズへの迅速な対応が図れていないといった声が挙がっている。(略)

- 都道府県が処理している事務に関し、「特別市」の設置により想定される影響について、制度所管省庁への聞き取り結果は以下のとおり。

(質問事項) 現在、都道府県が処理している事務について、仮に「特別市」が設置されることとなった場合、当該事務の処理にどのような影響が生じることが考えられるか。これに対し、どのような対応の方向性が考えられるか。

警察事務 (警察庁)

- 警察事務は、都道府県の単位で処理することを基本としており、広域自治体である都道府県と同格のものとして「特別市」が設置された場合に、「特別市」の単位で警察を置き、警察事務を処理することは考え得るのではないか。
- 警察組織としては、一定の人口規模があれば成立し得ると思われるが、警察本部等を新たに設置し、人員を確保する必要があるなど、コストの増加や分割されることによる非効率化という現実的な問題が存在するのではないか。
- また、指定都市を包含するような大規模な道府県警察には、有事の際に他県警察を援助する役割が期待されているが、「特別市」の設置により警察組織が分割されると、こうした機能への影響が懸念される。
- 「特別市」と残存する道府県とで警察組織を共同設置するという対応については、現行法上、公安委員会の共同設置はできないとされており、その可能性について直ちに答えられるものではないが、警察事務に対する長・議会の関わりや警察の民主的管理の在り方をどう考えるかといった課題があるのではないか。

都市計画に関する事務 (国土交通省)

- 都市計画区域の指定や、特に広域の見地から決定すべき都市施設(上下水道や一級河川等の一部)に関する都市計画の決定に係る事務については、都道府県が担っている。
- 「特別市」が設置された場合、広域調整や効率性の観点から、これらの事務を国が行うこととすることや、「特別市」と残存する道府県の間で広域調整を行うための新たなルールを設けることが考えられるが、現在都道府県が担っている地域のまちづくりに関する判断を国が行うことの妥当性は、論点となるのではないか。
- 市町村が施行する都市計画事業の認可については、適切性・公益性を確認する必要があるため、都道府県が行うこととされている。
- 「特別市」が設置された場合、「特別市」が施行する都市計画事業の認可についても新たなルールを設けることが考えられるが、認可の事務を誰が行うこととすべきかや、仮に国が行うこととする場合の業務量負担は、論点となるのではないか。

医療提供体制の確保に関する事務
(厚生労働省)

- 高度・特殊な専門的医療だけでなく、一般的な医療サービスについても、都道府県において、限られた医療資源で良質かつ適切な医療提供体制を確保する観点から、地域医療構想による医療機関の連携・再編・集約化や、医療計画に基づく救急・周産期医療提供体制の確保等が進められている。
- また、大都市部に医師が集中している中、医師偏在対策については、広域的に調整することが効果的であるため、都道府県において、大都市部・非大都市部を含む取組が進められているなど、実際の医療提供体制の確保は基本的に都道府県単位で検討・調整されている。
- 大学病院や医師等の医療資源の多くが大都市部にある現状を踏まえると、「特別市」の事務とした場合には、「特別市」と残存する道府県の区域を含めた一体的な医療提供体制の確保に向けた取組が行われないこと等により、資源の効率的な活用による医療提供体制の維持が困難となることが懸念されるのではないかな。
- こうしたことを踏まえると、「特別市」と残存する道府県の間で協議・調整を行うための新たな仕組みを設けることが考え得るが、その場合であっても、協議・調整が調わなかった場合の対応についてはなお課題があるのではないかな。

特定機能病院(※)の立地の例

※高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院

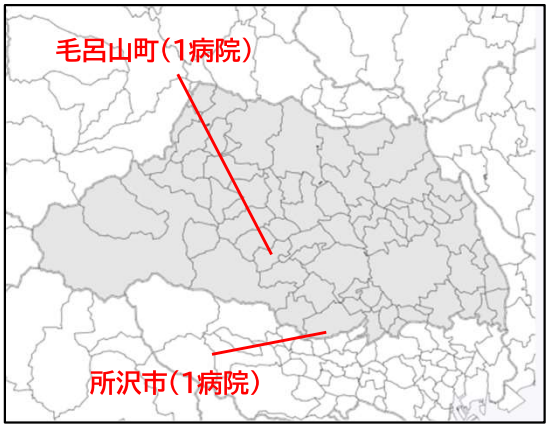
宮城県

指定都市域内にのみ立地



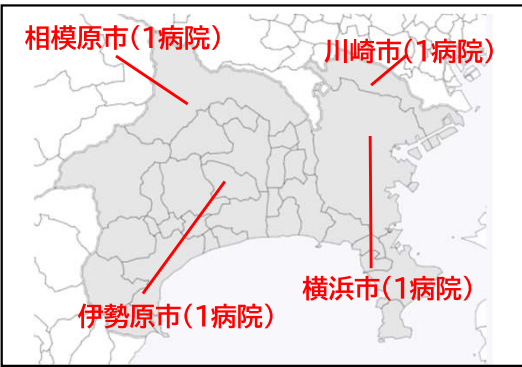
埼玉県

指定都市域外にのみ立地



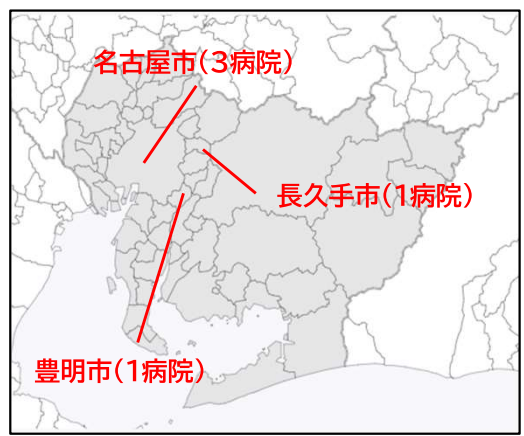
神奈川県

指定都市域内に多いが、市域外にも立地



愛知県

指定都市域内に多いが、市域外にも立地



特定機能病院が指定都市域内にのみ立地する都道府県

宮城県(仙台市に1病院)、新潟県(新潟市に1病院)、京都府(京都市に2病院)、
広島県(広島市に1病院)、熊本県(熊本市に1病院)

流域下水道の管理 (国土交通省)

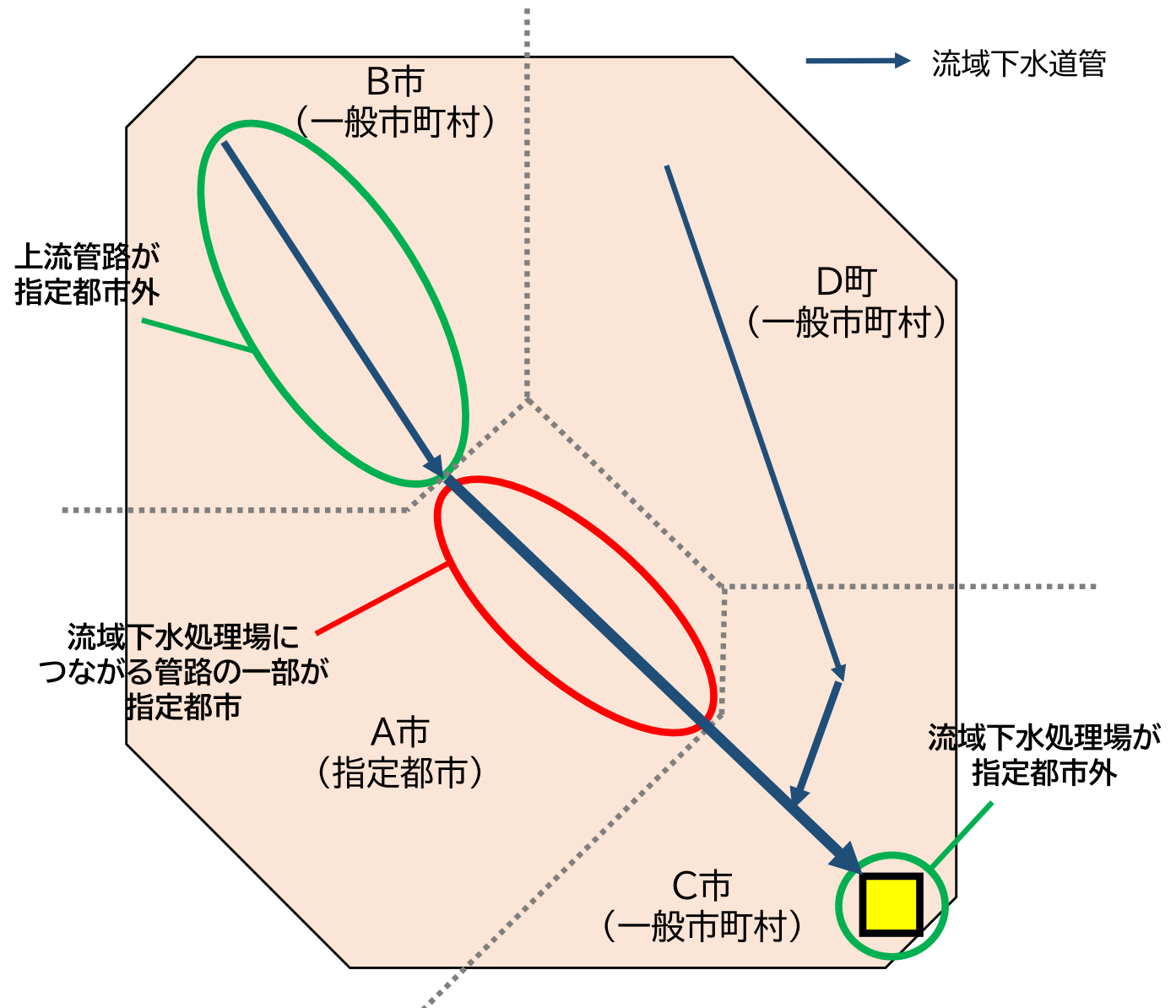
(流域下水道の維持管理)

- 下水道事業には、主に市町村が実施する公共下水道事業、都道府県が実施する流域下水道事業(2以上の市町村から排除される下水を排除・処理)が存在。
- 「特別市」が設置されて流域下水道の管理主体が上・下流で分断された場合、流域全体の水質管理を適切に行うために、処理場や管路の建設・工事・維持管理を行う上で調整が必要となる。
- 都道府県と「特別市」で一部事務組合を設立し、共同で管理を行うことも考えられるが、それぞれの負担金の額をどう算定するか等の課題がある。

(流域全体の環境基準の管理)

- 河川等の公共用水域の環境基準を満たすため、都道府県が「流域別下水道整備総合計画」を策定し、市町村管理部分も含めた下水道整備計画区域や処理場の配置を定めている。計画の策定主体が分断された場合、水域全体の効果的な環境基準の維持に支障が出る可能性がある。

流域下水処理場につながる管路が指定都市と指定都市外に跨がる例



学校の設置・認可等
(文部科学省)

(私立学校の設置認可)

○ 私立学校(幼稚園～高校)の認可は都道府県が実施。全県的な需給バランスの調整の観点から私立高校と公立高校との収容定員調整を行っているが、私立高校の多くが指定都市に集中している現状を踏まえると、「特別市」が私立高校の設置認可をする場合、「特別市」と都道府県の間で収容定員の調整の仕組みを設けることができるかが論点となるのではないか。

(公立高校・特別支援学校の設置)

- 「特別市」域内に所在する都道府県立高校・特別支援学校は、「特別市」に移管されるか、都道府県立学校のまま域外設置されることになると考えられる。指定都市域にある県立学校が特別市立となり、通学エリアが特別市域のみとされた場合、都道府県の残存部に居住する生徒への影響が大きい。何らかの調整が担保される必要があるのではないか。
- 特に普通科高校に比べ、商業・工業等の専門高校は、都道府県内でも設置数が限定的。「特別市」と都道府県の間で、通学エリアの調整や定員調整を適切に行う必要がある。
- 特別支援学校の設置義務が課されている都道府県と同様に「特別市」でも市域内の障害のある児童生徒を就学させるに必要な特別支援学校を十分に設置しなければならないとするのか、また、児童生徒数が小規模である視覚・聴覚障害教育を行う特別支援学校を「特別市」と都道府県の残存部とで複数校設置できるのか、といった点について検討が必要となるのではないか。

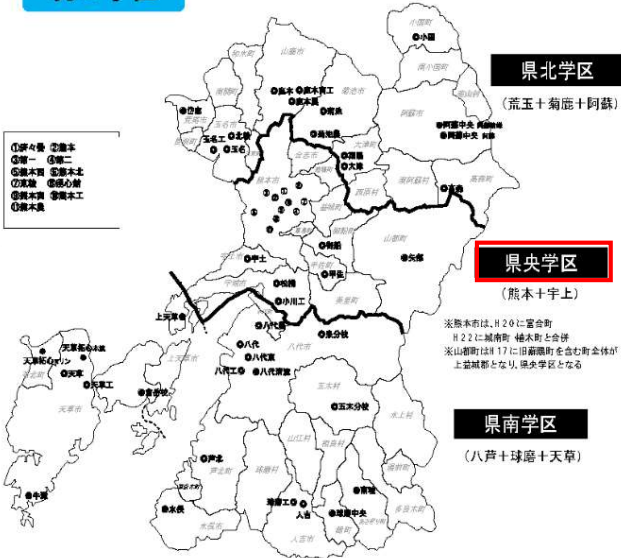
県立高校の通学区域(学区)を
全県一区としている都道府県

・宮城県、埼玉県、神奈川県、新潟県、静岡県、大阪府、広島県 ※指定都市を有する都道府県

県立高校の学区が指定都市域を超えて
設定されている例(熊本県)

・「県央学区」は熊本市とその周辺市町村に跨る。

現 3 学区



(出典)熊本県HPより

隣接県との協定により、県域を超えて県立
高校に通学可能となっている例(埼玉県)

・埼玉県は隣接県と協定を結び、隣接県の一定地域から、埼玉県の隣接する地域に出願が可能。

隣接県協定県境界図



市町村名については、令和 7 年 10 月 1 日現在

(出典)埼玉県HPより

特別支援学校(視覚・聴覚)が指定都市域内にのみ立地する都道府県

宮城県(視覚支援学校は仙台市に1校)、新潟県(視覚・聴覚支援学校は新潟市に1校)
京都府(視覚支援学校は京都市に1校)、
大阪府(視覚支援学校は大阪市に2校、聴覚支援学校は大阪市・堺市に4校)、
兵庫県(視覚支援学校は神戸市に2校)、岡山県(視覚・聴覚支援学校は岡山市に1校ずつ)
広島県(視覚支援学校は広島市に1校)、熊本県(視覚・聴覚支援学校は熊本市に1校ずつ)

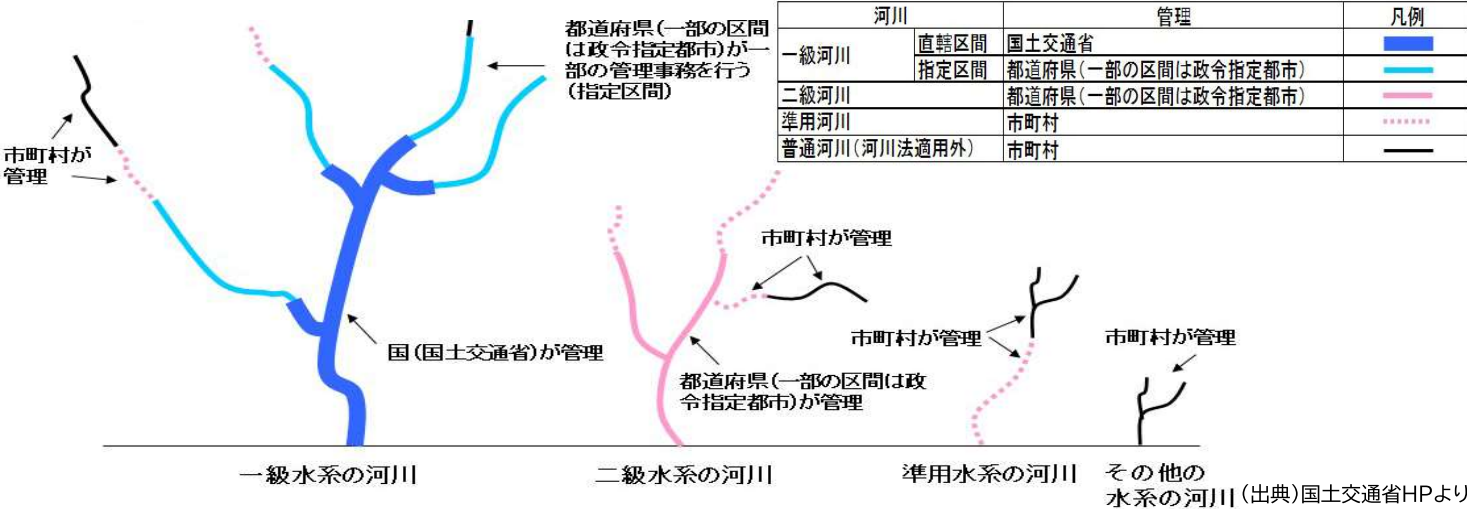
(備考)各都道府県HPをもとに事務局作成

河川、砂防等の管理
(国土交通省)

(河川)

- 原則、一級河川は国(指定区間は都道府県)、二級河川は都道府県が管理。一級河川(指定区間)や二級河川の一部は、制度上、都道府県との協議により指定都市も管理することができるが、実際には、指定都市の管理区間はそれほど多くない。
 - 現在都道府県が管理している区間を「特別市」が管理となると、人員・体制やノウハウの面で課題があるのではないか。
- (砂防・地すべり・急傾斜地対策)
- 現行、砂防等の事務は原則として都道府県(一部は国の事務)であり、指定都市の事務とされていない。
 - したがって、砂防等の事務を「特別市」が行う場合、人員・体制やノウハウの面で課題があるのではないか。
 - 河川・砂防等については災害対応が発生する。「特別市」への移行直後に水害や土砂災害が発生した場合でも即応体制がとれるよう検討する必要があるのではないか。

河川の管理区分のイメージ図



横浜市の河川管理区間



※赤枠内：一級河川及び二級河川のうち市管理区間

凡 例			
一級河川	国土交通大臣管理区間	二級河川	市長管理区間
一級河川	県知事管理指定区間	準用河川	市長管理区間
一級河川	市長管理区間	■	県庁
二級河川	県知事管理区間	▲	市庁舎
二級河川	県知事管理 市長施工・維持区間	●	区役所

1. 指定都市と都道府県の関係性に係る2つの方向性
- 2. 指定都市と都道府県間の協議・調整等の枠組み**
3. その他関係資料

「特別市」と都道府県との協議・調整等の枠組みを考える際の視点

- 「特別市」と都道府県との協議・調整や、「特別市」と周辺市町村の連携の枠組みを考える際の視点として、以下のようなものが考えられるか。

1. 「特別市」と都道府県との協議・調整

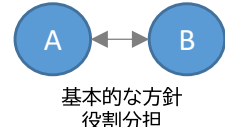
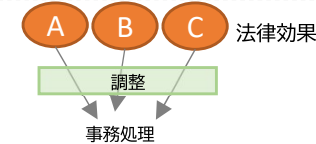
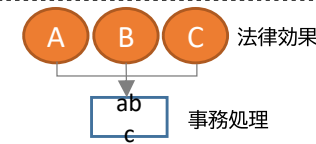
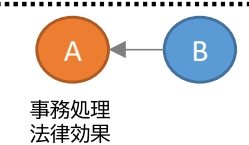
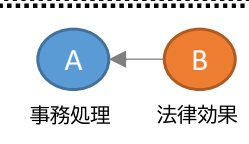
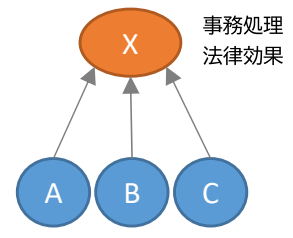
- ✓ 協議・調整の仕組みとして、どのようなものが考えられるか
- ✓ 「特別市」と都道府県による協議・調整の実効性を担保するための対応として、どのようなものが考えられるか

2. 「特別市」と周辺市町村との連携

- ✓ 連携の対象とすべき事務として何があり得るか。そもそも、現在、指定都市と周辺市町村の間ではどのような連携がなされているのか。

地方自治法に基づく共同処理制度

○ 地方公共団体間の協議・調整に活用し得る仕組みとして、**地方自治法に基づく共同処理制度**がある。

共同処理制度		制度の概要	連携イメージ	運用状況（R5.7.1現在）
別法人を 設立しない 仕組み	連携協約	地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める。	 基本的な方針 役割分担	○締結件数：467件 ○連携中枢都市圏の形成に係る連携協約など
	協議会	地方公共団体が共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行う。	 法律効果 調整 事務処理	○設置件数：227件 ○主な事務：消防、救急、広域行政計画
	機関等の共同設置	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置。	 法律効果 事務処理	○設置件数：445件 ○主な事務：介護区分認定審査、公平委員会、障害区分認定審査
	事務の委託	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる。	 事務処理 法律効果	○委託件数：6,815件 ○主な事務：住民票の写し等の交付、公平委員会、競艇
	事務の代替執行	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる。	 事務処理 法律効果	○代替執行件数：3件 ○上水道に関する事務、簡易水道に関する事務、公害防止に関する事務
別法人を 設立する 仕組み	一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	 事務処理 法律効果	○設置件数：1,392件 ○主な事務：ごみ処理、し尿処理、消防・救急
	広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。		○設置件数：117件 ○主な事務：後期高齢者医療、介護区分認定審査、障害区分認定審査

指定都市と周辺市町村の広域連携の状況

- 指定都市と周辺市町村との間で、事務の共同処理制度の活用も含めた広域連携が行われている例もある。
- 地域により状況は異なっており、三大都市圏以外の指定都市において、相対的に連携が進んでいる。

<病院・医療>

- ・関西広域連合：**災害医療**に係る**訓練**の実施や**コーディネーター養成**、**広域連合が事業主体**となった**ドクターヘリの運航**等
- ・九都県市首脳会議：統一的な子どもの医療費助成制度の創設等についての**国に対する要望活動**等を実施

<火葬場>

- ・広島市：**一部事務組合を設置**し、関係市町の区域の**火葬場の設置、管理及び運営を共同で実施**
- ・横浜市、川崎市：広域的な観点から災害時における遺体の円滑な火葬を支援するため、**広域火葬計画を県が策定**

<消防・救急>

- ・広島市：近隣自治体の**消防事務を実施**(**地方自治法に基づく事務の委託**)
- ・川崎市：災害時を想定した、県下消防相互**応援協定の締結**

■大都市圏における分野別の共同処理等の状況

	横浜市	川崎市	名古屋市	大阪市	神戸市	新潟市	広島市
病院・医療	九都県市首脳会議 ※子ども医療費助成に係る要望等		—	広域連合 ※災害医療に係る訓練やコーディネーター養成等		一部事務組合 ※休日夜間診療所運営	連携協約 (連携中枢都市圏) ※診療所の人的支援等
介護	—	—	—	—	—	一部事務組合 ※施設運営	連携協約 (連携中枢都市圏) ※介護人材育成
火葬場	県広域火葬計画		災害時の相互 応援協力協定	府広域 火葬計画	—	事務の委託	一部事務組合
ごみ処理 (処分)	九都県市首脳会議 ※海洋プラごみ対策の要望等		最終処分場(市外) の共同利用	一部事務組合	2030年度以降 広域化を検討中	一部事務組合	一部事務組合
水道	一部事務組合		市外への給水	事務の委託 ※下水道の処理事務	一部事務組合	一部事務組合	市外への給水
			事務の委託 ※下水道使用料の徴収				事務の委託 ※下水道使用料の徴収
消防・救急	県下消防 相互応援協定	県下消防 相互応援協定	広域消防 相互応援協定	事務の委託 ※消防指令事務	事務の委託 ※消防指令事務	連携協約 (連携中枢都市圏) ※映像通報システムの導入	事務の委託 ※消防事務

(備考) 地方自治法に基づく事務の共同処理制度を活用したもの(セル着色)については、総務省「令和5年度 地方公共団体間の事務の共同処理の状況調べ」等による。
同制度を活用していないもの(白色セル)については、各団体のホームページに掲載されている情報をもとに事務局作成

個別法の規定により事務の共同処理を義務付ける例(後期高齢者医療)

- 共同処理制度は、地方公共団体が任意で活用するものであるが、個別法において義務付けがなされた例もある。
- 後期高齢者医療分野においては、制度運営の責任主体が不明確であったため、平成18年の老人保健法(現在の「高齢者の医療の確保に関する法律」)の改正により、**全国一律で実施主体が広域連合に広域化**された。

制度改正の背景

<制度改正の背景・理由>

- 高齢者医療費を中心に医療費がますます増大することが見込まれる中、国民皆保険を維持し、将来にわたり安定的で持続可能なものとしていくことが必要な状況。
- 従来の老人保健制度は、独立した保険制度ではなく、被用者保険等の保険者に対して費用を拠出する仕組みとなっていたことから、**老人保健制度の運営主体である市町村と実質的な費用負担者が乖離**しており、制度運営の責任主体が市町村単位になっていることについての見直しの必要性等が指摘されていた。

改正後

<手法>

- 後期高齢者についての独立した医療制度を創設して負担区分を明確にし、**都道府県の区域ごとに全ての市町村が加入する広域連合が必置化**された。
- この後期高齢者医療広域連合が保険料を徴収し、医療給付を行う。なお、保険料の徴収事務や申請受付、被保険者証の引渡し等の窓口事務は市町村が処理することとされた。

<制度改正後の状況>

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正(令和2年4月施行)

- 後期高齢者保健事業は、市町村の実施する国民健康保険の保健事業や介護保険の予防事業の取組との連携が十分に実施できていないという指摘を受け、**保健事業の実施について市町村に委託することが可能**とされた。

(備考)厚生労働省HP・「時の法令」をもとに事務局作成

連携中枢都市圏

○ 連携中枢都市圏は、指定都市や中核市が周辺の市町村と「連携協約」を締結し、圏域全体の経済成長のけん引等に係る施策を進める枠組み。

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

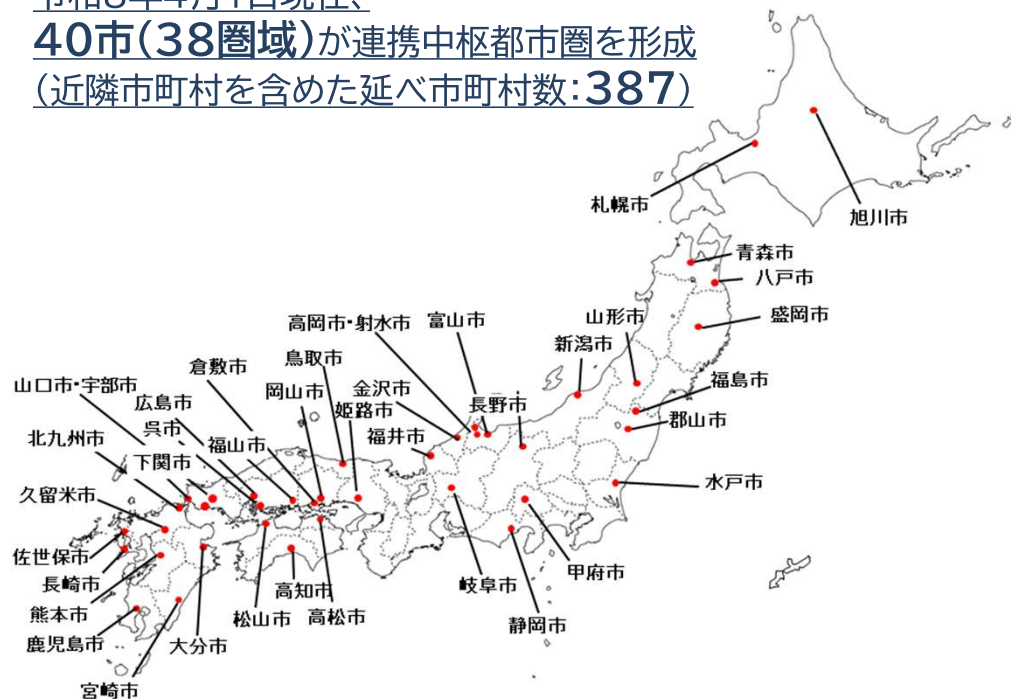
連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、
地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
 - 平成26年度から、連携中枢都市圏の形成等を推進するため国費により支援
 - 平成27年度から、地方交付税措置を講じて全国展開
-
- 連携中枢都市圏形成のための手続き

令和8年4月1日現在、
40市(38圏域)が連携中枢都市圏を形成
(近隣市町村を含めた延べ市町村数:387)



【連携中枢都市圏とは】

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。



市圏ビジョン
の策定

地方圏の指定都市を中心とした連携中枢都市圏の取組状況①

- 地方圏の10の指定都市のうち、**7の指定都市**が近隣の市町村と**連携中枢都市圏を形成**。
- これらの圏域では、指定都市が中心となった**多様な取組**が見られる。

	連携協約締結市町村数	連携中枢都市圏における主な取組内容
札幌市	7市3町1村 〔小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市等〕	○ものづくりに関する分野を対象とした新技術開発の支援 ・ 札幌市は、「製造」「健康医療」「環境(エネルギー)」「IT」等の分野を対象とした実用化・事業化の可能性が高い圏域内の新製品、新技術開発等に対して、補助や専門家の企業への派遣等を実施 ・ 連携市町村は、この取組を周知 ○公立夜間中学の共同活用 ・ 札幌市は、市内に夜間中学を整備し、運営 ・ 連携市町村は、住民が通学できるよう、札幌市と協定を締結 ○公共施設の相互利用や配置に関する検討 ・ 札幌市は、市の斎場の広域利用に関する調査・検討の実施するほか、し尿や下水等の受入・処理、雪堆積場の管理・運営、共同活用に向けた検討を実施 ・ 連携市町村は、調査研究等に係る会議に参加するほか、し尿や下水等収集の検討、雪堆積場の土地の提供、共同活用に向けた検討を実施
新潟市	7市3町1村 〔三条市、新発田市、燕市、五泉市等〕	○病児・病後児保育事業の広域利用の促進 ・ 新潟市は、広域利用に向け県と協力しながら広域利用における利用料や自治体負担金、医師連絡票統一様式作成等の調整、検討を行ったほか、ホームページ等での広報、広域利用実績のとりまとめ、自治体負担金の精算事務を実施 ・ 連携市町村は、広域利用における利用料や自治体負担金等の調整、検討を行ったほか、広報、自治体負担金の精算事務を実施 ○公共施設の相互利用促進 ・ 新潟市は、圏域の文化・観光関連施設共通割引券を市報で案内し、市の公共施設に設置 ・ 連携市町村は、圏域の文化・観光関連施設共通割引券を各市町村の広報紙等に掲載 ○バス路線等の公共交通ネットワークの確保 ・ 新潟市は、圏域内の高速バス路線等の公共交通ネットワークの構築に向けた検討 ・ 連携市町村は、公共交通の利用状況や利用促進策に関する調査・検討を実施し、新潟市に情報提供するとともに、連携市町村間で共有のあった取組等について各自の利用促進策への反映を検討

地方圏の指定都市を中心とした連携中枢都市圏の取組状況②

	連携協約締結市町村数	連携中枢都市圏における主な取組内容
静岡市	4市2町 〔島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市等〕	○圏域商品の首都圏における販路拡大のための事業の実施 ・ 静岡市は、本事業に取り組む圏域内に所在する企業を選定し、商品開発から販売促進まで伴走支援 ・ 連携市町は、静岡市と選定された当該市町の事業所の間に入ってサポートし、支援 ○移住促進のための事業の実施 ・ 静岡市は、首都圏等で開催される移住イベントに圏域として出展する際の調整等を実施 ・ 連携市町は、イベントに合同で出展等を実施 ○圏域共通の電子申請サービスの運用 ・ 静岡市は、圏域共通で利用可能な電子申請サービスを導入するよう、連携市町の導入経費を負担 ・ 連携市町は、電子申請サービスを導入
岡山市	7市5町 〔津山市、玉野市、総社市、備前市等〕	○スタートアップ支援拠点の運営 ・ 岡山市は、スタートアップ支援拠点の運営や圏域内の起業家をターゲットにしたイベントを開催 ・ 連携市町は、この取組を周知 ○広域連携による火葬場の建設・運営 ・ 岡山市は、連携市町である瀬戸内市と共同して、火葬場の建設及び管理運営を実施 ○デジタル人材の育成 ・ 岡山市は、デジタル分野で知識・経験を有した外部人材を講師として招き、職員向け研修を開催 ・ 連携市町は、デジタル分野における職員の能力向上のため、岡山市が開催する研修に参加
広島市	14市18町 〔呉市、廿日市市、岩国市、浜田市等〕	○圏域対象の地域共通ポイント制度の運用 ・ 広島市は、スマートフォンアプリ等を活用した地域共通ポイント制度の普及促進等を実施 ・ 連携市町は、イベントなどでのポイント発行の実施や制度を周知 ○救急相談センター事業(＃7119)の圏域での実施 ・ 広島市は、救急要請や救急受診する前に相談できる窓口を設置する救急相談センター事業を実施 ・ 連携市町は、自市町域内の医療機関との調整を行うとともに、住民に＃7119を周知 ○技術職員の補完体制の構築 ・ 広島市は、毎年度数人程度の技術職員を確保し、技術職員が不足する連携市町の状況を勘案しつつ、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用した職員派遣を実施

地方圏の指定都市を中心とした連携中枢都市圏の取組状況③

	連携協約締結 市町村数	連携中枢都市圏における主な取組内容
北九州市	5市12町 〔直方市、行橋市、 豊前市、中間市 等〕	○「食」を中心とした圏域の魅力発信 ・北九州市は、首都圏や福岡都市圏等でのイベント開催やHPを運営 ・連携市町は、各市町から出店・出品する業者等との調整やHP上でのイベント情報の更新などを実施 ○若者の自立支援のための事業の実施 ・北九州市は、子ども・若者を総合的にサポート等していく総合相談窓口として子ども・若者応援センターを運営 ・連携市町は、この取組を周知 ○上下水道の広域化の検討 ・北九州市は、近隣水道事業者との広域連携に関する水道広域セミナーや勉強会を主催 ・連携市町は、水道広域セミナーや勉強会に参加
熊本市	8市13町2村 〔荒尾市、玉名市、 山鹿市、菊池市 等〕	○産学連携による新事業の創出支援 ・熊本市は、「産学連携コーディネータ」を配置するほか、大学教授等の研究シーズを企業が学び、事業化の契機としてもらう「小規模マッチング会」を開催 ・連携市町村は、この取組を周知 ○図書館の相互利用 ・熊本市は、市の図書館等に来館した連携市町村の住民に対し、図書資料の貸出等のサービスを実施 ・連携市町村は、連携市町村の図書館等に来館した熊本市の住民に対し、図書資料の貸出等のサービスを実施 ○市民病院における医療センターの運営 ・熊本市は、市民病院において、周産期医療に係る各医療機関との連携を図る総合周産期母子医療センターを運営

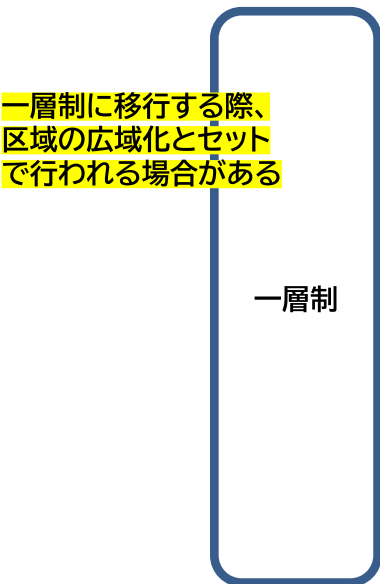
（備考）『連携中枢都市圏の主な取組事例』、各都市圏のビジョン等をもとに事務局作成

諸外国の大都市制度の類型

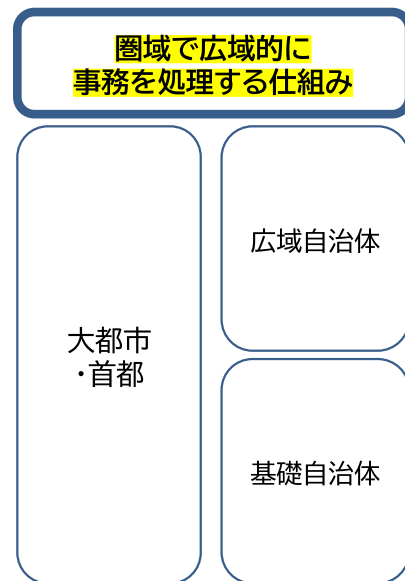
- 諸外国の大都市制度については、**以下のような類型がある**。なお、これらのパターンのうち複数の組み合わせが適用されることもある。
- 諸外国において大都市制度改革が行われる際には、大都市圏全体で円滑に事務を実施する観点から、「**地方公共団体の区域の広域化**」(例;加・トロントでの新トロント市の創設(1998年))や、「**圏域で広域的に事務を処理する仕組みの導入**」(英・ロンドンでのGLAの創設(2000年))**とセットで行われている場合が多い**と考えられる。

A:行政事務を行う組織の特例

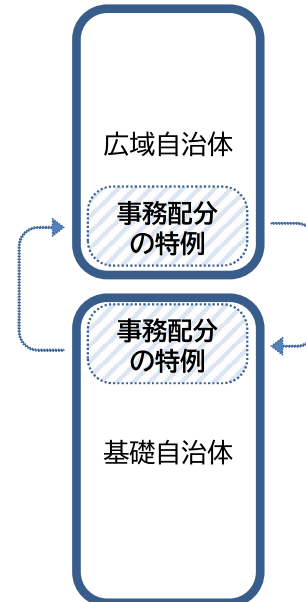
パターン①



パターン②



パターン③ (①②の中間)



B:国等との関係の特例

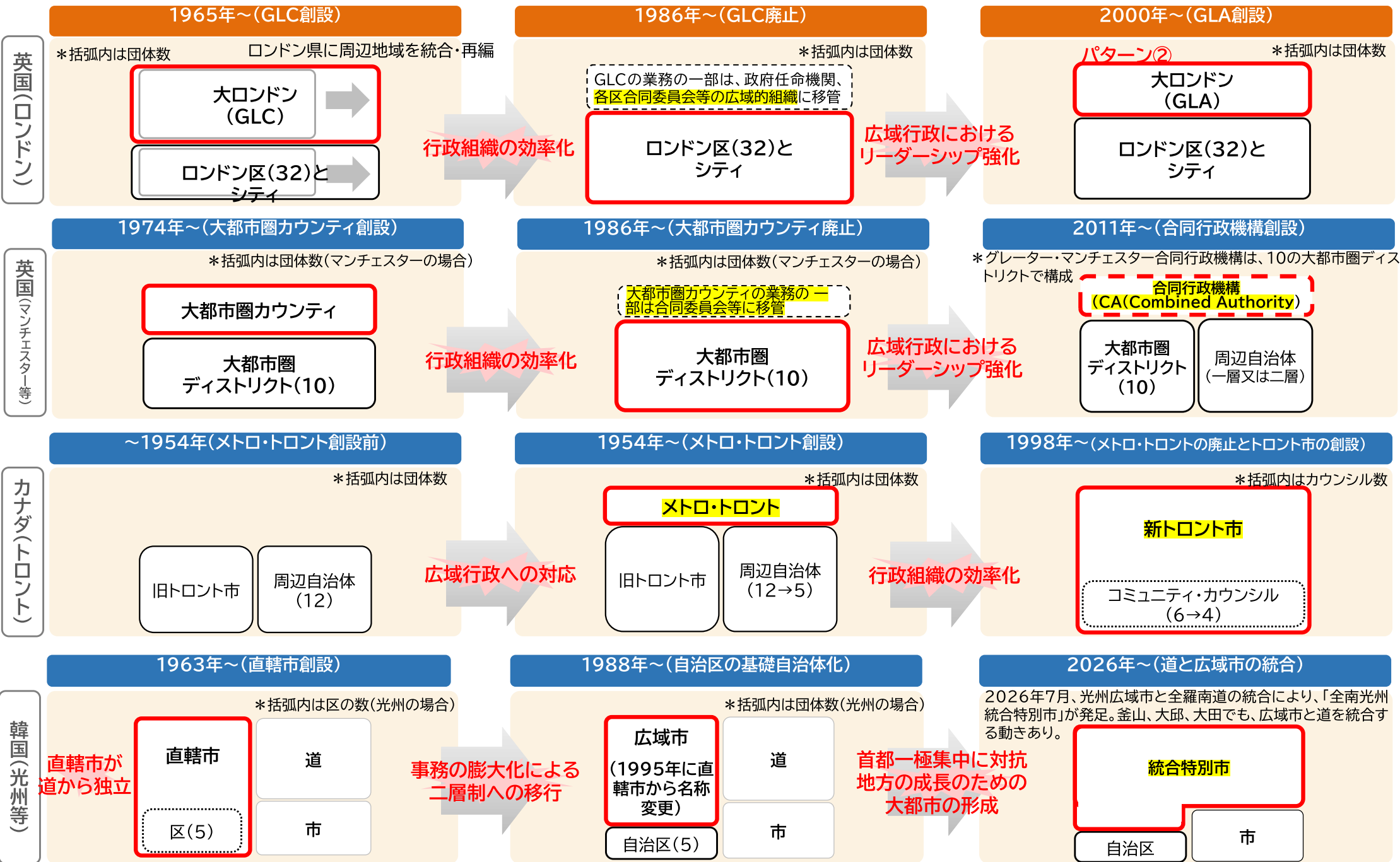
(例) 国による特別な関与
国による直接の事務執行



凡例(次ページ以降共通)

- : 諸外国の制度(首都)
- : 諸外国の制度(首都以外の大都市)
- : 我が国の制度
- 実線囲み : 直接公選の議会を有する法人格のある団体
- 点線囲み : 上記以外

諸外国における大都市制度の変遷の例



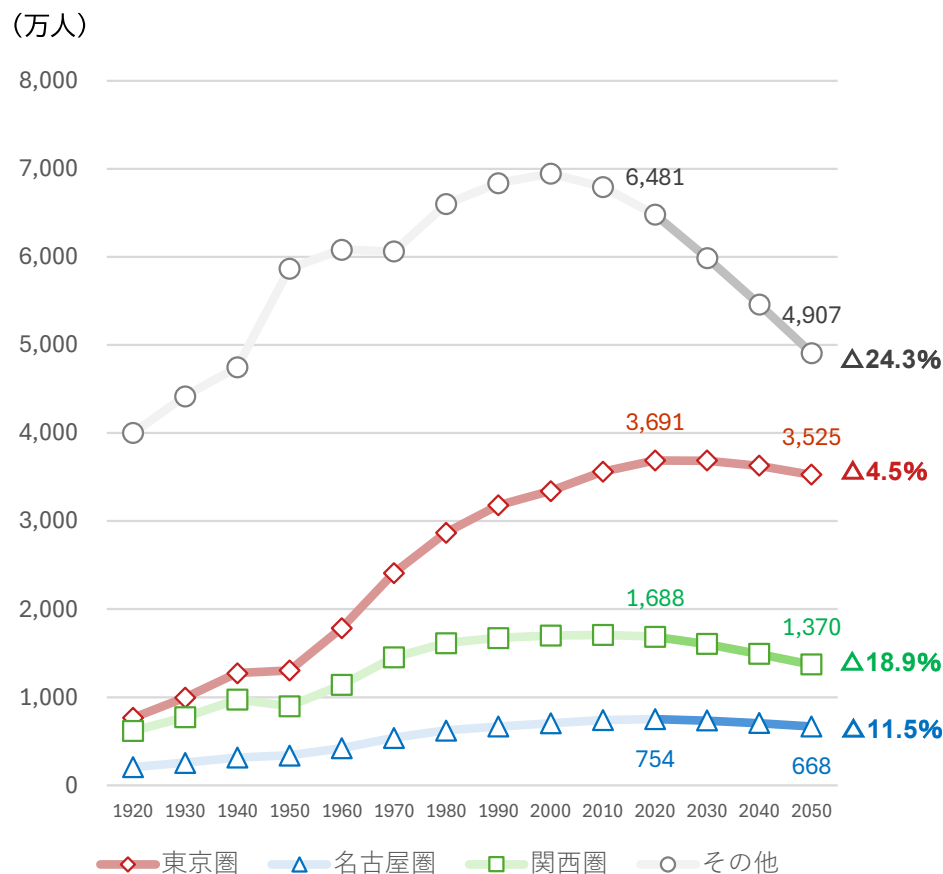
1. 指定都市と都道府県の関係性に係る2つの方向性
2. 指定都市と都道府県の間協議・調整等の枠組み
- 3. その他関係資料**

都市部とその他地域の人口推計(東京圏・大阪圏・名古屋圏)

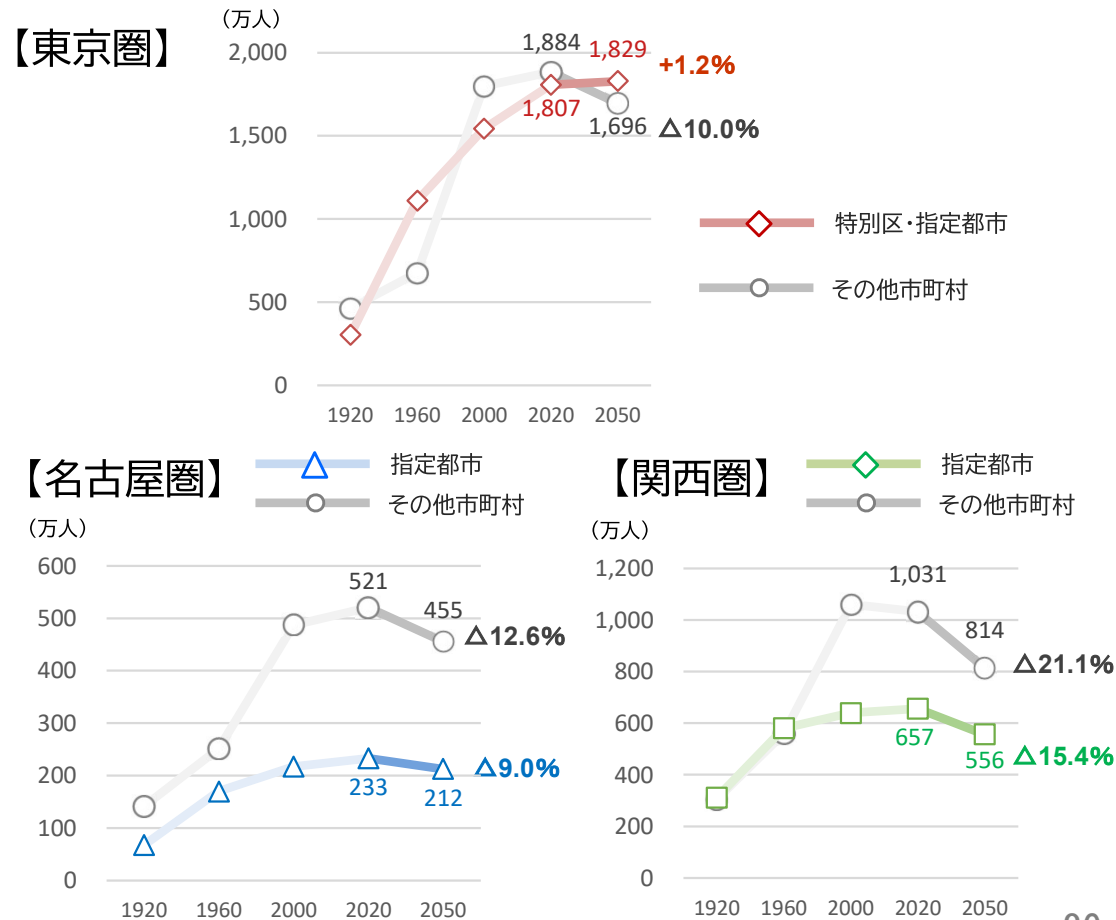
- 2020年から2050年にかけて全国的な人口減少が予想される中、**三大都市圏の人口減少は、他地域に比べ緩やか**。さらに、**各都市圏の中でも、特別区・指定都市の人口減少幅は比較的小さい**と推計されている。
- この結果、**「全国に占める三大都市圏の人口割合」「都市圏に占める特別区・指定都市の人口割合」はいずれも高まり、都市への人口集中が加速**すると考えられる。
- ただし、東京圏の特別区・指定都市の人口は2050年まで微増し、全国的にも特異な状況である一方、関西圏の人口減少幅は20%に迫る等、三大都市圏間の違いも大きい。

※ 三大都市圏＝東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)＋名古屋圏(愛知県)＋関西圏(京都府、大阪府、兵庫県)

三大都市圏の人口とその他の地域の人口



三大都市圏のうち、特別区・指定都市の人口とその他市町村の人口



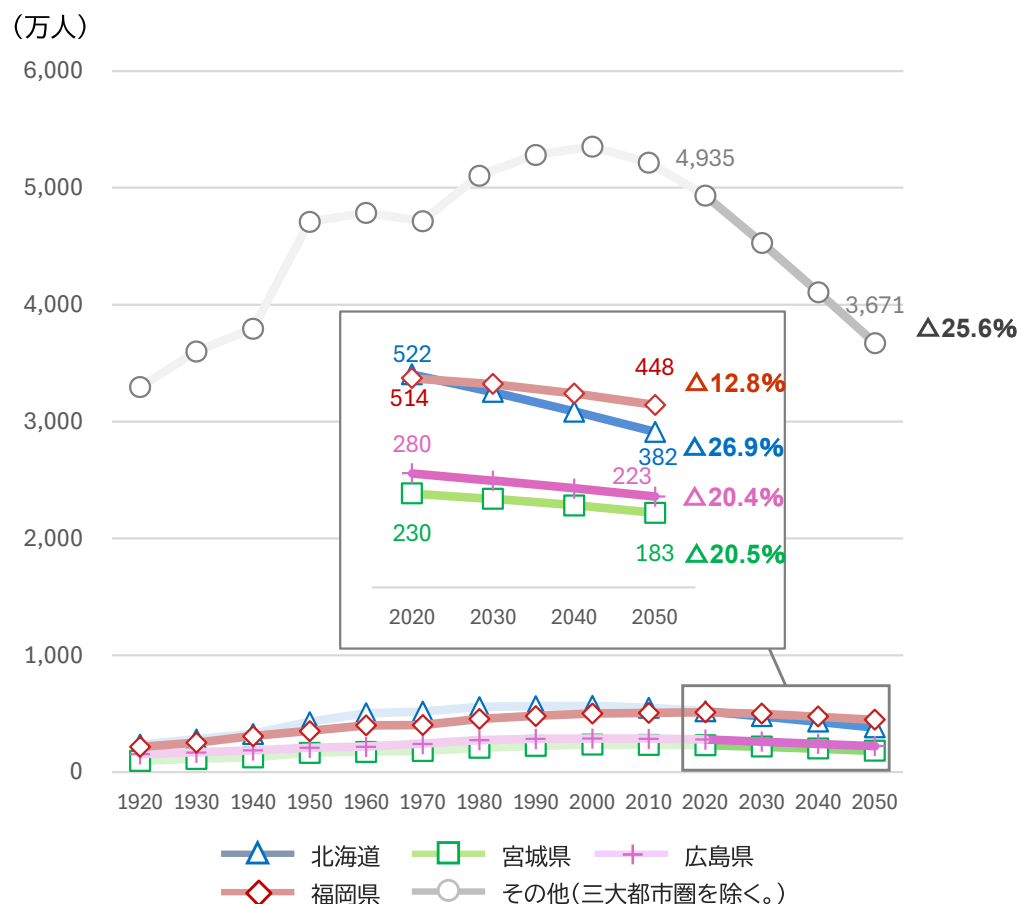
(備考)1920～2020は「国勢調査」(総務省統計局)、2030～2050は「日本の地域別将来推計人口」(令和5(2023)年推計 国立社会保障・人口問題研究所発表)をもとに事務局作成

都市部とその他地域の人口推計(札幌・仙台・広島・福岡)

- 2020年から2050年にかけて、**北海道・宮城県・広島県の人口減少幅は20%を超える見込み。ただし、札幌市・仙台市・広島市の人口減少幅は10%前後と比較的小さいほか、福岡市は微増**が見込まれている。
- この結果、これらの県でも「**県全体に占める指定都市の人口割合**」が高まり、**都市への人口集中が加速**する。

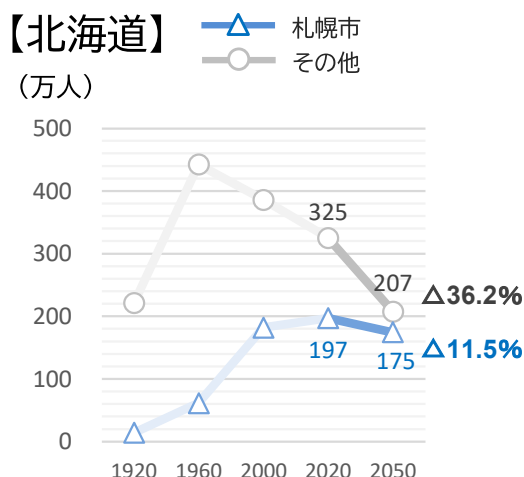
※ 札幌仙広福=札幌市、仙台市、広島市、福岡市

北海道・宮城県・広島県・福岡県の人口と
その他都道府県(上記各県と三大都市圏を除く。)の人口

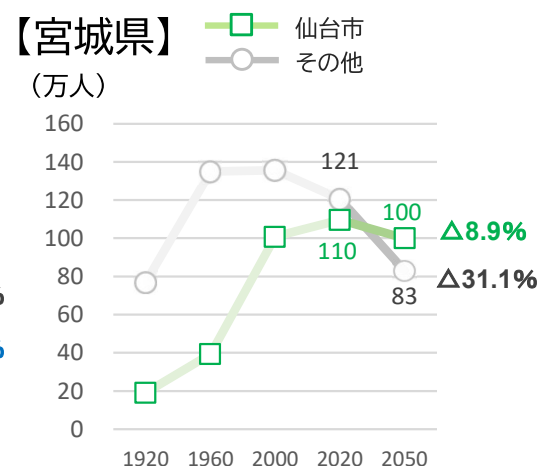


北海道・宮城県・広島県・福岡県のうち、
指定都市(県庁所在地である指定都市)の人口とその他市町村の人口

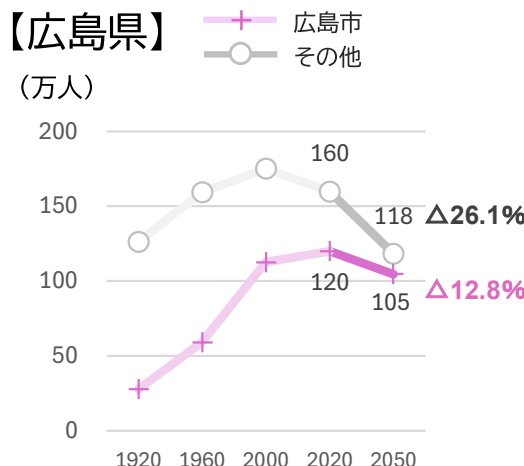
【北海道】



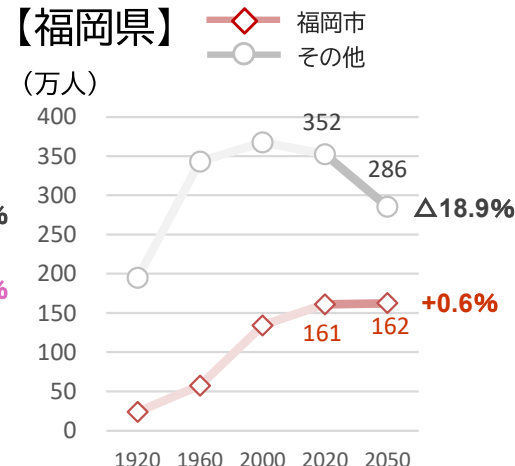
【宮城県】



【広島県】



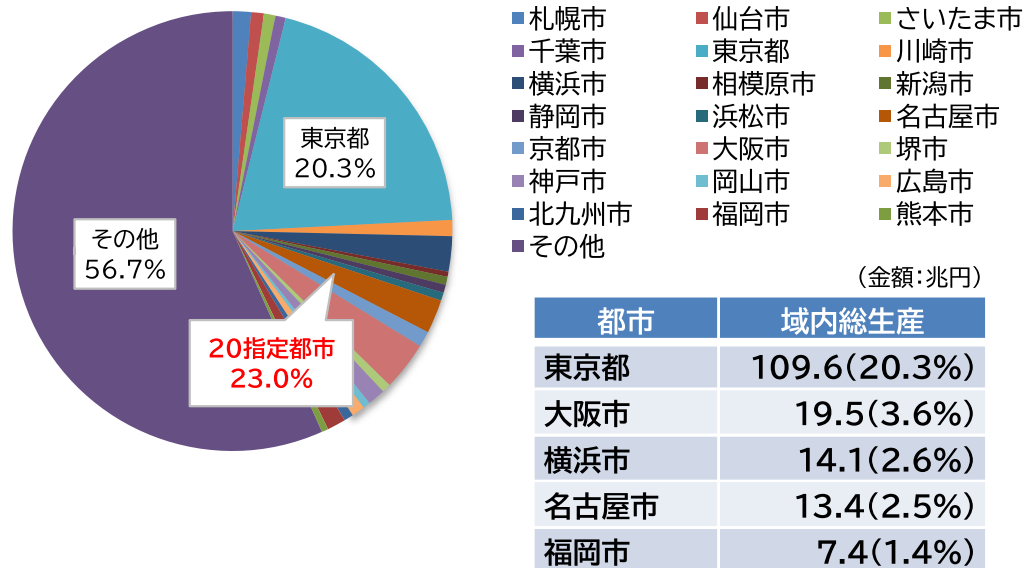
【福岡県】



(備考)1920～2020は「国勢調査」(総務省統計局)、2030～2050は「日本の地域別将来推計人口」(令和5(2023)年推計 国立社会保障・人口問題研究所発表)をもとに事務局作成

指定都市・特別区における経済活動の状況

○ 指定都市・特別区は、**国土の約3.3%**の面積に、**総人口の約30%**の人口を有しており、**国内総生産(GDP)の約40%**を占めるとともに、**大企業の本社の約71%(特別区に約43%)**が所在している。

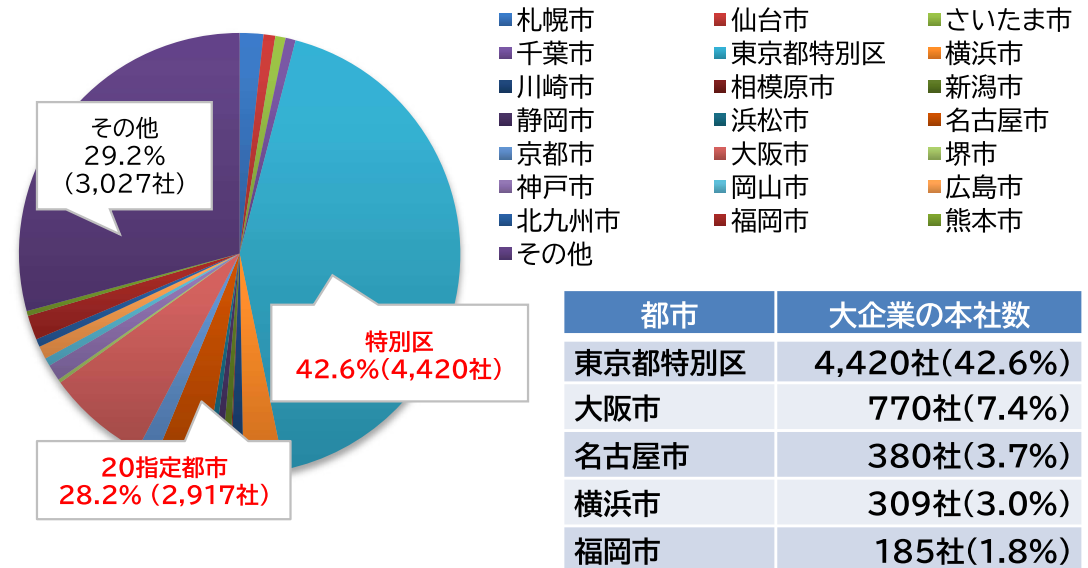


(備考)大都市比較統計年表(令和4年版)、令和4年度国民経済計算年次推計をもとに事務局作成
 ※1 指定都市のうち、さいたま市は、令和2年度埼玉県市町村民経済計算、相模原市は、平成25年度市民経済計算の試算について、静岡市は、令和2年度静岡県県の地域経済計算、熊本市は、令和3年度市町村民経済計算のデータを用いている。
 ※2 東京都は特別区のみデータが確認できなかったが、経済センサスの従業者数を基に特別区内の総生産を都内総生産の約83%と推計したものがあり(平成26年特別区長会)、この試算に基づけば**特別区+20指定都市の合計は国内総生産の約40%**となる。

【参考】指定都市・特別区の面積・人口

	指定都市及び特別区			全国
		うち指定都市	うち特別区	
面積 (km ²)	12,639.96	12,012.45	627.51	377,974.71
全国比	3.3%	3.2%	0.2%	100.0%
人口 (人)	37,532,334	27,799,058	9,733,276	126,146,099
全国比	29.8%	22.0%	7.7%	100.0%

(備考)国土地理院「令和6年全国都道府県市区町村別面積調」、総務省「令和2年国勢調査」をもとに事務局作成



(備考)中小企業庁「都道府県・大都市別企業数、常用雇用者数、従業者総数(民営、非一時産業、2021年)」をもとに事務局作成

※ 大企業:中小企業に該当しない企業

参考:中小企業の主な定義

ア 製造業、建設業、運輸業その他の業種:資本金3億円以下又は従業者規模300人以下

イ 卸売業:資本金1億円以下又は従業者規模100人以下

ウ サービス業:資本金5000万円以下又は従業者規模100人以下

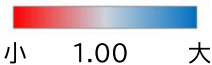
エ 小売業:資本金5000万円以下又は従業者規模50人以下

大都市圏の産業構造の特徴

○ 産業別の特化係数で見ると、大都市圏には、**情報通信業、不動産業、学術研究、専門・技術サービス業等が全国平均よりも多く集積**。これらの産業は、**全産業平均に比べ賃金水準が高い傾向**があり、大都市圏の税収にも寄与している。

※特化係数：産業構成の地域特性を数量的に示す指標。全国平均の産業別構成比を基準(=1)として、次の式で計算した値。特化係数 = $\frac{\text{当該都道府県の売上高の産業別構成比}}{\text{全国の売上高の産業別構成比}}$
1より大きい場合は全国平均より売上高の割合が大きく産業が集積していることを示し、1より小さい場合は集積度が低いことを示す。

情報通信業の特化係数



不動産業、物品賃貸業の特化係数 学術研究、専門・技術サービス業の特化係数



産業別賃金

産業	賃金(千円/月)
鉱業, 採石業, 砂利採取業	388.3
建設業	366.3
製造業	330.0
電気・ガス・熱供給・水道業	444.0
情報通信業	406.0
運輸業, 郵便業	312.7
卸売業, 小売業	349.1
金融業, 保険業	437.0
不動産業, 物品賃貸業	360.1
学術研究, 専門・技術サービス業	440.3
宿泊業, 飲食サービス業	277.2
生活関連サービス業, 娯楽業	295.2
教育, 学習支援業	379.4
医療, 福祉	315.7
複合サービス事業	319.0
サービス業 (他に分類されないもの)	284.9
全産業	340.6

都道府県別特化係数					
北海道	0.55	石川県	0.45	岡山県	0.36
青森県	0.13	福井県	0.37	広島県	0.34
岩手県	0.16	山梨県	0.28	山口県	0.11
宮城県	0.64	長野県	0.29	徳島県	0.16
秋田県	0.20	岐阜県	0.22	香川県	0.18
山形県	0.12	静岡県	0.26	愛媛県	0.25
福島県	0.17	愛知県	0.62	高知県	0.15
茨城県	0.34	三重県	0.12	福岡県	0.48
栃木県	0.18	滋賀県	0.16	佐賀県	0.24
群馬県	0.25	京都府	0.38	長崎県	0.17
埼玉県	0.22	大阪府	0.71	熊本県	0.22
千葉県	0.52	兵庫県	0.27	大分県	0.26
東京都	1.84	奈良県	0.04	宮崎県	0.21
神奈川県	1.23	和歌山県	0.14	鹿児島県	0.20
新潟県	0.27	鳥取県	0.31	沖縄県	0.40
富山県	0.35	島根県	0.33		

都道府県別特化係数					
北海道	0.82	石川県	0.88	岡山県	0.90
青森県	0.51	福井県	0.59	広島県	0.92
岩手県	0.66	山梨県	0.58	山口県	0.63
宮城県	0.93	長野県	0.66	徳島県	0.60
秋田県	0.53	岐阜県	0.64	香川県	0.74
山形県	0.49	静岡県	0.81	愛媛県	0.50
福島県	0.67	愛知県	0.92	高知県	0.53
茨城県	0.63	三重県	0.66	福岡県	1.03
栃木県	0.59	滋賀県	0.87	佐賀県	0.51
群馬県	0.57	京都府	0.87	長崎県	0.55
埼玉県	1.13	大阪府	1.22	熊本県	0.70
千葉県	1.02	兵庫県	0.81	大分県	0.65
東京都	1.15	奈良県	0.83	宮崎県	0.58
神奈川県	1.13	和歌山県	0.56	鹿児島県	0.56
新潟県	0.67	鳥取県	0.62	沖縄県	1.18
富山県	0.65	島根県	0.58		

都道府県別特化係数					
北海道	0.52	石川県	0.46	岡山県	0.81
青森県	0.54	福井県	0.72	広島県	0.64
岩手県	0.52	山梨県	0.45	山口県	1.54
宮城県	0.56	長野県	0.48	徳島県	0.61
秋田県	0.53	岐阜県	0.71	香川県	0.53
山形県	0.39	静岡県	0.61	愛媛県	0.46
福島県	0.70	愛知県	0.71	高知県	0.53
茨城県	1.65	三重県	0.74	福岡県	0.67
栃木県	0.65	滋賀県	0.56	佐賀県	0.43
群馬県	0.56	京都府	0.82	長崎県	0.64
埼玉県	0.54	大阪府	0.91	熊本県	0.55
千葉県	0.68	兵庫県	0.66	大分県	0.56
東京都	1.37	奈良県	0.33	宮崎県	0.43
神奈川県	1.68	和歌山県	0.45	鹿児島県	0.63
新潟県	0.48	鳥取県	0.46	沖縄県	0.60
富山県	0.66	島根県	0.60		

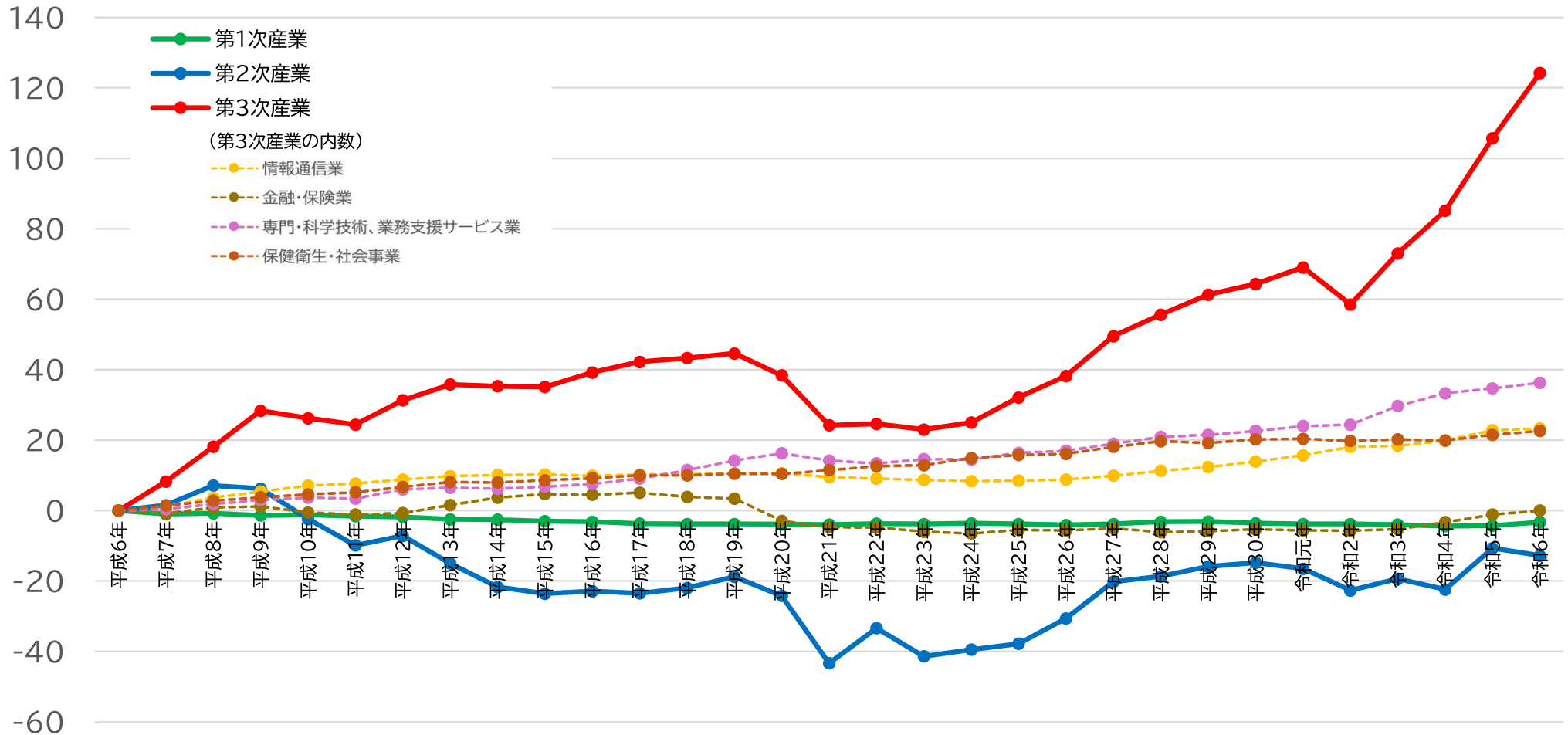
(備考)総務省及び経済産業省「2024年経済構造実態調査」をもとに事務局作成
※本資料中、特化係数は、「情報通信業」「卸売業, 小売業」「不動産業, 物品賃貸業」「学術研究, 専門・技術サービス業」「宿泊業, 飲食サービス業」「生活関連サービス業, 娯楽業」「教育, 学習支援業」「医療, 福祉」「サービス業(他に分類されないもの)」を対象に算出。
※情報通信業： 通信業、放送業、ソフトウェア業、インターネット付帯サービス業、広告制作業等
※学術研究、専門・技術サービス： 自然科学研究所、法律事務所・特許事務所、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業・純粋持株会社等
※不動産業、物品賃貸業： 建築売買業・土地売買業、不動産代理業・仲介業、不動産管理業、各種物品賃貸業、産業用機械器具貸出業等

国内産業構造の変化

○ 大都市圏に立地し、賃金水準も高い情報通信業、金融・保険業、専門・技術サービス業等の総生産額は上昇傾向。

平成6年を基準とした各産業の総生産(名目)増減額

(単位:兆円)



(備考)内閣府「2024年度国民経済計算」をもとに事務局作成

※情報通信業: 電信・電話業、放送業、情報サービス業、映像・音声・文字情報制作業

※専門・科学技術、業務支援サービス業: 研究開発サービス、広告業、物品賃貸サービス業、その他の対事業所サービス業、獣医療、(政府)学術研究、(非営利)自然・人文科学研究機関

※保健衛生・社会事業: 医療・保健、介護、(政府)保健衛生、社会福祉、(非営利)社会福祉

大都市圏に人材を供給する地方圏

- 合計特殊出生率は、大都市圏では低い一方、沖縄・九州・中国・北陸の大都市圏以外で相対的に高い傾向。
- 長年にわたり、**地方圏から移動した人材が大都市圏の社会経済活動を支える構造が続いてきた**。結果として、高齢化率（65歳以上人口割合）は地方圏において高い傾向にある。

合計特殊出生率(令和6年)

都道府県別合計特殊出生率					
北海道	1.01	石川県	1.23	岡山県	1.27
青森県	1.14	福井県	1.46	広島県	1.29
岩手県	1.09	山梨県	1.26	山口県	1.36
宮城県	1.00	長野県	1.30	徳島県	1.32
秋田県	1.04	岐阜県	1.27	香川県	1.36
山形県	1.17	静岡県	1.19	愛媛県	1.28
福島県	1.15	愛知県	1.22	高知県	1.25
茨城県	1.16	三重県	1.24	福岡県	1.22
栃木県	1.15	滋賀県	1.32	佐賀県	1.41
群馬県	1.20	京都府	1.05	長崎県	1.39
埼玉県	1.09	大阪府	1.14	熊本県	1.39
千葉県	1.09	兵庫県	1.23	大分県	1.37
東京都	0.96	奈良県	1.19	宮崎県	1.43
神奈川県	1.08	和歌山県	1.24	鹿児島県	1.38
新潟県	1.14	鳥取県	1.43	沖縄県	1.54
富山県	1.29	島根県	1.43		

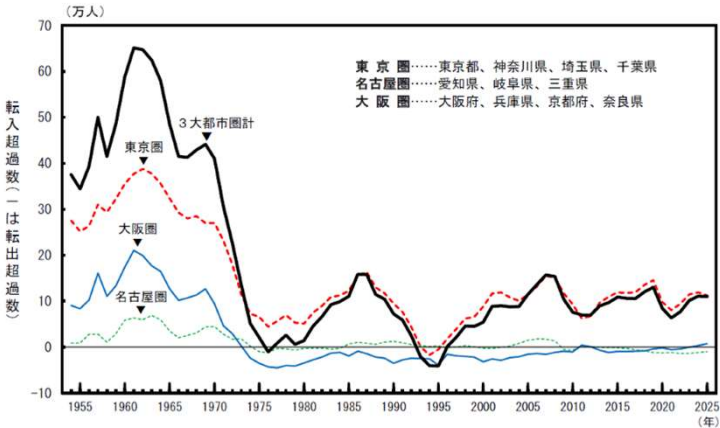
(備考)厚生労働省「令和6年人口動態統計」をもとに事務局作成

65歳以上人口割合(令和6年)

都道府県別65歳以上人口割合(%)					
北海道	33.3	石川県	30.7	岡山県	31.2
青森県	35.7	福井県	31.8	広島県	30.4
岩手県	35.4	山梨県	32.0	山口県	35.5
宮城県	29.6	長野県	32.9	徳島県	35.7
秋田県	39.5	岐阜県	31.4	香川県	32.8
山形県	35.6	静岡県	31.2	愛媛県	34.5
福島県	33.7	愛知県	25.8	高知県	36.6
茨城県	30.9	三重県	30.9	福岡県	28.6
栃木県	30.5	滋賀県	27.3	佐賀県	32.0
群馬県	31.1	京都府	29.8	長崎県	34.7
埼玉県	27.5	大阪府	27.6	熊本県	32.6
千葉県	28.1	兵庫県	30.2	大分県	34.4
東京都	22.7	奈良県	32.9	宮崎県	33.9
神奈川県	26.0	和歌山県	34.5	鹿児島県	34.2
新潟県	34.2	鳥取県	33.7	沖縄県	24.2
富山県	33.2	島根県	35.2		

(備考)内閣府「令和7年版高齢社会白書」をもとに事務局作成

三大都市圏の転入超過数
(日本人移動者)(1954年～2025年)



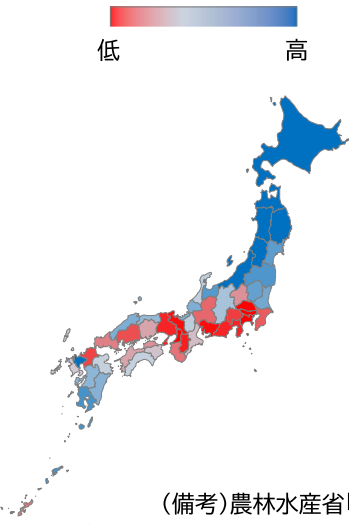
(出典)総務省「住民基本台帳人口移動報告(令和7年)」

食料やエネルギー供給を支える地方圏

- 食料自給率は、**北海道・東北を中心に地方圏で高い傾向**にあり、三大都市圏では極めて低い値となっている。
- 発電量(水力・新エネルギー等)も、**北海道・東北・中部等の地方圏で大きい**一方、首都圏や関西圏では小さい傾向にある。

都道府県別食料自給率(カロリーベース)(%)					
北海道	213	石川県	48	岡山県	37
青森県	123	福井県	66	広島県	23
岩手県	109	山梨県	20	山口県	31
宮城県	75	長野県	55	徳島県	42
秋田県	202	岐阜県	27	香川県	34
山形県	148	静岡県	16	愛媛県	37
福島県	79	愛知県	12	高知県	47
茨城県	69	三重県	41	福岡県	21
栃木県	73	滋賀県	49	佐賀県	102
群馬県	34	京都府	12	長崎県	43
埼玉県	10	大阪府	1	熊本県	62
千葉県	25	兵庫県	16	大分県	47
東京都	0	奈良県	15	宮崎県	64
神奈川県	2	和歌山県	29	鹿児島県	81
新潟県	114	鳥取県	60	沖縄県	30
富山県	77	島根県	66		

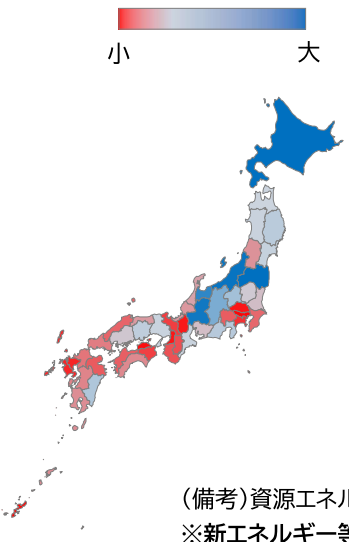
都道府県別食料自給率(カロリーベース)(令和5年度)



(備考)農林水産省「平成10年度以降の都道府県別自給率の推移」をもとに事務局作成

都道府県別発電実績(水力+新エネルギー等)(百万kWh)					
北海道	709	石川県	153	岡山県	233
青森県	200	福井県	142	広島県	187
岩手県	243	山梨県	88	山口県	118
宮城県	216	長野県	399	徳島県	60
秋田県	208	岐阜県	660	香川県	13
山形県	137	静岡県	253	愛媛県	90
福島県	973	愛知県	178	高知県	129
茨城県	179	三重県	210	福岡県	110
栃木県	189	滋賀県	23	佐賀県	35
群馬県	301	京都府	59	長崎県	37
埼玉県	21	大阪府	21	熊本県	124
千葉県	98	兵庫県	206	大分県	86
東京都	7	奈良県	74	宮崎県	272
神奈川県	46	和歌山県	77	鹿児島県	133
新潟県	679	鳥取県	145	沖縄県	4
富山県	585	島根県	94		

都道府県別電力(水力+新エネルギー等)発電実績(2026年3月)



(備考)資源エネルギー庁「電力調査統計」をもとに事務局作成
※新エネルギー等： 風力、太陽光、地熱、蓄電池

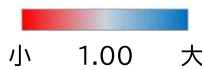
地方圏の産業構造の特徴

○ 産業別の特化係数で見ると、**地方圏では、医療・福祉、生活関連サービス業等が、全国平均よりも高い値**を示している。
これらの産業は、住民の日常生活に不可欠なものであるが、**全産業平均に比べ賃金水準が低い**傾向。

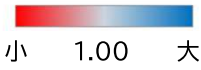
宿泊業、飲食サービス業の特化係数



生活関連サービス業、娯楽業の特化係数



医療、福祉の特化係数



都道府県別特化係数					
北海道	1.50	石川県	1.68	岡山県	1.17
青森県	1.28	福井県	1.68	広島県	0.98
岩手県	1.36	山梨県	2.48	山口県	1.22
宮城県	1.02	長野県	2.03	徳島県	1.49
秋田県	1.38	岐阜県	1.62	香川県	1.22
山形県	1.62	静岡県	1.60	愛媛県	1.19
福島県	1.55	愛知県	0.91	高知県	1.58
茨城県	1.16	三重県	1.76	福岡県	1.08
栃木県	1.53	滋賀県	1.79	佐賀県	1.60
群馬県	1.40	京都府	1.96	長崎県	1.60
埼玉県	1.21	大阪府	0.86	熊本県	1.50
千葉県	1.64	兵庫県	1.39	大分県	1.87
東京都	0.53	奈良県	1.76	宮崎県	1.51
神奈川県	1.27	和歌山県	1.74	鹿児島県	1.46
新潟県	1.45	鳥取県	1.62	沖縄県	2.74
富山県	1.42	島根県	1.52		

都道府県別特化係数					
北海道	1.24	石川県	1.18	岡山県	1.24
青森県	1.44	福井県	1.55	広島県	1.07
岩手県	1.29	山梨県	2.37	山口県	1.21
宮城県	0.99	長野県	1.34	徳島県	1.34
秋田県	1.31	岐阜県	1.33	香川県	1.13
山形県	1.22	静岡県	1.27	愛媛県	1.37
福島県	1.49	愛知県	0.88	高知県	1.88
茨城県	1.30	三重県	1.54	福岡県	0.99
栃木県	1.41	滋賀県	1.28	佐賀県	1.61
群馬県	1.23	京都府	1.05	長崎県	1.46
埼玉県	1.41	大阪府	0.81	熊本県	1.59
千葉県	2.04	兵庫県	1.11	大分県	1.61
東京都	0.71	奈良県	1.24	宮崎県	1.58
神奈川県	1.12	和歌山県	1.13	鹿児島県	1.43
新潟県	1.19	鳥取県	1.18	沖縄県	1.36
富山県	1.20	島根県	1.11		

都道府県別特化係数					
北海道	1.00	石川県	0.94	岡山県	1.20
青森県	1.21	福井県	1.24	広島県	0.88
岩手県	1.16	山梨県	1.29	山口県	1.38
宮城県	0.68	長野県	1.09	徳島県	1.70
秋田県	1.53	岐阜県	1.21	香川県	1.00
山形県	1.38	静岡県	0.92	愛媛県	1.21
福島県	1.17	愛知県	0.60	高知県	1.71
茨城県	1.04	三重県	1.19	福岡県	0.82
栃木県	1.04	滋賀県	1.29	佐賀県	1.62
群馬県	1.04	京都府	1.02	長崎県	1.62
埼玉県	1.01	大阪府	0.58	熊本県	1.37
千葉県	1.03	兵庫県	1.05	大分県	1.51
東京都	1.09	奈良県	1.84	宮崎県	1.44
神奈川県	0.86	和歌山県	1.51	鹿児島県	1.42
新潟県	1.07	鳥取県	1.56	沖縄県	1.22
富山県	1.08	島根県	1.58		

産業別賃金

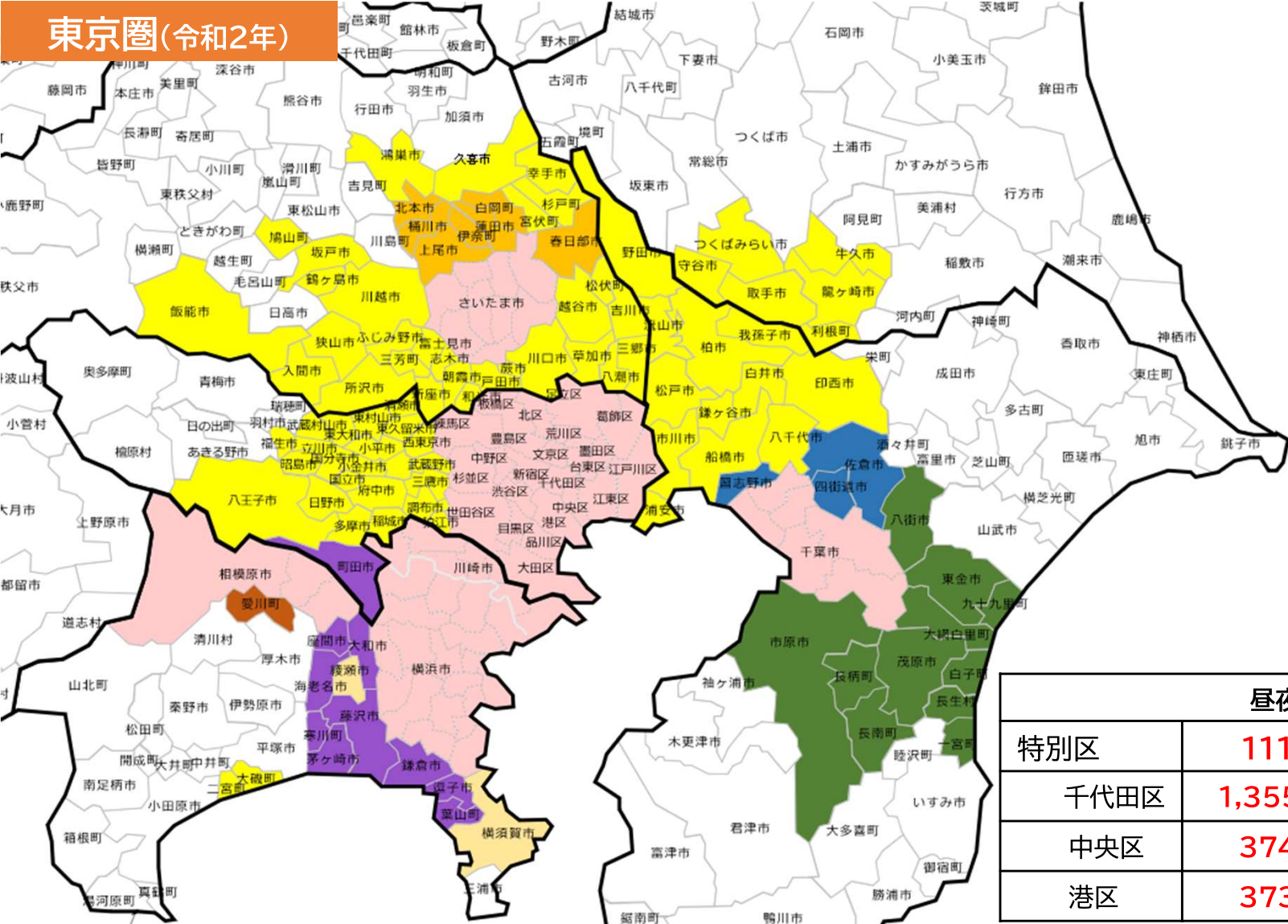
産業	賃金(千円/月)
鉱業、採石業、砂利採取業	388.3
建設業	366.3
製造業	330.0
電気・ガス・熱供給・水道業	444.0
情報通信業	406.0
運輸業、郵便業	312.7
卸売業、小売業	349.1
金融業、保険業	437.0
不動産業、物品賃貸業	360.1
学術研究、専門・技術サービス業	440.3
宿泊業、飲食サービス業	277.2
生活関連サービス業、娯楽業	295.2
教育、学習支援業	379.4
医療、福祉	315.7
複合サービス事業	319.0
サービス業 (他に分類されないもの)	284.9
全産業	340.6

(備考)厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」
をもとに事務局作成

(備考)総務省及び経済産業省「2024年経済構造実態調査」をもとに事務局作成
※本資料中、特化係数は、「情報通信業」「卸売業、小売業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「サービス業(他に分類されないもの)」を対象に算出。
※宿泊業、飲食サービス業：旅館・ホテル、下宿業、食堂・レストラン、酒場・ビヤホール、持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業等
※生活関連サービス業、娯楽業：洗濯業、美容業、一般公衆浴場、家事サービス業、観光葬祭業等
※医療、福祉：病院、一般診療所、保健所、児童福祉業、老人福祉・介護事業等

通勤・通学圏の広がり(東京圏)

○ 三大都市圏は、通勤・通学10%圏が都府県境を越えて広がっており、とりわけ東京圏の面的な広がりは突出。都心3区を中心に特別区の昼夜間人口比率は非常に高い数値となっている。



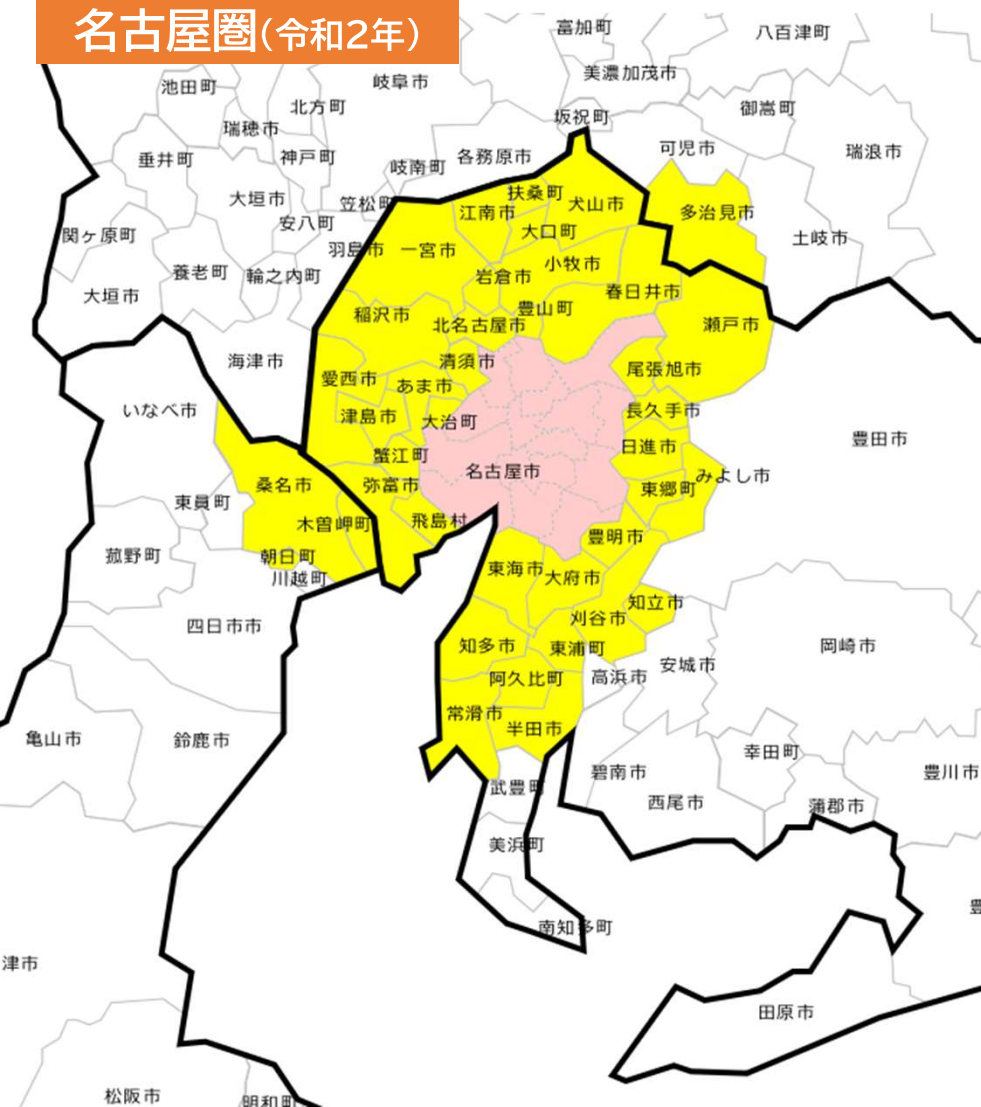
市町村単位の網掛けは以下の地域への通勤・通学10%圏を示している。

- 特別区
- 横浜市
- 相模原市
- 千葉市
- 横浜市及び特別区
- さいたま市及び特別区
- 千葉市及び特別区

昼夜間人口比率(%)			
特別区	111.2	横浜市	92.5
千代田区	1,355.4	川崎市	87.3
中央区	374.4	相模原市	88.9
港区	373.4	さいたま市	92.9
		千葉市	98.1

通勤・通学圏の広がり(名古屋圏・関西圏)

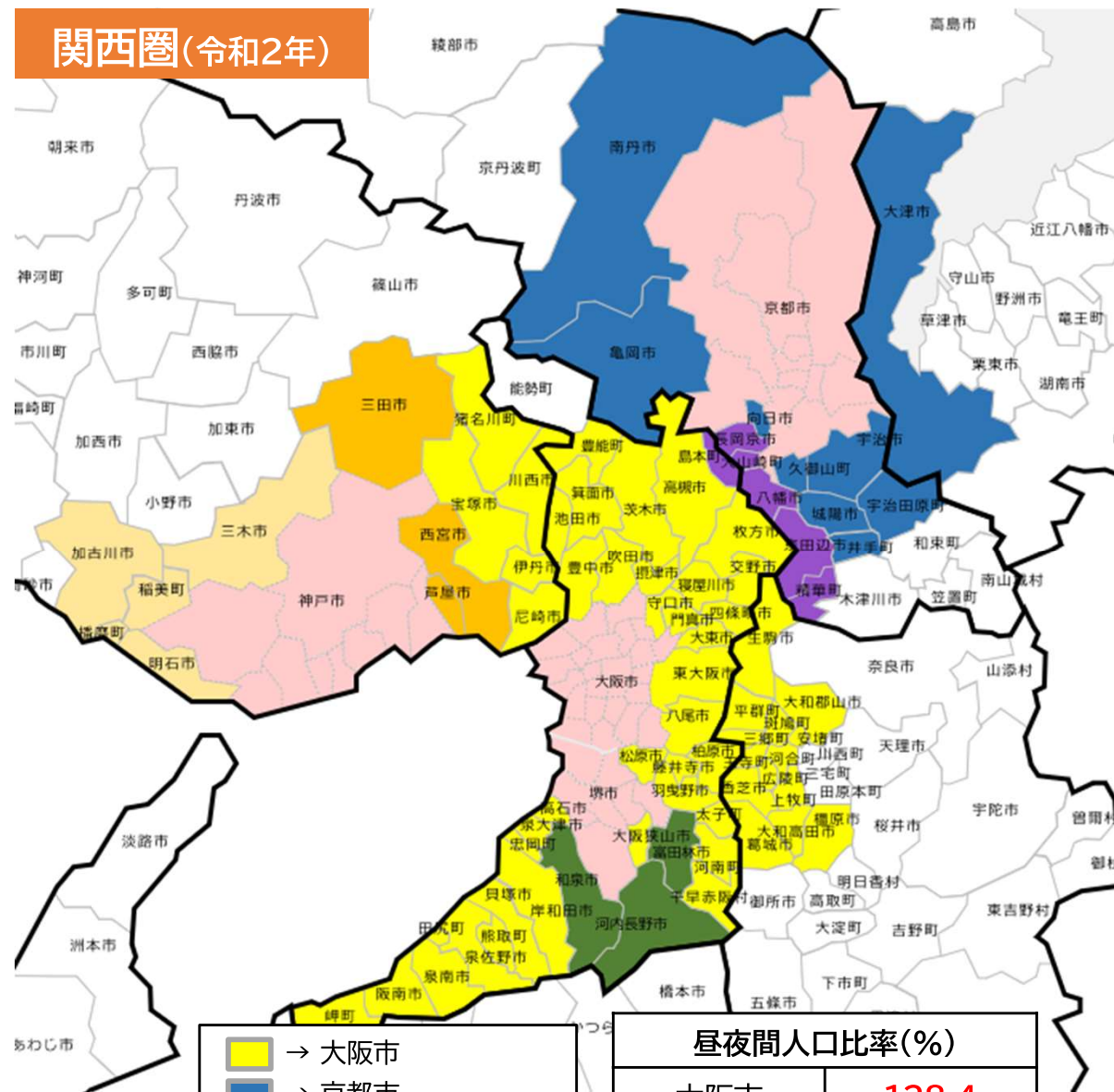
名古屋圏(令和2年)



名古屋市への通勤・通学10%圏

昼夜間人口比率(%)	
名古屋市	111.2

関西圏(令和2年)



- 大阪市
- 京都市
- 神戸市
- 大阪市及び堺市
- 大阪市及び京都市
- 大阪市及び神戸市

昼夜間人口比率(%)	
大阪市	128.4
堺市	94.1
京都市	108.4
神戸市	102.3

(備考)「令和2年国勢調査」(総務省統計局)をもとに事務局作成

通勤・通学圏の広がり(札仙広福)

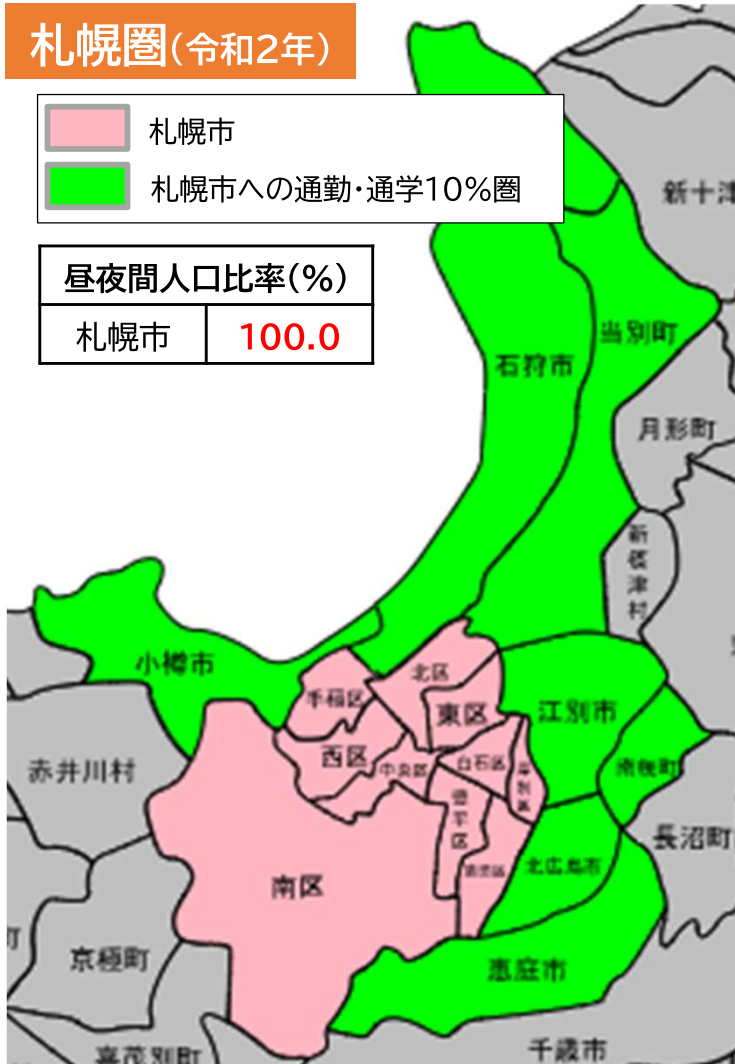
○ 地方都市圏における通勤・通学10%圏は、三大都市圏と比べると小さいが、中心市の区域を超えて広がっている。

札幌圏(令和2年)

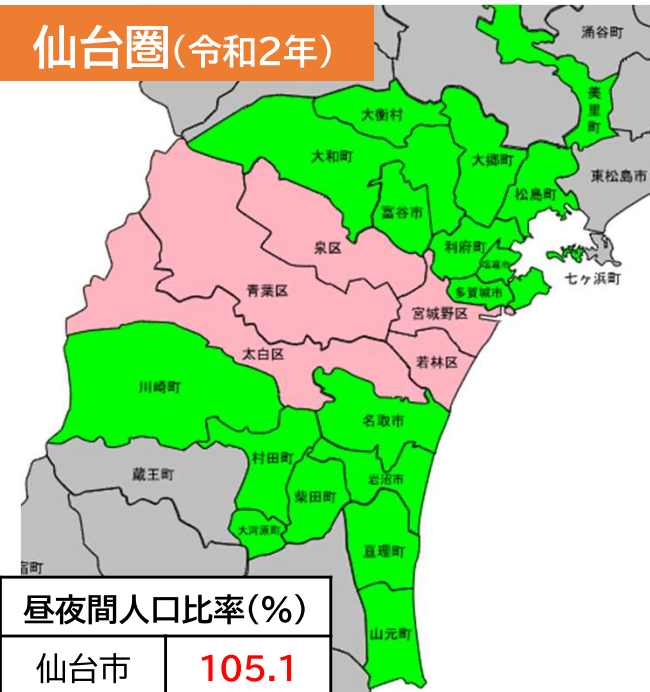
札幌市
札幌市への通勤・通学10%圏

昼夜間人口比率(%)

札幌市	100.0
-----	-------



仙台圏(令和2年)



昼夜間人口比率(%)

仙台市	105.1
-----	-------

仙台市
仙台市への通勤・通学10%圏

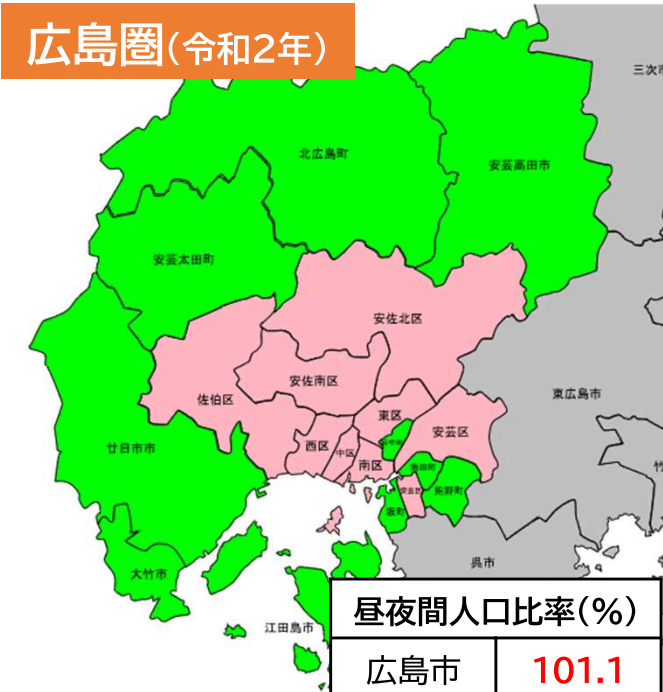
福岡圏(令和2年)

昼夜間人口比率(%)

福岡市	108.8
-----	-------

福岡市
福岡市への通勤・通学10%圏

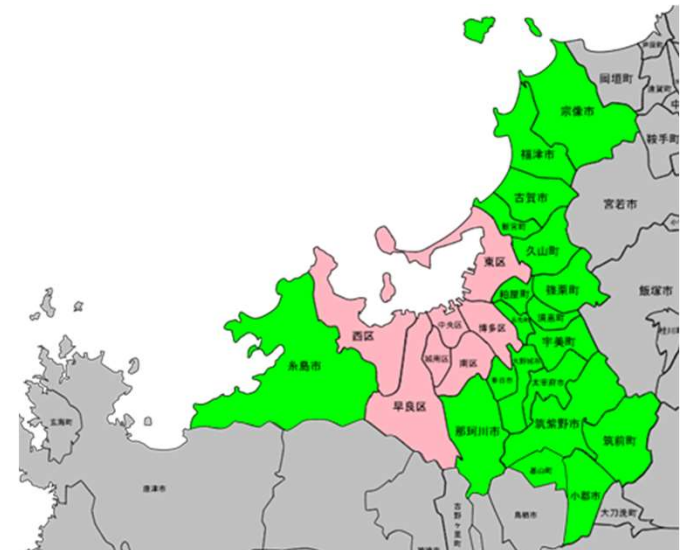
広島圏(令和2年)



昼夜間人口比率(%)

広島市	101.1
-----	-------

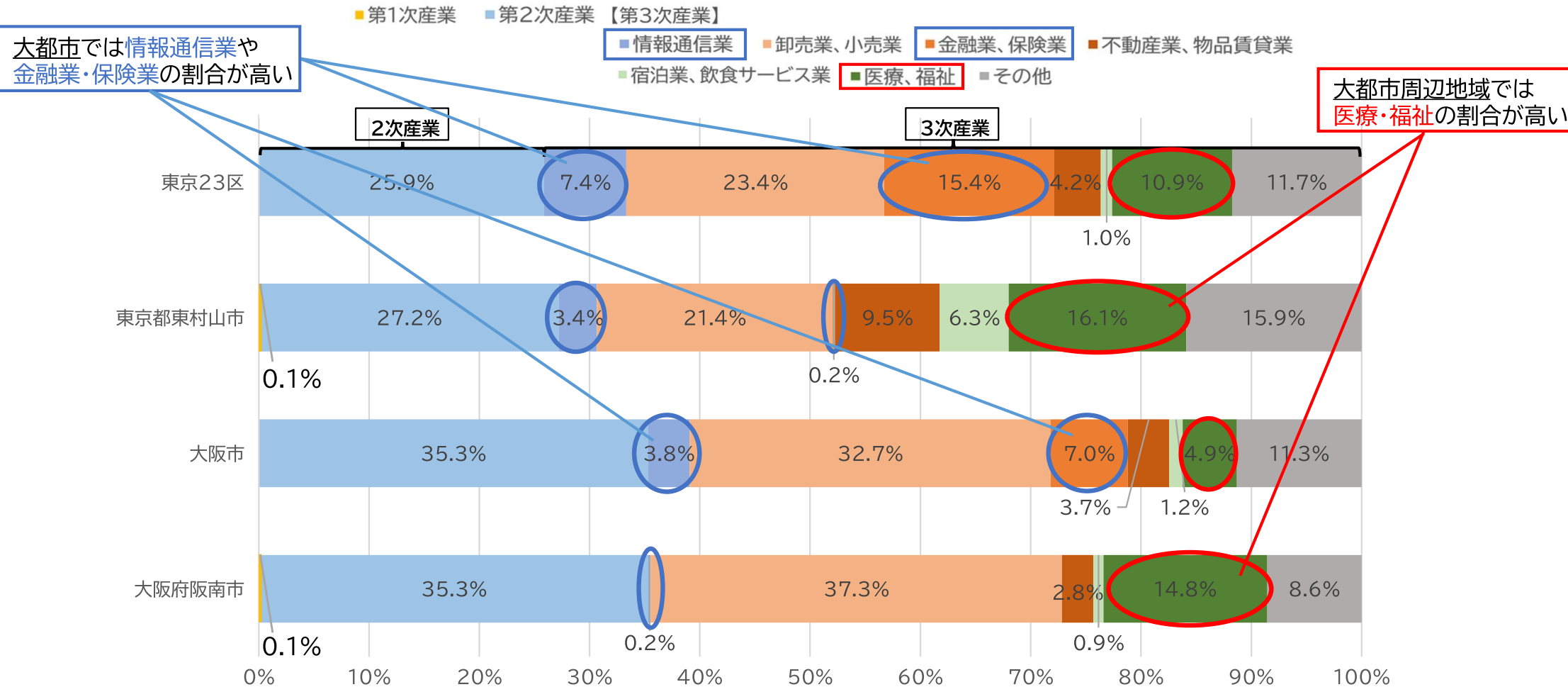
広島市
広島市への通勤・通学10%圏



大都市と大都市周辺地域における産業構造の違い

○ 産業別の売上金額の割合を比較すると、**大都市では、情報通信業や金融業・保険業が比較的高い割合**を示す一方、**大都市周辺地域では、生活に密着した分野である医療・福祉が比較的高い割合**となっている。

産業別売上金額の構成比(令和6年)

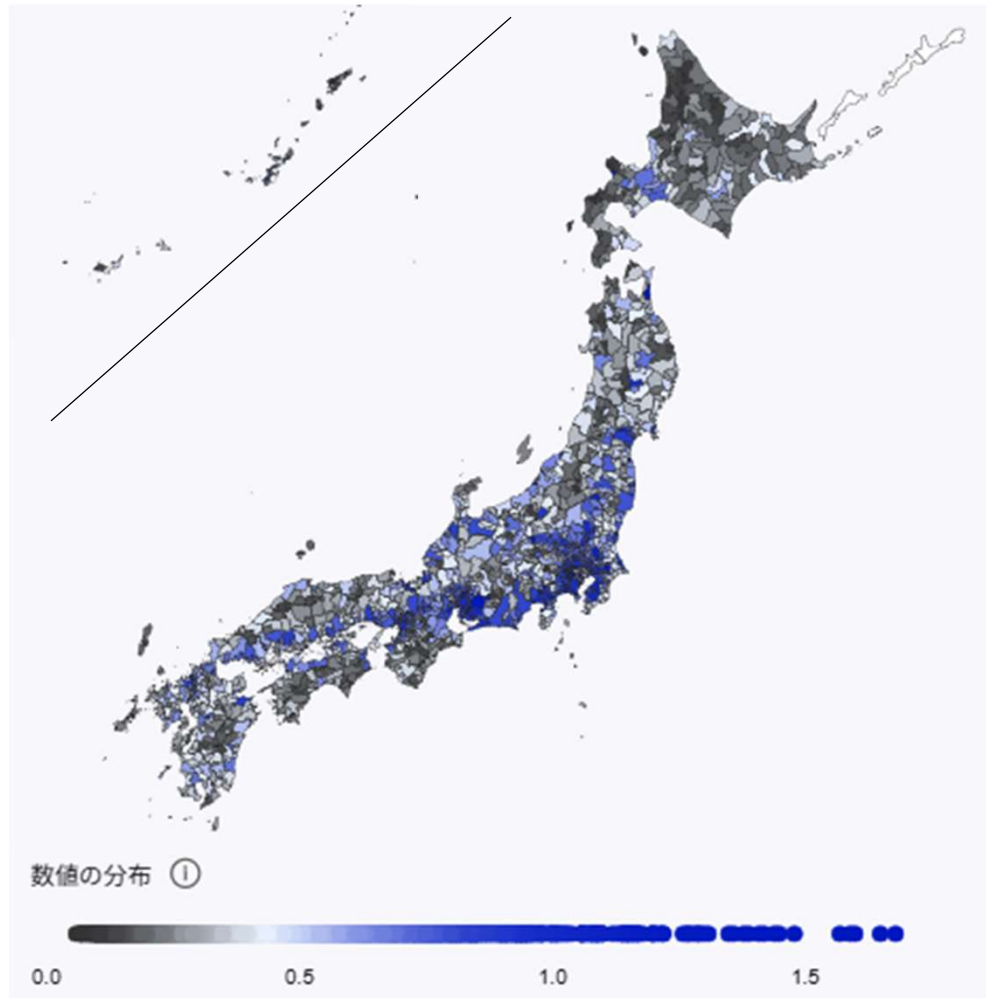


(備考)総務省統計局「令和6年経済センサス-基礎調査」をもとに事務局作成

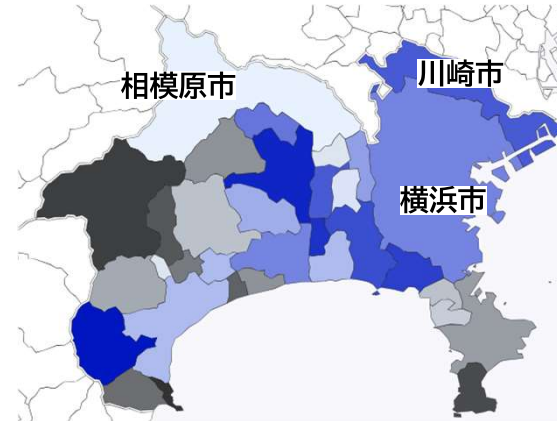
市町村の財政力

- 市町村の財政力は、**大都市圏の団体で相対的に高い傾向にある等、団体毎に大きな差**がある。
- 同一都道府県内で見ると、指定都市は相対的に高い傾向にある。ただし、指定都市以外の周辺市町村がより高い財政力を有する例もある。

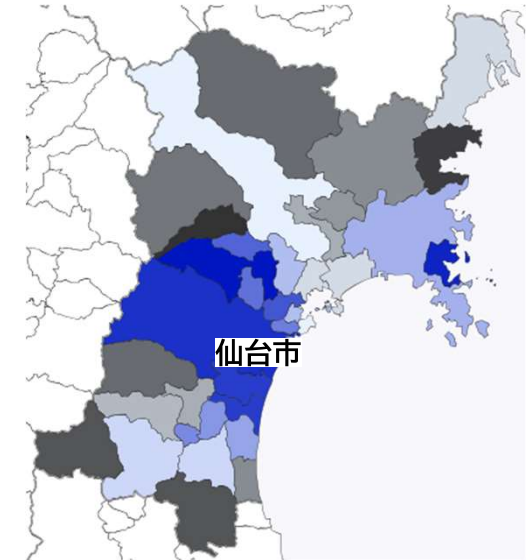
市区町村別 財政力指数(全国・令和6年)



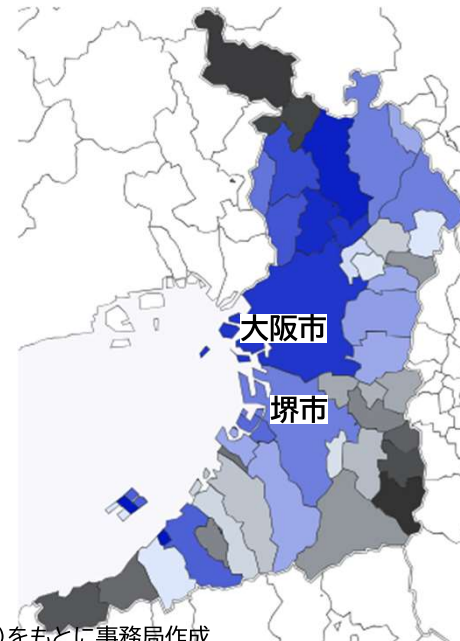
神奈川県



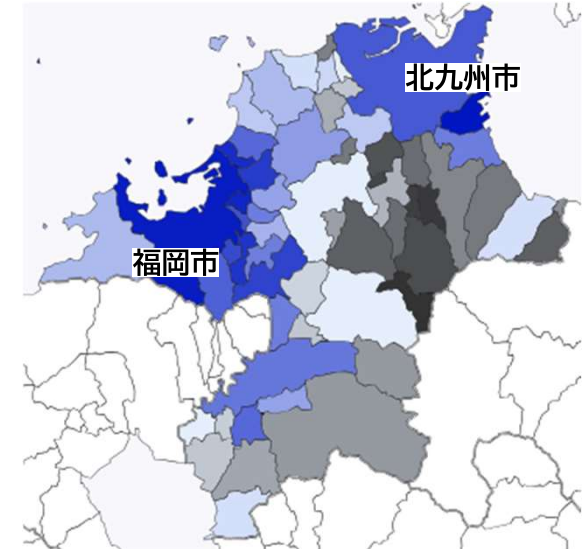
宮城県



大阪府



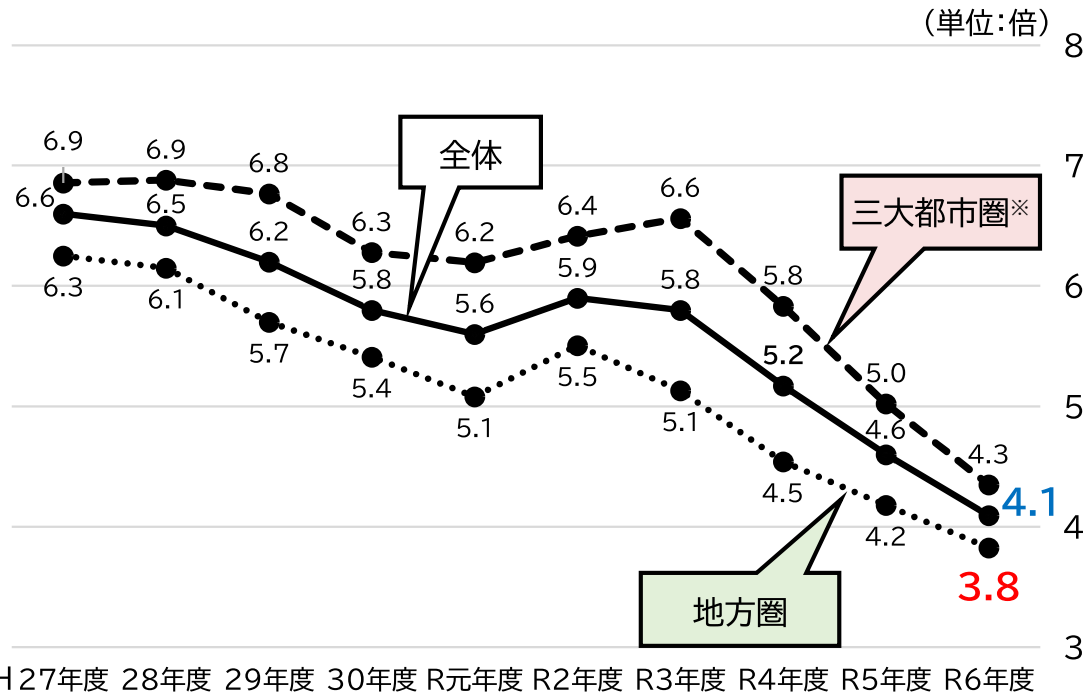
福岡県



地方公共団体における人材確保の状況

○ 地方公共団体全体の採用試験(競争試験)の競争率が減少傾向。三大都市圏においても、競争率は低下傾向にあるが、地方圏の競争率はさらに低くなっている。

過去10年間の採用試験(競争試験)における競争率の推移



H27年度 28年度 29年度 30年度 R元年度 R2年度 R3年度 R4年度 R5年度 R6年度

※ 三大都市圏:東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、兵庫県、京都府、奈良県

(備考)総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」をもとに事務局作成

(備考)本表における「競争率」は、受験者数/合格者数により算出

市町村における技術職員の採用に係る調査結果

○ 技術職員採用の課題について、調査対象市町村のうち約半数の市町村が「応募がほとんどない」と回答

- ・募集しても、応募がほとんどない・・・**47%**(45市町村)
- ・応募があっても辞退、採用しても数年で転職し定着しない・・・**9%**(9市町村)
- ・採用してもキャリアパスを形成できない・・・**7%**(7市町村)

(備考)国土交通省「技術職員の不足する市町村への支援に関する調査結果」(47都道府県、95市町村への調査(令和4年10~11月実施))をもとに事務局作成

地方圏における技術職に係る採用試験の状況

<都道府県A>

職種	採用 予定者数 (a)	受験者数 (b)	合格者数 (c)	採用予定者に対する 合格者割合 (c/a)
土木	25人	6人	4人	16%
建築	2人	1人	0人	0%
電気	1人	0人	0人	0%
機械	1人	1人	1人	100%

<指定都市B>

職種	採用 予定者数 (a)	受験者数 (b)	合格者数 (c)	採用予定者に対する 合格者割合 (c/a)
土木	10人	3人	1人	10%
建築	3人	0人	0人	0%
電気	5人	2人	1人	20%
機械	5人	2人	0人	0%

<中核市C>

職種	採用 予定者数 (a)	受験者数 (b)	合格者数 (c)	採用予定者に対する 合格者割合 (c/a)
土木	8人	4人	2人	25%
建築	2人	1人	0人	0%
電気	4人	2人	1人	25%
機械	3人	1人	1人	33%

※いずれも大卒程度。先行募集・追加募集等を除く。

地方公共団体における技術職・専門職の配置状況

○ **技術職や専門職については、全国的に人員不足が深刻化しているが、指定都市等の人口規模が大きい団体では、比較的人員が確保されている。**

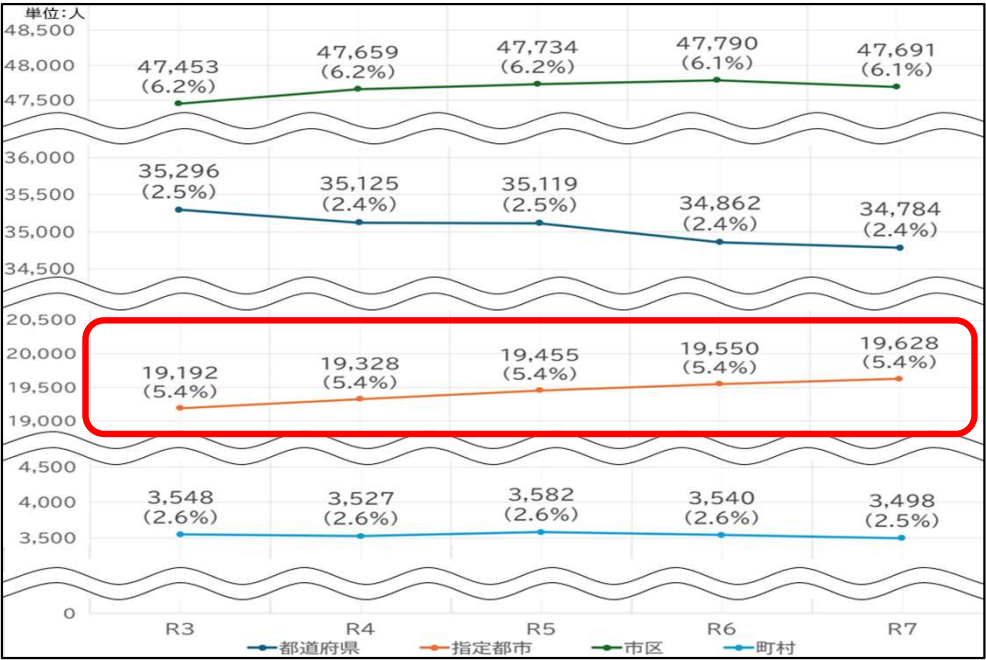
■ 技術系職員※1

※1 土木技師及び建築技師の人数の合計。
※2 指定都市は除く。

・ 指定都市においては、一般の市町村に比べれば、技術系職員数が確保されている傾向。

【技術系職員数の推移(R3～R7年)】

※()内の数値は、職員数全体に占める割合



(備考)総務省「地方公共団体定員管理調査結果」(各年4月1日時点)をもとに事務局作成

■ DX・情報関係業務担当職員

・ 指定都市を含め、人口規模が大きい団体では比較的人員が確保されている。

【単位：団体】

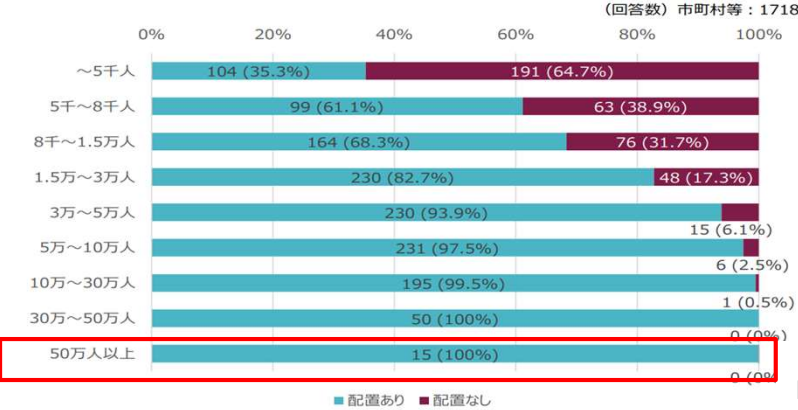
		DX推進部局の担当者数（人）※1										合計
		0	1	2	3	4	5	6～10	11～20	21～50	51～	
団体規模（人口）※2	1万人以下	7	138	205	104	35	19	20	2	2	0	532
	1～5万人	2	42	149	189	113	80	102	12	3	0	692
	5～10万人	0	0	12	20	30	35	120	19	1	0	237
	10～20万人	0	0	3	6	10	10	63	53	3	0	148
	20～50万人	0	0	2	3	4	4	9	48	31	0	97
	50～100万人	0	0	0	0	0	0	3	1	20	0	24
	100万人以上	0	0	0	0	0	0	1	0	2	8	11
合計		9	180	371	322	192	144	318	135	62	8	1,741

※1 DX推進担当部署や情報政策担当部署がある場合にはそれらの部署の職員数、それらの部署がない場合は、部署名によらず、DX・情報関係業務を担当している職員数

※2 団体規模の人口は令和6年1月1日住民基本台帳人口を活用（出典）「自治体DX・情報化推進概要（令和6年度版）」

■ 教員を支える人材 ・ ベテラン教員が大量に退職し、若手への指導技術の継承が課題となる中、役割を果たすことが求められる**指導主事**は、人口規模が大きい団体では**全て配置されている**。

【人口規模別(市町村等) 指導主事の配置】



(出典)教育委員会の現状に関する調査(令和4年度間)

大規模災害時の指定都市の役割(緊急消防援助隊①)

○ 緊急消防援助隊は、大規模災害時に全国の消防機関が連携して活動する広域応援制度。**指定都市の消防本部は、他の市町村には配備されていない専門部隊・施設を有しており、とりわけ重要な役割**を果たしている。

目 的

■地震等の大規模・特殊災害発生時における人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施する消防の援助体制を国として確保。

概 要

- 総務大臣が、編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定。計画に基づいて消防庁長官が部隊を登録。
- 大規模・特殊災害発生時には、消防庁長官の指示又は求めにより部隊が出動。
- 令和8年4月1日現在、20小隊等で編成され、6, 971隊(隊員数:26,368人)が登録。

愛知県内消防本部の緊急消防援助隊登録状況

令和 7 年 4 月 1 日現在																							
緊急消防援助隊 番号	都道府県名 消防本部名	指揮隊（※）	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊			特殊装備小隊			水上小隊	航空小隊	航空後方支援小隊	合 計						
								対毒物等 対応小隊	大規模危険物 火災等対応小隊	密閉空間火災等 対応小隊	二輪消防活動 小隊	特殊災害対応 小隊	震災対応 小隊				特殊装備 小隊	その他の 小隊	隊数		施設		
																			合計	を 除く 重複	車両	へり	消防艇
23001	名古屋市消防局	13	29	9	14	6	1	6	5	3	2	1	4	1	3	2	99	93	95	3	1		
名古屋市消防局を含む県全体		14	116	29	77	41	1	14	5	3	2	2	26	1	3	2	336	322	332	3	1		

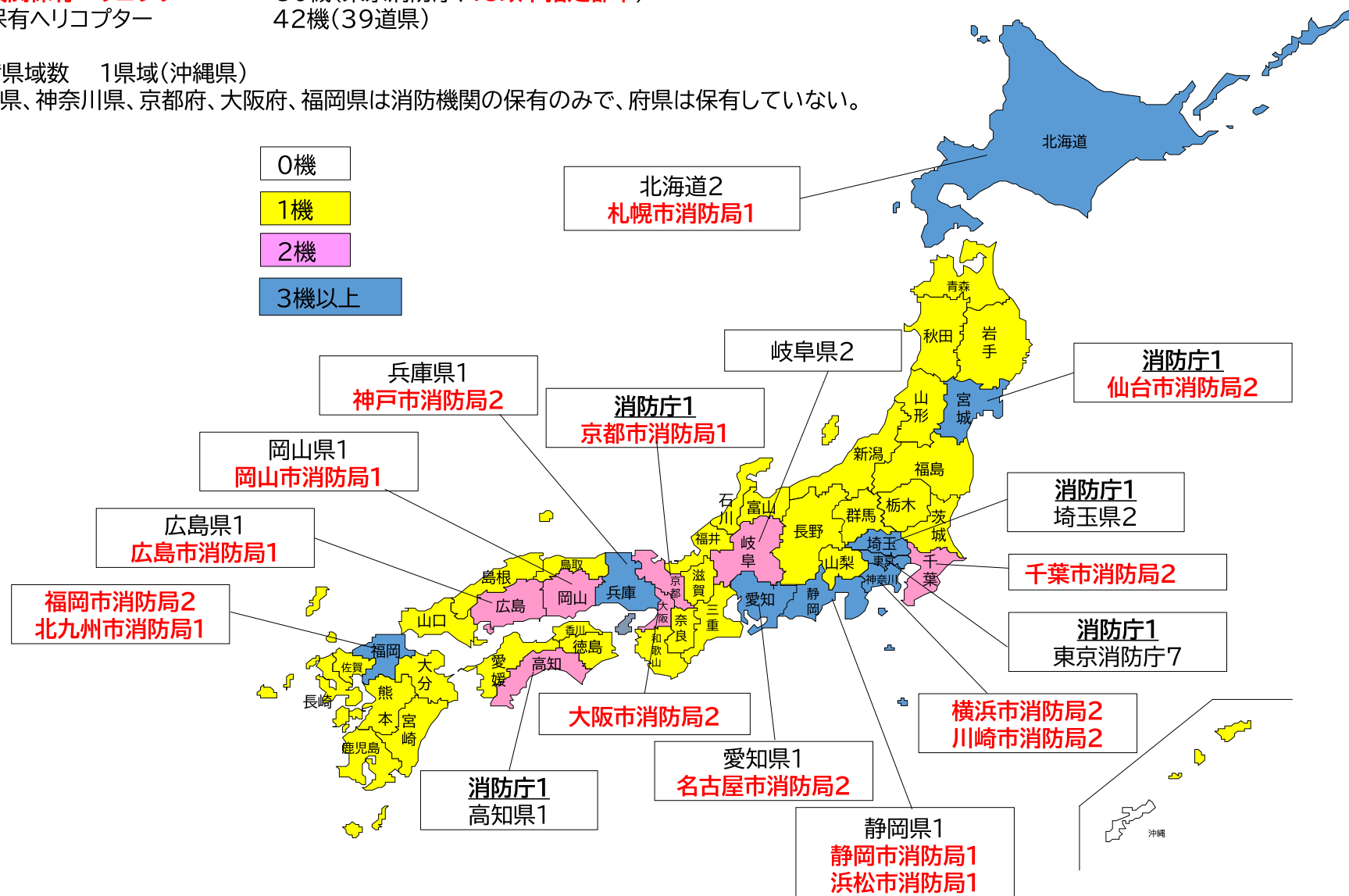
(備考)消防庁HP・愛知県HPをもとに事務局作成

→赤囲みの部分については、県全体に占める名古屋市消防局が登録する部隊・施設の割合が特に高い

大規模災害時の指定都市の役割(緊急消防援助隊②)

- 1 令和8年4月1日現在配備状況 77機(46都道府県、55運航団体)
- 消防庁保有ヘリコプター 5機(東京消防庁、京都市消防局、埼玉県、宮城県及び高知県が無償使用)
 - 消防機関保有ヘリコプター 30機(東京消防庁、**15政令指定都市**)
 - 道県保有ヘリコプター 42機(39道県)

- 2 未配備県域数 1県域(沖縄県)
- ※千葉県、神奈川県、京都府、大阪府、福岡県は消防機関の保有のみで、府県は保有していない。

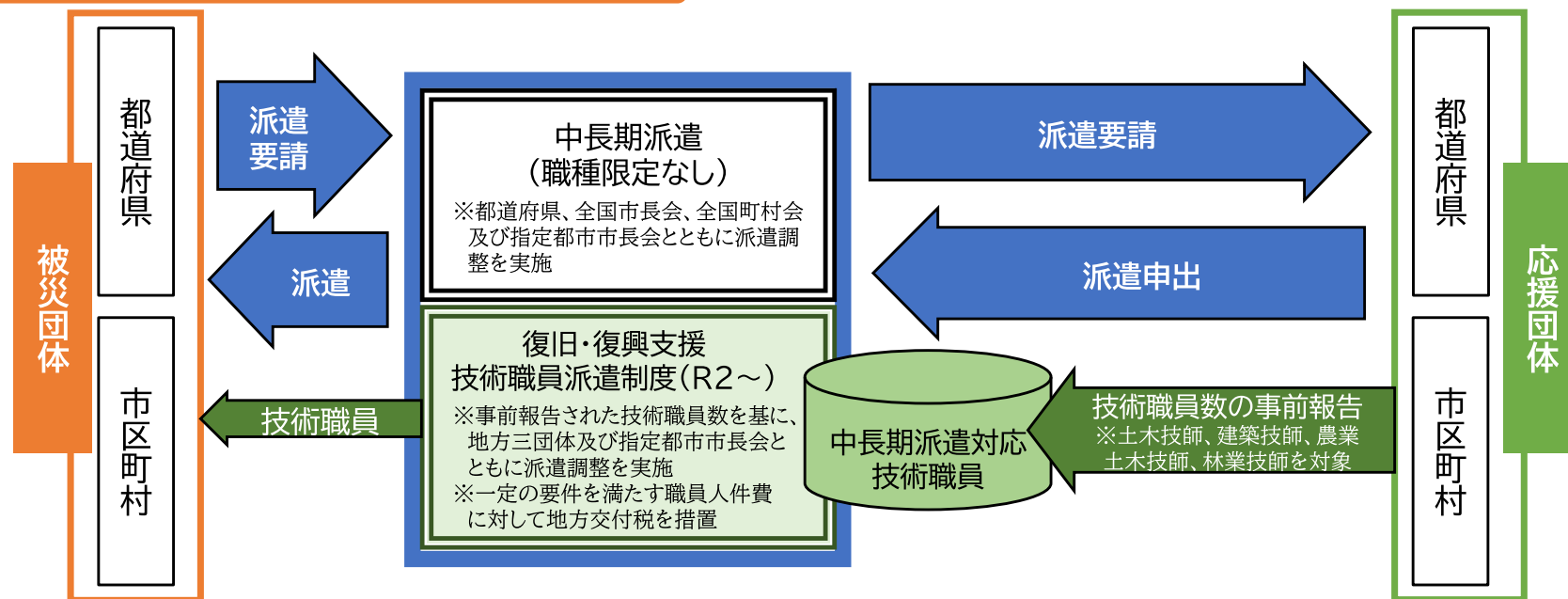


(出典)消防庁資料より抜粋・加工

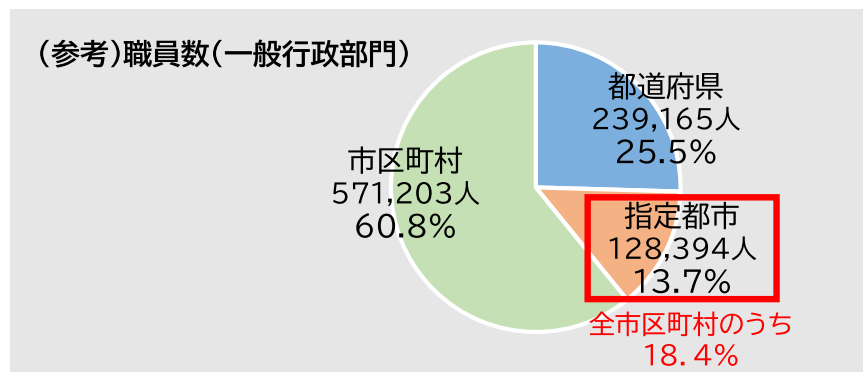
大規模災害時の指定都市の役割(被災地方公共団体への中長期派遣)

○ 大規模災害からの復旧・復興に必要な中長期の応援派遣については、指定都市も多く職員を派遣しており、重要な役割を担っている。

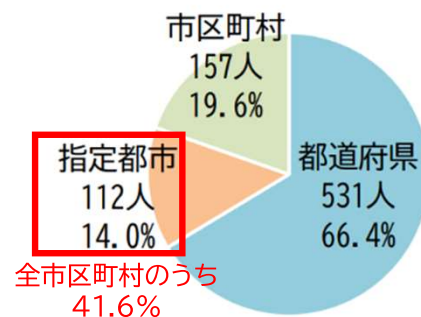
被災地方公共団体への地方公務員の中長期派遣の仕組み



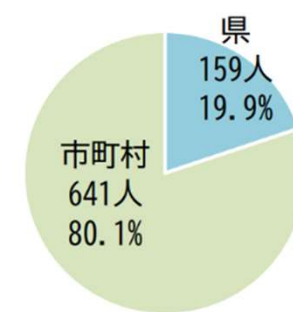
被災地方公共団体への地方公務員の中長期派遣状況(令和7年4月1日時点)



○派遣元団体区分別派遣人数

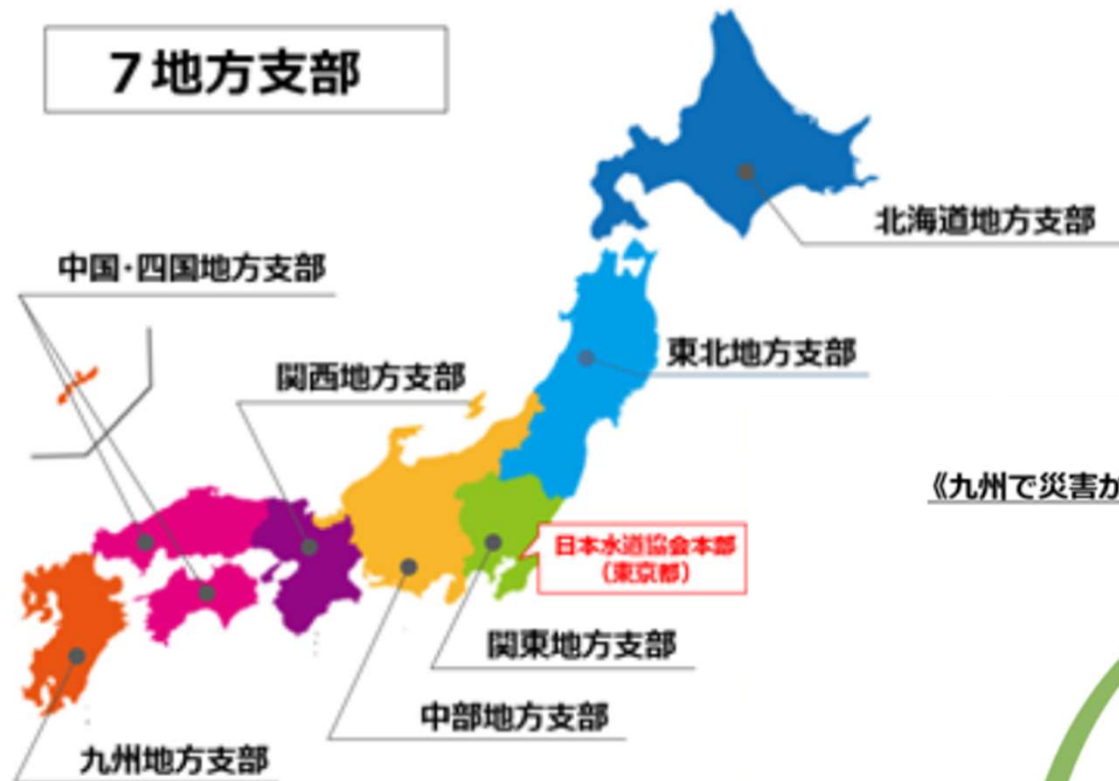


○派遣先団体区分別派遣人数



大規模災害時の指定都市の役割(日本水道協会における相互応援)

- 全国の水道事業体から構成された日本水道協会は、地震等緊急時における相互応援の仕組みを設定している。**指定都市の水道局は各地方支部の支部長として、災害発生時の情報連絡や応援隊の出動において、重要な役割を果たしている。**



支部	支部長都市
北海道地方支部	札幌市水道局
東北地方支部	仙台市水道局
関東地方支部	横浜市水道局
関西地方支部	大阪市水道局
中国・四国地方支部	広島市水道局
九州地方支部	福岡市水道局

《九州で災害が発生した場合》



- ➡ 災害時の応援要請や応援隊の出動は、指定都市にある地方支部長を通して行われる。
- ➡ 技術系職員は指定都市等の人口が多い地域で比較的人員が確保されているため、災害時の応援体制において指定都市が果たす役割は大きい。

デジタル技術を活用した遠隔地の地方公共団体間の連携

- 浜松市と茨城県つくば市は、行政課題（公共施設の最適配置、保育施設の需要分析等）に対応するため、保有データを庁内で活用できるよう抽象化し、庁内での安全な利活用に資するシステムを開発。当該システムは複数自治体での共同運用が可能。

【先駆け（住民情報の活用に向けたシステム開発）】

茨城県 つくば市

（人口 26.0万人 人口密度 917人/km²）

研究学園都市

施行時特例市

人口増加

静岡県 浜松市

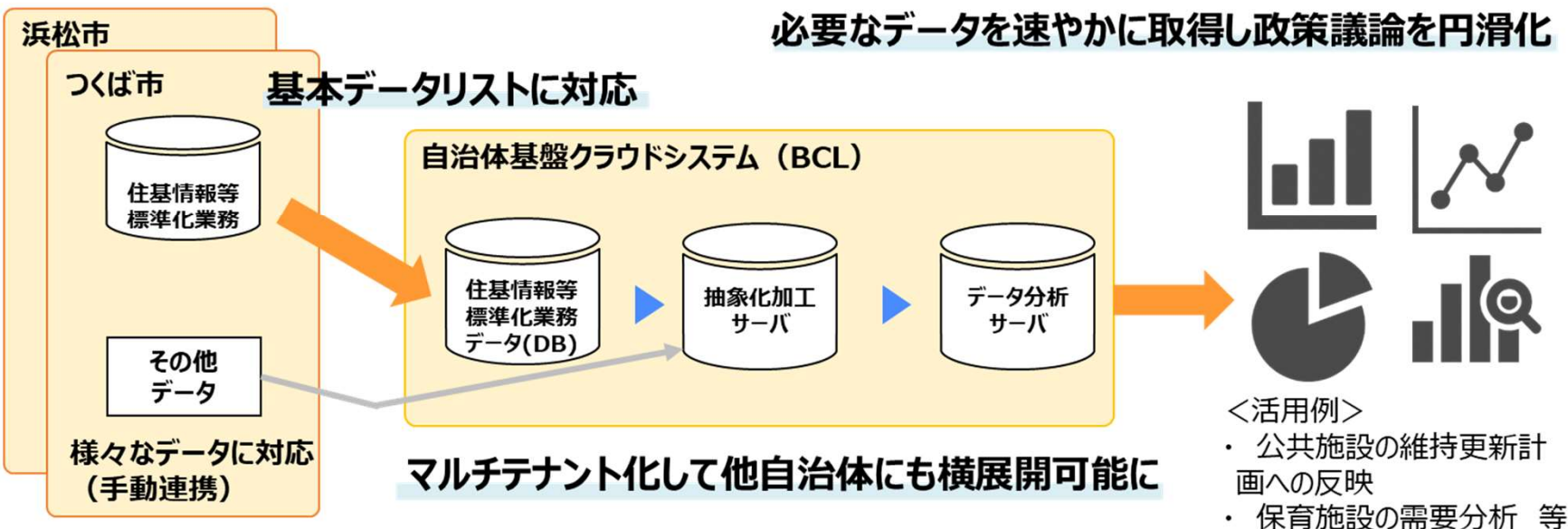
（人口 78.5万人 人口密度 504人/km²）

政令指定都市

人口・面積県内最大

- 行政課題（公共施設の最適配置、保育施設の需要分析等）に対応するため、保有データを庁内で活用できるよう抽象化し、庁内での安全な利活用に資するシステムを開発
- 抽象化等を行うシステムはマルチテナント化することで複数自治体での共同運用が可能なサービスを構築
- システム間のデータ連携は標準化対象システムから抽出可能な統一のインターフェイス（基本データリスト）に対応。
 - ・団体ごとに必要なデータクレンジングのコストや労力を省力化
 - ・分析データのファイルレイアウトや定義が揃い、分析・可視化ノウハウの自治体間共有や再利用が可能

事業概要



地方公共団体の主な役割分担

(令和7年4月1日現在)

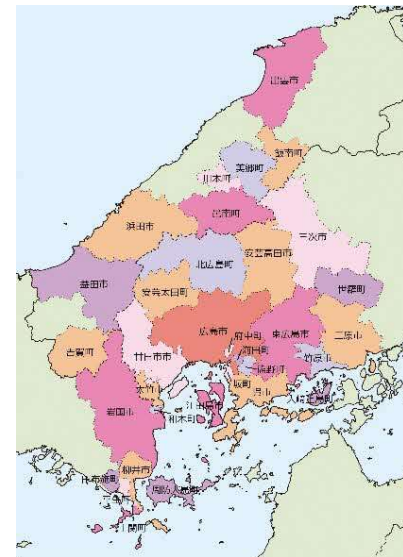
	医療・保健衛生	福祉	教育	環境	まちづくり	治安・防災その他
道府県	- 医療計画の策定 - 精神科病院の設置・指定	- 保育士、介護支援専門員の登録 - 身体・知的障害者更生相談所の設置 - 国民健康保険事業（財政運営等）	- 私立学校、市町村立（指定都市を除く）高等学校の設置認可 - 教育職員の免許（・高等学校の設置）	- 産業廃棄物処理業の許可 - 第一種フロン類回収業者の登録 - 公害健康被害の補償給付	- 都市計画区域指定 - 指定区間の1級河川、2級河川管理	- 警察 - 災害応急措置（所掌事務に係るもの）
指定都市	- 病院の開設許可（都道府県の同意協議） - 精神障害者の入院措置 - 動物取扱業の登録		- 小中学校学級編制基準、教職員定数の決定 - 市立小中学校等の職員の任免、給与の決定・負担	建築物用地下水の採取の許可	- 都市計画（区域区分等） - 市街地再開発事業認可 - 指定区間外の国道、県道の管理 - 指定区間の1級河川、2級河川（一部）の管理	災害救助（指定都市の申請に基づき内閣総理大臣が救助実施市を指定）
中核市	- 保健所の設置 -薬局開設許可 -飲食店営業等の許可 -旅館業の経営許可 -感染症発生届の受理、患者の入院措置等	- 保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督 - 介護サービス事業者の指定 - 身体障害者手帳交付		- 廃棄物処理施設の設置許可 - 産業廃棄物処理業の許可（区域内のみの業） - ばい煙発生施設の設置の届出受理	- 屋外広告物の規制 - 市街化区域・調整区域内の開発許可 - 土地区画整理組合の設立認可	
市町村	- 保健センターの設置 - 健康増進事業の実施 - 定期・臨時（一部）の予防接種 - 結核に係る健康診断 - 埋火葬の許可	- 保育所の設置 - 生活保護（市及び福祉事務所設置町村） - 養護老人ホームの設置 - 障害者自立支援給付 - 介護保険事業 - 国民健康保険事業（保険料賦課・徴収等）	（・小中学校・幼稚園の設置）	- 一般廃棄物の収集・処理 - 一般廃棄物処理業の許可 - 騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定（市）	- 上下水道の整備・管理 - 都市計画（用途地域等） - 都市計画（用途地域等以外の地域地区等） - 市町村道、橋梁の建設・管理 - 準用河川の管理	- 消防・救急 - 避難指示、災害応急措置 【その他】 - 戸籍・住基

特別区

広島広域都市圏の取組

圏域形成に至った経緯

- 平成5年10月、13市町により「広島広域都市圏形成懇談会」を設立し、圏域の一体的発展に向けた交流・連携を推進
- 平成24年2月、4町を加え、「広島広域都市圏協議会」に改称するとともに、「まち起こし協議会」を設置し、「神楽」や「食と酒」といった地域資源を積極的に活用した取組を推進
- 平成27年7月、7町を加え、24市町により協議会を構成
- 平成28年3月、広島市と23市町が連携協約を締結し、「広島広域都市圏発展ビジョン」を策定
- 令和3年3月に1市、令和4年3月に1市2町、令和6年3月に2町、令和7年3月に2市1町が広島市と連携協約を締結し、15市18町により広島広域都市圏を形成



今後の展開

- 圏域経済の活性化と圏域内人口200万人超の維持を目指す「200万人広島都市圏構想」の実現を図るため、圏域外からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、それらが圏域内で循環する「ローカル経済圏」を構築する取組を一層進める。
- 第2期広島広域都市圏発展ビジョン(令和3年3月策定)に掲げた事業について、PDCAサイクルを実施し、その結果を踏まえ、更なる充実を図る。

圏域全体の経済成長のけん引

広島広域都市圏地域共通ポイント制度「としポ」の運用

ローカル経済圏を構築する取組の1つとして、スマートフォンアプリ等を活用し、圏域内での買い物やイベント又はボランティア活動等への参加などで貯めたポイントを、買い物や公益的な活動団体等への寄附などに使うことにより、経済活動及び住民の地域活動の活性化が期待できる地域共通ポイント制度を運用



広島広域都市圏観光振興事業

圏域内の市町が連携し、各地域の魅力を生かした観光振興を図るため、圏域市町を周遊するツアーや特産品等のPRイベントを開催



高次の都市機能の集積・強化

救急相談センター広島広域都市圏・備後圏域の運用

24時間365日体制で電話による救急医療相談を受け付け、緊急度が高い場合には119番へ転送し、緊急度が低い場合には応急手当の助言等を行うとともに、併せて受診可能な医療機関を案内する、圏域を対象とした救急相談センター事業を実施



地域貢献人材を育成する大学・高校等への支援

地域に愛着と誇りを持って地域課題の解決や産業・経済の更なる発展等に貢献する人材を育成するため、広島広域都市圏内の大学・高校等が圏域内市町において行う、当該市町や地域住民、企業、団体と連携して地域課題の解決に取り組む教育研究活動等に対する支援を実施



圏域全体の生活関連機能サービスの向上

公共交通を利用した地域活動団体等の交流促進

圏域の公共交通の利用促進及び地域コミュニティの活性化を図るため、圏域内の地域活動団体等が同種の団体等との交流や地域資源の視察等を行う場合の公共交通の利用に要する経費を補助



圏域における技術職員の補完体制の構築

圏域内市町の技術職員不足に対応するため、連携中枢都市である広島市が毎年度数人程度の技術職員を確保し、技術職員が不足する市町の状況を勘案しつつ、「復旧・復興支援技術職員派遣制度」を活用した職員派遣を実施



都道府県間の協議により調整を行う枠組みの例<九都県市首脳会議>

- 東京圏の都県及び指定都市は、共同して広域的課題に積極的に取り組むことを目的に、環境問題や防災・危機管理対策等の広域的に対応すべき諸課題について定期的に意見交換等を行う枠組みを設けている。

(備考)九都県市首脳会議ホームページをもとに作成

構成員

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県知事、さいたま市・横浜市・川崎市・千葉市・相模原市の市長

沿革

昭和54年に六都県市首脳会議として設立。以降、千葉市長(平成4年)、さいたま市長(平成15年)、相模原市長(平成22年)が加入

広域的な取組の必要性

「首都圏は、全国人口の約3割を擁し、我が国の政治、経済、文化の中心をなすとともに、大都市圏として一つの地域社会を形成しています。しかし、この地域への人口の集中や諸機能の集積による都市化の進展により、個々の都県市の範囲を超えた広域的に対応すべき様々な課題が生じています。このため、広域化した諸課題の解決に向けて、九都県市が協調した取組を進めることが必要となっています。」

活動内容

- 首脳会議を年2回(春・秋)開催し、共同宣言や国に対する要望を取りまとめているほか、諸課題についての検討や情報共有、周知等の取組を行っている。
(令和7年度の取組)
 - ・ 中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた価格転嫁の円滑化について、周知啓発活動や各都県市の取組の横展開等を実施。
 - ・ 令和7年度からの盛土規制法の規制開始について、法の周知徹底や運用上の事例研究等を実施。
 - ・ 働く女性の活躍推進について、女性活躍の気運を高められるよう検討を実施。
- 首脳会議の下に、廃棄物担当部局長を委員とする廃棄物問題検討委員会を設置し、食品ロス削減や廃棄物の適正処理の促進に向けた啓発事業等の取組を実施。また、環境保全担当部局長を委員とする環境問題対策委員会を設置し、地球温暖化対策に係る普及啓発事業、ディーゼル車規制等の大気汚染対策、水質保全のための東京湾環境一斉調査等の取組を実施。
- 自然災害対策としては、毎年、九都県市が持ち回りで幹事となり、合同防災訓練(避難誘導・受入訓練、人員・資機材等の応援訓練、救援物資緊急輸送訓練などを内容とする広域応援・受援訓練等)を実施し、相互の連携協力体制の充実・強化を図っている。

広域連合等が都道府県を超えた圏域の水平的な調整を行う枠組みの例<関西広域連合>

- 関西圏においては、**関西広域連合を設立**し、防災、観光・文化・スポーツ振興、産業振興、医療、環境保全、職員研修などの**幅広い分野における広域行政が推進**されている。

(備考)関西広域連合ホームページをもとに事務局作成

構成団体

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市(連携団体:福井県、三重県)

沿革

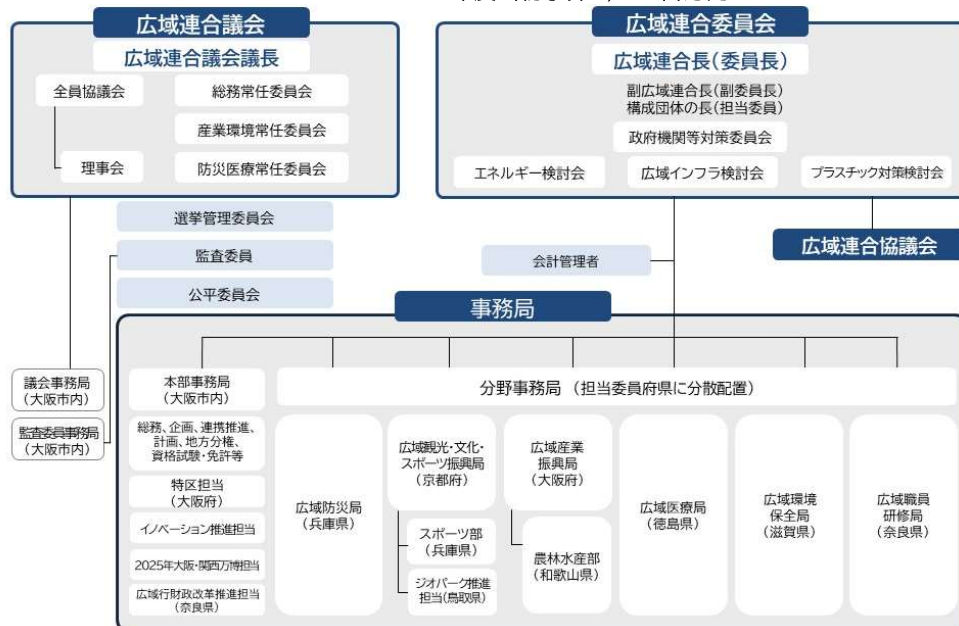
平成22年設立。以降、4指定都市(平成24年)、奈良県(平成27年)が加入。

設立のねらい

- 1.地方分権改革の突破口を開く(分権型社会の実現)
- 2.関西における広域行政を展開する(関西全体の広域行政を担う責任主体づくり)
- 3.国と地方の二重行政を解消する(国の地方支分部局の事務の受け皿づくり)

組織図

(参考) 本部事務局職員38人(R7.3.31現在)
R7年度当初予算3,811百万円



実施事務

1. 広域防災

- ・「関西防災・減災プラン」及び「関西広域応援・受援実施要綱」に定める防災力の充実・発展
- ・大規模広域災害を想定した広域対応の推進 等

2. 広域観光・文化・スポーツ振興

- ・「関西観光・文化振興計画」の戦略的推進
- ・「2025年大阪・関西万博」や「ワールドマスタースゲーム2027関西」等に向けた観光の取組の推進 等

3. 広域産業振興

- ・「関西広域産業ビジョン」の着実な推進
- ・地産地消運動の推進による域内消費拡大 等

4. 広域医療

- ・「関西広域医療連携計画」の推進
- ・ドクターヘリの活用等による広域救急医療体制の充実 等

5. 広域環境保全

- ・「関西広域環境保全計画」の推進
- ・脱炭素社会づくり 等

6. 資格試験・免許等

- ・准看護師、調理師、製菓衛生師試験の実施、免許交付等
- ・毒物劇物取扱者、登録販売者試験の実施

7. 広域職員研修

- ・政策形成能力研修の実施
- ・構成団体主催研修への相互参加(団体連携型研修)等

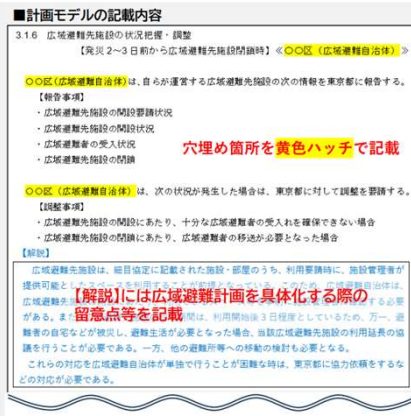
都道府県と国とが協議により調整を行う枠組みの例<首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会等>

- 大規模水害時の広域避難や、首都直下地震の際の帰宅困難者等対策について、**国と東京都**が中心となって、**東京圏の関係自治体や民間事業者との連携による検討**が行われている。
- また、**全国9ブロック**に設けられている**都道府県知事、指定都市市長、国の地方行政機関の長等で構成**される「**地方行政連絡会議**」(平成13年度以降、開催実績なし)制度が存在する。

首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会

- 令和7年3月に、**内閣府と東京都**が共同で座長となり、**国の関係機関や東京圏の関係自治体等で構成**される「**首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会**」が、自治体が広域避難計画を策定するためのひな型となる「**首都圏大規模水害広域避難計画モデル**」を取りまとめた。

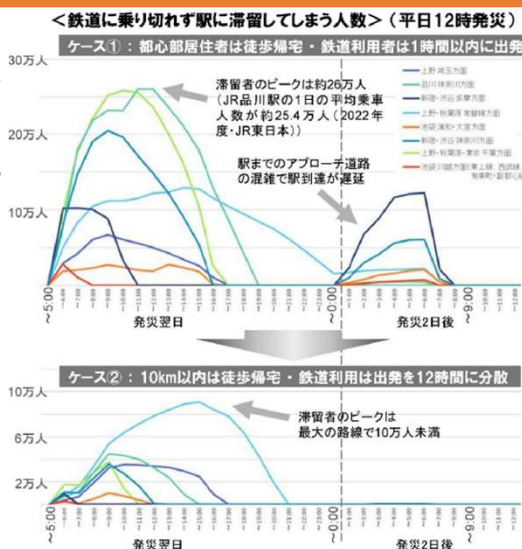
(出典)第7回 首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会(令和7年3月26日)



「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」等

- 平成24年9月に、**内閣府と東京都**が共同で座長となり、**国の関係機関や東京圏の関係自治体等で構成**される「**首都直下地震帰宅困難者等対策協議会**」が、平時における準備や災害時における行動指針を取りまとめた。
- 取りまとめを踏まえ協議会の構成員による「**首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議**」が設置された。

(出典)「一斉帰宅抑制後の帰宅行動指針」(令和6年7月26日首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議)



地方行政連絡会議

目的

地域開発等の広域的な行政課題※に対応するとともに、国の地方行政機関等を含め広く総合的な視野の下に検討を行うため、地方行政連絡会議法(昭和40年法律第38号)に基づき設けられた会議。
※ 道路、鉄道、その他の交通体系の整備、水資源の開発利用、広域観光ルートの開発、雇用対策、災害対策等

連絡会議の概要

○構成員:

- ・ 都道府県知事、指定都市市長
- ・ 国の地方行政機関の長(沖縄総合事務局、管区警察庁、管区行政評価局、財務局、地方農政局、森林管理局、経済産業局、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局等)
- ・ 関係のある公共的団体の機関の長等

○区域: 全国9ブロック(北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州)

○意見の申出等:

- ・ 連絡会議は、関係大臣、公共的団体の長に対して意見を申し出ることができる。
- ・ 関係大臣は、連絡会議を通じて所管行政に関する意見を聴くことができる。
- ・ 協議が調った事項については、会議の構成員は、協議の結果を尊重するよう努める。

開催状況 平成13年度以降、開催実績なし

- ・ 各地方公共団体がそれぞれの地域の特性を生かした施策を展開し、団体の関心が多様化している状況の中で、共通したテーマを持つことが困難になった。
- ・ 個別案件ごとに関係地方公共団体相互間あるいは関係する国の地方行政機関との間の連絡調整会議が行われるようになった。
- ・ 日程調整が困難(構成員が多いブロックでは50名〜60名に達した)。

(出典)第32次地方制度調査会第31回専門小委員会(令和2年1月30日)資料1を抜粋・加工

国が都道府県を超えた圏域の調整の役割を果たす枠組みの例＜首都建設委員会等＞

- 1970年代までは、東京を中心とする**大都市圏域を管轄**し、**国の関係行政機関の長や関係地方公共団体に対する勧告権を有する国の行政機関**(首都建設委員会、首都圏整備委員会)が置かれていた。

首都建設委員会 (S25～総理府外局、S27～S31建設省外局)		首都圏整備委員会 (S31～S49総理府外局)	
概 要	- 戦後、東京都による首都東京の復興と都市基盤整備に対する国の特別の支援の要請を受け、昭和25年に「首都建設法」が公布・施行。同法に基づき、総理府の外局として「首都建設委員会」が設置された。 - 委員会は、昭和30年に「首都圏構想素案」を公表。	- 昭和31年に「首都圏整備法」が制定(首都建設法は廃止)され、同法に基づき、総理府の外局として「首都圏整備委員会」が設置された。 - 委員会は、昭和33年に「第一次首都圏基本計画」を決定。昭和49年の国土庁設置に伴い、委員会は廃止	
任 務 掌	首都建設計画の作成と実施の推進	首都圏整備計画の策定とそのために必要な調査、同計画の実施に関する事務の総合調整及び実施の推進	
構 成 員	9名(建設大臣(委員長)、衆議院議員1名、参議院議員1名、東京都知事、東京都議会議員1名、学識経験者4名)	5名(国務大臣(委員長)、委員4名(うち常勤2名))	
対 象 域	東京都の区域	東京都の区域と政令で定めるその周辺の地域を一体とした広域＝「広域圏」 第一次首都圏基本計画時(昭和33年): 東京都心を中心とする半径100kmの区域 ↓ 首都圏整備法施行令改正後(昭和41年): 1都7県に拡大	
権 限	国、東京都の市区町村及び関係事業者に対し、所管の施設の計画の決定等について、首都建設計画を尊重するよう 勧告できる	国の関係行政機関の長、関係地方公共団体、関係事業者に対し、整備計画等の実施に関し、 勧告・報告徴収できる	

国が都道府県を超えた圏域の調整の役割を果たす枠組みの例<広域地方計画協議会>

- 国土形成計画法に基づき国土交通大臣が定める広域地方計画及びその実施に関して協議するため、**全国8ブロック**に設けられている**国、地方公共団体、経済団体等で構成**される「**広域地方計画協議会**」が存在する。

広域地方計画協議会

1 広域地方計画

- ・ 国土形成計画法(昭和25年法律第205号)に基づき、国土交通大臣が、対象となる区域における国土の形成に関する方針・目標及び目標を達成するために一の都府県の区域を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策について定める計画。
- ・ 全国8ブロック(東北圏、首都圏、北陸圏、中部圏、近畿圏、中国圏、四国圏、九州圏)ごとに策定されており、現在の計画は、概ね10年間の国土づくりの戦略を定めたものとして平成28年3月に決定。

2 広域地方計画協議会

○概要

- ・ 国土形成計画法に基づき、広域地方計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、広域地方計画区域ごとに組織。

○構成員

- ・ 国の地方行政機関の長、都道府県知事、指定都市市長、市町村団体、経済団体等で構成。

(参考)首都圏広域地方計画(平成28年3月策定)

- ・ 国土形成計画(平成27年8月策定)を受け、新しい首都圏の実現に向けた地域の戦略を明らかにした概ね10年間の計画で、同計画に基づき、①IoT・ICT、②防災・復旧、③国際競争力、④交流ネットワーク、⑤共生社会、⑥拠点形成の6分野で38プロジェクトが推進されている。
- ・ また、新たな首都圏広域地方計画の策定に向けた検討が令和4年8月から進められており、令和6年12月には、その時点での検討状況を整理した「中間とりまとめ(素案)」が公表されている。



(備考)国土交通省ホームページ「国土形成計画(広域地方計画)」をもとに事務局作成

A:行政事務を行う組織の特例① 英国(ロンドン)

○ ロンドンでは、都市の発展に伴い広域行政需要が拡大する中で、政権の方針の影響も受けつつ、**広域行政に関する制度の変革が重ねられており**、2000年以降、**ロンドン全域を管轄する大ロンドン(GLA)**が同地域の**企画調整・戦略策定**の役割を担っている。

制度の変遷

背景

制度の概要

1965年～
(GLC創設)

*括弧内は団体数

ロンドン県に
周辺地域を統合・再編

パターン②

大ロンドン
(GLC)

ロンドン区(32)と
シティ

行政組織の効率化

1986年～
(GLC廃止)

*括弧内は団体数

GLCの業務の一部は、政府任命
機関、各区合同委員会等の広域
的組織に移管

パターン①

ロンドン区(32)と
シティ

広域行政における
リーダーシップ強化

2000年～
(GLA創設)

パターン②

大ロンドン
(GLA)

ロンドン区(32)と
シティ

*括弧内は団体数

・市街地の膨張を背景に、従前のロンドン県(LCC)の区域を越えるロンドン全域を管轄する大ロンドン(GLC(Greater London Council))を創設、既存の基礎自治体を32のロンドン区(+シティ)に再編

・インフレ抑制と公共支出の削減を進めるサッチャー保守党政権の下でGLCを廃止、業務は各区又は各区合同委員会等の広域的組織に移管

・GLC廃止後、広域行政に関する権限の細分化やリーダーシップの不在等が指摘され、ブレア労働党政権の下で、ロンドン全域を管轄する新たな広域行政組織(GLA(Greater London Authority))を創設

大ロンドン(GLC)

人口:約677万人(1987年)

【組織】

- ・議会(直接公選(1972年まで一部非公選))
- ・職員約22,000名

【主な事務】

・総合的土地利用計画、大規模公園、広域居住計画、首都道路建設、廃棄物処理、娯楽施設等免許、内ロンドン建築規制、洪水予防、消防、司法事務、文化、スポーツ等、(内ロンドンのみ)教育、建築規制

ロンドン区・シティ

【組織】

- ・議会*(直接公選)
 - *以下のいずれかの類型(2000年～)
 - ①リーダー(議会が選任する首長)と内閣制
 - ②メイヤー(直接公選首長)と内閣制
 - ③委員会制

【主な事務】

・政府任命機関、各区合同委員会等の広域的組織で処理する分野(警察、消防、交通等)以外の事務

大ロンドン(GLA)

人口:約880万人(2021年)

面積:約1,572km²(2021年)

【組織】

- ・市長(直接公選)、議会(直接公選)

【主な事務】

・公共交通、地域開発等の企画調整と戦略策定

*GLA本体の他、ロンドン全域の警察、消防、交通、都市開発等を担う5つの実務機関が存在。

<GLA本体+警察、消防>
予算:約73億ポンド(2023年)
※約1.2兆円
職員:約5万名(2023年)

<GLA本体のみ>
予算:約22億ポンド(2024年)
※約3,500億円
職員:約1,400名(2024年)

※交通関係等は含まない

ロンドン区・シティ

*ハウズロー区为例
人口:約29万人(2021年)
面積:約56km²(2021年)

【組織】

- ・議会(直接公選)

【主な事務】

・教育、道路、社会福祉、住宅、ごみ処理等

予算:約7億ポンド(2023年)
※約1,200億円
職員:約2,000名以上(2023年)

A:行政事務を行う組織の特例② 英国(マンチェスター等)

○ ロンドン以外の大都市圏(マンチェスター等)においても、統治構造の変革が重ねられているが、近年では、**大都市圏における広域行政への対応や政府からの権限移譲を目的に、複数自治体で構成される合同行政機構**の設置が進んでいる。

制度の変遷

背景

制度の概要

1974年～
(大都市圏カウンティ創設)

*括弧内は団体数(マンチェスターの場合)

パターン② 大都市圏カウンティ

大都市圏
ディストリクト(10)

行政組織の効率化

1986年～
(大都市圏カウンティ廃止)

*括弧内は団体数(マンチェスターの場合)

大都市圏カウンティの業務の一部は合同委員会等に移管

パターン①

大都市圏
ディストリクト(10)

広域行政への対応
国からの権限移譲の受け皿

2011年～
(合同行政機構創設)

*グレーター・マンチェスター合同行政機構の場合、10の大都市圏ディストリクトで構成される

パターン②

合同行政機構
(CA(Combined Authority))

大都市圏
ディストリクト

周辺自治体
(一層又は二層)

・ 小規模団体の廃止や広域化・統合化により行政区画の拡大が図られ、イングランド全域において二層制が導入

・ インフレ抑制と公共支出の削減を進めるサッチャー保守党政権の下で、GLCとともに大都市圏カウンティを廃止、大都市圏ディストリクトに統合し一層制に

・ 大都市圏における広域行政への対応や国からの権限移譲の受け皿となることを目的に、2011年にグレーター・マンチェスター合同行政機構が設置されて以降、現在までに14圏域で合同行政機構を設置(当初は大都市圏に設置されたが、現在では大都市圏以外にも設置)

大都市圏カウンティ

【組織】

・ 議会(直接公選)

【主な事務】

・ 公共交通、都市計画・開発、廃棄物処理等の広域行政サービス

大都市圏ディストリクト

【組織】

・ 議会*(直接公選)

*以下のいずれかの類型(2000年～)

①リーダー(議会が選任する首長)と内閣制

②メイヤー(直接公選首長)と内閣制

③委員会制

【主な事務】

・ 合同委員会等において処理している分野(交通、廃棄物処理、警察、消防等)以外の事務

合同行政機構(CA)

*グレーター・マンチェスターの例
人口:約287万人(2021年)
面積:約1,276km²(2021年)

【組織】

・ 理事会(ディストリクトの議員から指名)

・ 首長(直接公選)

【主な事務】

・ 警察、消防、公共交通、住宅、都市再生等

・ 国との協定に基づき、移譲を受けた事務(開発、経済発展のための権限・財源の移譲を受けることが可能)

*CA本体の他、圏域の警察、消防、交通等を担う実務機関が存在。

<CA本体のみ>

予算:約3億ポンド(2024年)

※約550億円

職員:約2,000名(2022年)

※交通関係等は含まない

大都市圏ディストリクト

*マンチェスター市の例
人口:約55万人(2021年)
面積:約116km²(2021年)

【組織】

・ 議会(直接公選)

【事務】

・ 教育、道路、社会福祉、住宅、ごみ処理等

予算:約9億ポンド(2025年)

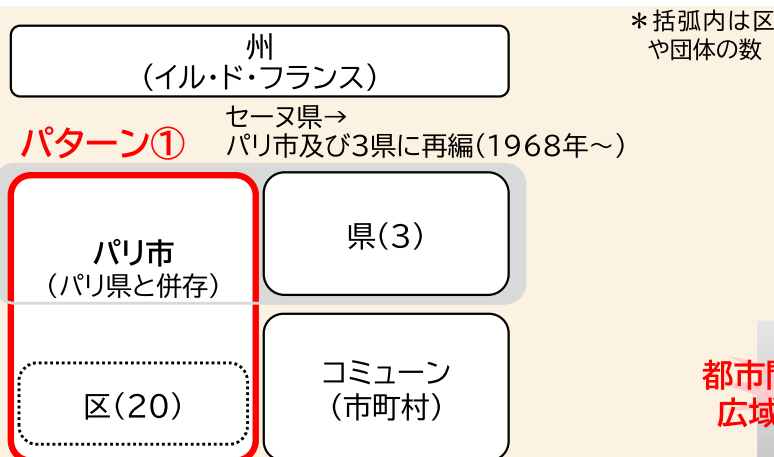
※約1,700億円

職員:約7,000名(2025年)

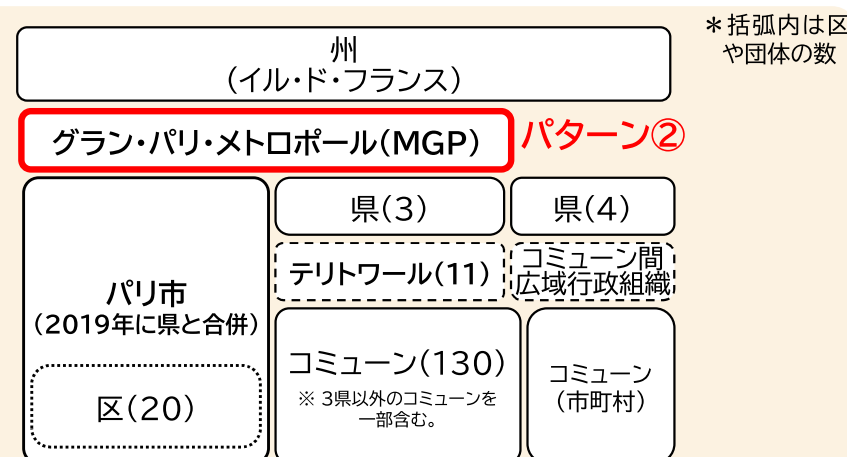
A:行政事務を行う組織の特例③ フランス(パリ)

- パリは、その政治的重要性から他の地域とは異なる制度が適用されてきたが、近年、**EUや世界との都市間競争に必要な都市の規模を確保**するものとして、周辺の自治体も含む地域を管轄する**広域行政組織であるグラン・パリ・メトロポールが設置**された。

1975年～
(1975年法により現行制度の骨格が整備)



2016年～
(グラン・パリ・メトロポール創設)



都市間競争に備えた
広域都市圏の形成

制度の変遷

背景

- ・ パリは、政府が任命する官選知事及び警視総監を執行機関とするなど、その政治的重要性から特別な法制下におかれてきたが、1975年に公選制(議会で互選)のパリ市長職が設置され、1982年には、巨大化した市政を市民に近づけるため、公選制の区議会を導入

- ・ EUや世界での都市間競争に耐えうる広域都市圏を形成し、フランス国土全体の競争力を強化することや、コミューン間の格差縮小等を目的として、特別な法的地位を有するコミューン間広域行政組織であるグラン・パリ・メトロポール(MGP)を創設(合わせて、MGPと構成コミューン間の調整機能を担う機関としてテリトワールを設置)

制度の概要

パリ市(パリ県と併存)

【組織】

- ・ 議会(直接公選)
- ・ 市長(議会で互選(1975年～))

【主な事務】

- ・ 県事務
(中学校、県道、国道維持管理、公共交通、通学バス、社会扶助給付、保健、福祉サービス等)
- ・ コミューン事務
(小学校、幼稚園、コミューン道、都市交通、社会住宅、都市計画、上下水道、電気・ガス等)
- ・ 警察(交通・駐車規制等を除く)は、政府任命の警視総監の事務

区(行政区)(1982年～)

【組織】

- ・ 区議会(直接公選)*
*上位3分の1は市議会議員を兼務
- ・ 区長(区議会で互選)
- ・ パリ市職員を配置

【主な事務】

- ・ 区内の公共施設の運営についての意見表明、立地計画の決定等
- ・ 区長は国の機関として、戸籍、選挙管理等を担当

グラン・パリ・メトロポール(MGP)

人口:約712万人(2022年)
面積:約814km²(2022年)

【組織】

- ・ 議会(直接公選)

【主な事務】

- ・ 都市再開発、経済振興、住宅政策、流域管理・水防等

予算:約42億ユーロ(2024年)
※約6,700億円
職員:約200名(2024年)

パリ市

人口:約211万人(2022年)
面積:約105km²(2022年)

【組織】

- ・ 議会(直接公選)
- ・ 市長(議会で互選)

【主な事務】

- ・ 県事務
- ・ コミューン事務
- ・ 警察(交通・駐車規制等を除く)は、政府任命の警視総監の事務

予算:約93億ユーロ(2025年)
※約1.5兆円
職員:約5万名(2025年)

A:行政事務を行う組織の特例④ カナダ(トロント)

○ トロントでは、周辺自治体も含めた地域を管轄するメトロ・トロントにより広域的な課題への対応が行われていたが、1998年に、歳出削減と行政の効率化を目指す州政府の主導により、一層制の大規模自治体(新トロント市)が設置された。

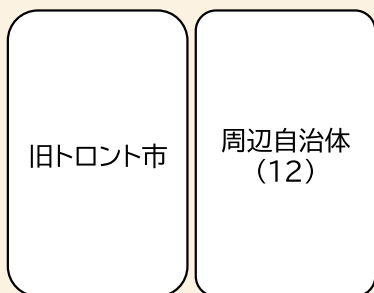
制度の変遷

背景

制度の概要

～1954年
(メトロ・トロント創設前)

*括弧内は団体数

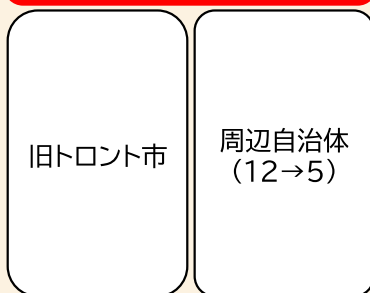


1954年～
(メトロ・トロント創設)

*括弧内は団体数

パターン②

メトロ・トロント



広域行政への対応

1998年～
(メトロ・トロントの廃止とトロント市の合併)

*括弧内はカウンシル数

パターン①

新トロント市

コミュニティ・カウンシル
(6→4)

行政組織の効率化

- ・ 都市圏人口の増大を背景に、トロント市議会は周辺自治体の併合合併を決議し、州委員会に提出したが、周辺自治体は反発。

- ・ 広域的課題に対応するため、二層目の組織の創設が委員会から州に勧告されたことを踏まえ、広域行政組織としてメトロ・トロントが発足

- ・ 州財政の悪化を背景に、歳出削減と行政の効率化を目指す州政府の主導により、メトロを廃止するとともに、メトロ構成自治体の合併により新トロント市が発足

旧トロント市等の基礎自治体

【組織】

- ・ 市長(直接公選)、市議会(直接公選)
- ・ 一般的に市長は議会の議長を務める

【主な事務】

- ・ 消防、地方道路、公園・娯楽、図書館、域内広域事業、経済開発、土地利用計画、廃棄物収集等

メトロ・トロント

Regional Municipality of Metropolitan Toronto

人口:228万人(1991年)

【組織】

- ・ 議会:構成市からの間接代表
→構成市の市長+直接公選(1988年～)
- ・ 議長(州政府任命→直接公選)に執行責任

【主な事務】

- ・ 広域計画、運輸、警察、幹線道路、上下水道(大規模施設)、廃棄物処理、公衆衛生、広域公園、児童・老人福祉、救急等

新トロント市

人口:279万人(2021年)

面積:631km²(2021年)

【組織】

- ・ 市長(直接公選)、市議会(直接公選)

【主な事務】

- ・ 広域自治体と基礎自治体の事務

予算:約188億カナダドル(2025年)
※約2.9兆円
職員:約4万名(2025年)

A:行政事務を行う組織の特例⑤ 韓国(釜山・光州等)

- 広域自治体である道から独立した一層制の「直轄市(現:広域市)」が存在したが、事務量が膨大となったため、1988年以降、従前の行政区を「自治区」として基礎自治体化。2026年以降、ソウル一極集中の打開策として、首都圏以外の道と広域市が合併し、国からの財政支援を強化する動きがある。

制度の変遷

背景

制度の概要

1963年～
(直轄市創設)

*括弧内は区の数(光州の場合)

パターン①

直轄市

区(5)

道

市

1988年～
(自治区の基礎自治体化)

*括弧内は団体数(光州の場合)

パターン②

広域市
(1995年に直轄市から名称変更)

道

市

自治区(5)

事務の膨大化による
二層制への移行

2026年～
(道と広域市の統合)

パターン②

統合特別市

市

自治区

首都一極集中に対抗
地方の成長のための
大都市の形成

- ・ 1963年に釜山直轄市が置かれて以降、5つの大都市を、道から独立して広域自治体の事務と基礎自治体の事務の双方を行う「直轄市」とした(1981年に大邱、仁川、1986年に光州、1989年に大田が直轄市に)。当時は軍事政権下で、首長は大統領による任命制。
- ・ 直轄市に置かれていた区は、独立した法人格を有しない、市の単なる下部行政単位。

直轄市

【組織】

- ・ 市長(大統領による任命)、市議会はなし

【主な事務】

- ・ 広域自治体と基礎自治体の事務

広域市

*光州市の例
人口:約140万人(2025年)
面積:501km²(2022年)

【組織】

- ・ 市長(直接公選)
- ・ 議会(直接公選)

【主な事務】

- ・ 国との連絡・調整
- ・ 広域事務(一般廃棄物処理、住宅、都市計画、道路、上下水道、交通等)

予算:約7.7兆ウォン(2026年)
※約8,100億円

職員:約4,100名(2024年)

自治区

*光山区の例
人口:約40万人(2023年)
面積:約223km²(2023年)

【組織】

- ・ 区庁長(直接公選)
- ・ 議会(直接公選)

【主な事務】

- ・ 住民登録等、基礎自治体の事務のうち、広域市が実施する事務以外のものを実施

予算:約1.1兆ウォン(2026年)
※約1,100億円

職員:約1,300名(2025年)

- ・ ソウル首都圏に総人口の5割以上が集中する一方、地方都市の疲弊が深刻化。一極集中の打開策として、地方の広域市と道を統合し、合併後の自治体に対する国からの財政支援の強化、産業育成等に関する国の一部事務の移譲が検討されている。

- ・ 2026年7月に光州広域市と全羅南道の統合により、「全南光州統合特別市」が発足。他に統合の動きがあるのは、釜山、大邱、大田の各広域市。

全南光州統合特別市

人口:約318万人
面積:12,810km²

【組織】

- ・ 市長(直接公選)
- ・ 議会(直接公選)

これまでの主な議論(「大都市地域における行政体制」の在り方について)

2-1 大都市地域が果たすべき役割

- ・ 東京圏と他の大都市圏との格差がどんどん広がっており、東京圏の中でも東京都、さらには23区に人口と税収が著しく集中している。直接的には税制や財政の問題であるが、自治制度として何らかの方策が考えられないか、各地方圏でも都区制度に対抗し得るような制度設計をしていく可能性があるのではないか、ということが大都市制度に関する議論の背景にあるのではないか。
- ・ デジタル技術の進展により、住民との近接性が必要とされる権限もかつてとは変わってきているため、それを前提として大都市制度についても考える必要があるのではないか。
- ・ 東京への人口流出は地方を大きく疲弊させており、このままで地方、東京の双方が持続可能かどうかという問題が突きつけられている。東京一極集中ではなく、日本列島の各地域においてそれぞれの地方をリードする圏域の形成が必要。それぞれの圏域において、中心的な役割は大都市が果たしていくべきと考えている。【神戸市】

これまでの主な議論(「大都市地域における行政体制」の在り方について)

2-2 いわゆる「特別市」の意義

- ・ 二重行政を解消する方策として、指定都市を解消して特別区を設置する現行の制度に加えて、新たに指定都市が道府県から独立する特別市制度を創設して、3つの中から選択できるようにしていただきたい。【神戸市】
- ・ 地方公務員の不足がこれからどんどん深刻化していくことを考えれば、限られた人的資源を有効活用するという意味でも、大都市のことは大都市に任せて、道府県は大都市以外の市町村の垂直補完にリソースを集中していくことが求められるのではないかと考えている。【神戸市】
- ・ 特別市が創設されれば、市民レベルでは二重行政が完全に解消され、周辺の市町村、道府県との間での水平連携が促進される。また、大都市を中心とした圏域の形成により、自治体間の連携による圏域発展が見込まれ、国際競争力の向上につながるものと考えている。【神戸市】
- ・ 現行の指定都市制度は十分に機能しており、県と指定都市の連携が密に取れている熊本県の状況を前提とした場合、特別市の必要性は感じられない。地理的連続性や歴史的な県民の帰属意識などについても、骨太な議論をしていただきたい。【熊本県】
- ・ 特別市の制度化によって、事実上、都道府県が分離・分割されることの影響が非常に大きく、特に残存する県の事務処理への影響を懸念している。【熊本県】
- ・ これまで県で対応してきた事務を、県と、事実上の第2の都道府県となる特別市に分割することによって、災害対応、地理的連続性から生じている広域的な調整事務(地下水の保全、防疫、都市計画等)、特別市の区域内に置かれる県立学校の移行をはじめとした各種事務において、事務処理の効率性や広域調整等に影響が生じると考えている。【熊本県】
- ・ 国際競争力を高めるためには、例えば九州であれば九州全域で産業ビジョンを立てて、どうやって戦略的に産業振興を果たしていくかということを考えることが必要と考えており、特別市にすることによって経済競争力を高めるということは難しいと考える。【熊本県】
- ・ 人口減少下での全体最適を考えると、特別市ができるのであれば、県への還元や広域的な責任はセットで考える必要がある。これらを考えなければ、特別市の周辺地域からの独り立ちに繋がってしまう。もし特別市制度をやるのであれば、全体を少しでも良くするものでなければいけないのではないかと考えている。

2-3 「特別市」の制度化を検討する場合の論点

2-3-1 広域事務への影響等

- ・ 広域自治体が分割されることによる影響については、移行手続において、指定都市と道府県の間で十分な事前協議が行われる必要がある。また、事務の性質や地域の実情によって共同処理する仕組みが考えられる。【神戸市】
- ・ 市町村を補完するのは管轄する道府県だけではなく、既に、指定都市と周辺の自治体との間での水平連携、都道府県の圏域を越えた水平連携も進められている。DXを使えば、遠隔地に対する水平連携も行われる。市町村は基本的に同じ仕事をやっており、水平連携はこの点に大きな強みがある。【神戸市】
- ・ 特別市による他市町村の水平補完は可能であるものの、県との役割分担等、これまでの広域連携の在り方とは異なる内容になると考えており、骨太な議論が必要と考えている。【熊本県】
- ・ 都道府県の代わりに水平補完をすることになると、特別市にとってやりたくないことや特別市の市民にとってマイナスのことも責任を持ってやっていくことにもなると思うが、市域内の住民に水平連携に対してお金を使うことをどのように説明するのか。
- ・ 特別市による広域的な役割の仕組みの担保について、広域事務に関する何らかの義務付けは必須だと思う。市民税は市内で使うのであって広域事務には使わないという市長が出てくる可能性もあり、市長が変わっても、その広域事務の位置づけは変えられないよう制度的に担保する必要がある。
- ・ 指定都市が特別市として独立した場合、水平補完としてサポートするのは主に特別市周辺地域を想定しているものと理解した。また、どういった行政サービスについて補完するのかということについても、制度的な枠組みではなく、恣意的、選択的に行うイメージだと理解した。そうすると、特別市周辺地域より更に遠いところにある、行政サービスの提供が危ぶまれるような地域には不利に働くような制度となり、役割分担の議論と相反してしまうのではないか。